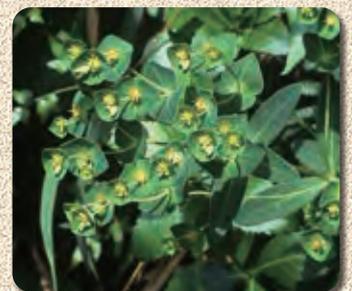


奄美大島生物多様性地域戦略 (2015-2024)

～自然と共に生きる奄美のしま創りプラン～



表紙写真(奄美大島の様々な生き物たち)

ルリカケス

浜田 太

イボイモリ

浜田 太

アマミトゲネズミ

浜田 太

アサトカンアオイ

山下 弘

アマミノクロウサギ

浜田 太

トリガミネカンアオイ

山下 弘

アマミイシカワガエル

浜田 太

アマミデンダ

山下 弘

アマミイワウチフ

山下 弘

アマミクサアジサイ

山下 弘

フェリエベニボシカミキリ

浜田 太

アマミスミレ

山下 弘

アマミヒイラギモチ

山下 弘

アマミナツトウダイ

山下 弘

上段：種名
下段：撮影者

はじめに

奄美大島生物多様性地域戦略(以下「本戦略」という。)は、生物多様性基本法に基づき、奄美大島の5市町村(奄美大島自然保護協議会)によって2015年(平成27年)3月に策定されました。複数の地方自治体が連携し、1つの広域的な生物多様性地域戦略を策定する取組は、奄美大島が全国で初めての事例として高く評価されています。

本戦略は、生物多様性基本法や生物多様性国家戦略の趣旨を踏まえ、生物多様性鹿児島県戦略との連携を図るとともに、関係市町村の総合振興計画や奄美群島振興開発計画等の施行における生物多様性保全と持続可能な利用に係るガイドラインとなるものです。さらに、地域が主体となった人と自然が共生する社会づくり活動の指針となるものです。

本戦略は、奄美大島の生物多様性保全と持続可能な利用に関する長期的・総合的な計画です。奄美大島の生物多様性の質的向上を図ると同時に、その保全・利用を通して地域活性化を進めることを目指します。その際、「地域活性化は自然環境と歴史文化を基盤とした個性ある地域づくりによってもたらされる」、「これらの保全と地域活性化は両立する」という考え方に立って各般の施策を講じ、奄美大島が我が国における「真に人と自然が共生する社会のモデル地域」となることを目指します。

本戦略は、2015年度(平成27年度)から2024年度(令和6年度)までの10年間の計画であり、策定5年後に中間評価と必要な改訂を行うこととしています。そのため2019年度(令和元年度)に、有識者で構成する「奄美大島生物多様性地域戦略改訂に係る専門委員会」を設置し、各分野の専門的な意見等を踏まえつつ本戦略の中間評価と改訂を実施しました。

本戦略策定から5年の間に、奄美群島国立公園の指定や2020年(令和2年)の審査を目前に控えた「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」としての世界自然遺産推薦、県内企業や民間団体等による世界自然遺産推進共同体の発足、LCC就航による入込客数の増加等、奄美大島の生物多様性をめぐる様々な状況が変化しています。

この間に、奄美大島では本戦略に基づき、国や県との連携と役割分担の下、マングースやノネコ等の外来種防除、パトロール等の違法採集対策、野生動物の交通事故防止、ガイド認定制度導入等の適正利用、自然環境に配慮した公共事業の推進、世界的に貴重な自然環境の普及啓発及び情報発信等の取組を進め、一定の成果を上げてきました。

一方、奄美大島が世界自然遺産に登録された場合、現在も増加している入込客数がさらに増加すると予想されます。これは、奄美大島の地域活性化にとってまたとない機会となりうると同時に、地域の自然と社会に大きな影響を与える可能性があります。

このため、今回の本戦略改訂にあたっては、上述の各種取組を引き続き強化・推進するとともに、世界自然遺産登録後の入込客数増加による自然環境・生活環境の劣化の抑制、自然環境・歴史文化を体験・体感する機会の提供、経済効果の島内への広範な波及による地域活性化と自然環境保全に還元する仕組みづくり、そして、これらを地域住民が主体的に担うための人材育成を特に重視して、重点施策や行動計画を見直しました。

目次

第1章

戦略の策定にあたって

1	生物多様性地域戦略策定の背景	2
	(1) 生物多様性とは	2
	(2) 生物多様性保全の重要性	3
	(3) 国内外の動き	4
2	奄美大島生物多様性地域戦略の目的と位置づけ	6
	(1) 戦略の目的・性格	6
	(2) 戦略の位置づけ	6
3	戦略の体系と事業展開の考え方	7

第2章

奄美大島の生物多様性の特徴

1	生物の多様性が高い	14
2	固有種が多く存在する	15
3	奄美大島の特異な気候が生んだ希少な動植物が存在する	17
4	人と自然との関わりの中で培われてきた自然がある	18
5	世界的に重要な生物多様性に富んだ自然がある	19

第3章

奄美大島の生物多様性の保全及び利用上の課題

1	開発や自然の過剰な利用などの人間活動による影響	22
	(1) 生息・生育環境の改変や生物の盗採に起因する課題	22
	(2) 配慮不足の自然利用に起因する課題	22
	(3) 自然の管理方法に起因する課題	22
2	人間活動と自然の関わりへの減少による影響	23
	(1) 里地・里山の機能の劣化に起因する課題	23
3	人為的に持ち込まれた生物や物質による影響	24
	(1) 外来種による影響に起因する課題	24
	(2) 環境汚染による影響に起因する課題	25
4	地球温暖化に伴う環境変化による影響	26
5	人の意識と社会経済の変化による影響	27

第4章

基本的事項と目標

1 基本的事項	30
(1) 対象区域	30
(2) 計画期間	30
(3) 基本理念	30
(4) 基本方針	30
2 目標	31
(1) 短期目標(10年後、2024年(令和6年)の奄美大島の姿)	31
(2) 長期目標(50年後、2064年(令和46年)の奄美大島の姿)	32

第5章

重点施策

【重点施策1】 希少種の保全活動及び生物多様性一般化事業	36
(1) 希少野生動植物保護条例の適正な運用と保全活動の展開	36
(2) 生物多様性モニタリング調査及び情報収集	36
(3) 環境学習拠点の整備及び環境学習の充実	37
(4) 生物多様性保全ネットワークの構築	37
【重点施策2】 ノネコ、ノヤギ及び外来種対策	38
(1) ノネコ対策、ノヤギ対策の事業展開	38
(2) 外来種対策	39
【重点施策3】 奄美大島環境文化・自然再生フィールドミュージアム事業	40
(1) 森林、里海、マングローブ再生モデル事業	41
(2) 自然と人が共生する環境文化の継承活動	42
(3) 奄美大島・環境文化情報拠点整備	42
【重点施策4】 奄美大島・生物多様性自然遊歩道整備事業	43
【重点施策5】 里のエコツアー拠点整備事業	45
【重点施策6】 産業振興と生物多様性推進事業	46
(1) 奄美群島持続的観光マスタープランと体験型観光の推進	46
(2) 6次産業化と生物多様性推進事業	46
【重点施策7】 交流と情報発信	47
(1) 奄美大島自然大使の創設	47
(2) 世界自然遺産登録地域との交流	47
(3) 国際交流の推進	47
(4) 大学、研究者との交流	48
(5) 情報発信	48
【重点施策8】 奄美群島環境文化研究拠点の誘致	49

第6章

行動計画

基本方針1 生物多様性の保全・管理	53
1 重要な地域の保全	53
2 生態系ネットワークの形成	54
3 野生生物の適切な保護と管理	55
(1) 希少種とその生息・生育地の保全	55
(2) 鳥獣の管理	56
(3) 外来種の防除	57
4 地球温暖化対策の推進	58
5 環境影響評価制度の検討	58
6 生物多様性の保全に配慮した環境整備の推進	59
(1) 公共工事等に関する取組	59
(2) 山地・森林における取組	60
(3) 農村における取組	60
(4) 市街地における取組	61
(5) 河川・沿岸・海岸における取組	61
基本方針2 人と自然が共生する社会を構築するための仕組み作りと人材育成	62
1 多様な主体の参画促進	62
2 人と自然が共生する社会を構築するための活動の推進	63
3 人材の育成と活用	64
4 調査研究の推進と情報の収集・発信	65
基本方針3 生物多様性の持続可能な利用	66
1 生物多様性の保全に配慮した暮らしの展開	66
2 生物多様性の保全に配慮した農林水産業の展開	67
(1) 林業における取組	67
(2) 農業における取組	68
(3) 水産業における取組	69
3 里地、里山、里海の適正な利用と管理	70
4 生物多様性の保全に配慮した観光業の展開	71

第7章

推進体制と進行管理

1	戦略の推進体制	74
2	戦略の進行管理	75
	(1) 進捗状況の把握及び公表	75
	(2) 戦略の見直し	75
3	各主体の役割	76
	(1) 奄美大島自然保護協議会・市町村	76
	(2) 事業者	76
	(3) 住民・来訪者	77
	(4) 環境NPOなど各種活動団体	77
	(5) 学識者・研究機関	78
	(6) 教育機関	78

第8章

資料編

1	奄美大島における希少野生動植物の指定状況	80
2	奄美大島で確認されている対策が必要な外来種	81
3	奄美大島の重要湿地	84
4	奄美大島の干潟	85
5	文化財の指定状況	86
6	奄美の民謡(島唄)に現れる自然	87
7	奄美の歴史年表	89
8	奄美大島における主な自然ふれあい関連施設	91
9	奄美大島生物多様性地域戦略 策定から改訂までの経過	92
10	関係者名簿	94
11	関連事業	95

参考資料

奄美大島の概要	8
世界自然遺産登録へ向けた行政等の取組	10
奄美大島に生息・生育する代表的な固有種	16
外来種とは	25
アラセツ行事	27
奄美大島における各種指標の変化	28

第1章

戦略の策定にあたって



油井岳 (撮影: 瀬戸内町)

1 生物多様性地域戦略策定の背景

(1) 生物多様性とは

生物多様性基本法(以下、「基本法」という。)では、「生物の多様性」について「様々な生態系が存在すること並びに、生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。」と定義しています。また、環境省のウェブサイトでは、「生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きていま

<様々な自然があること：生態系の多様性>

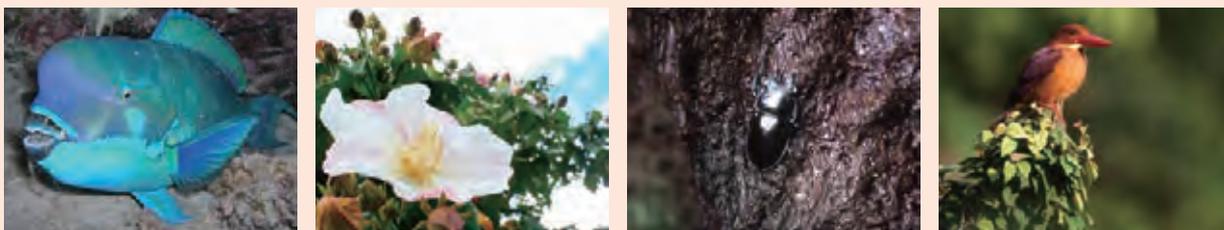
奄美大島には、森、マングローブ、サンゴ礁など、さまざまな環境があります。その中で森という環境ひとつをとっても、樹木の構成や成り立ち、林齢などにより、多様な種類の森林に分けることができます。それぞれの環境と、そこで生きる生物も含めたまとまりを「生態系」と呼びます。「生態系の多様性」とは、どれだけ多くの生態系があるかということです。



<生物の種類に差異があること：種(種間)の多様性>

それぞれの生態系には、その環境を好む動物や植物、さらにはプランクトンやバクテリアのような小さな生物まで、様々な種類の生物が生息・生育しています。

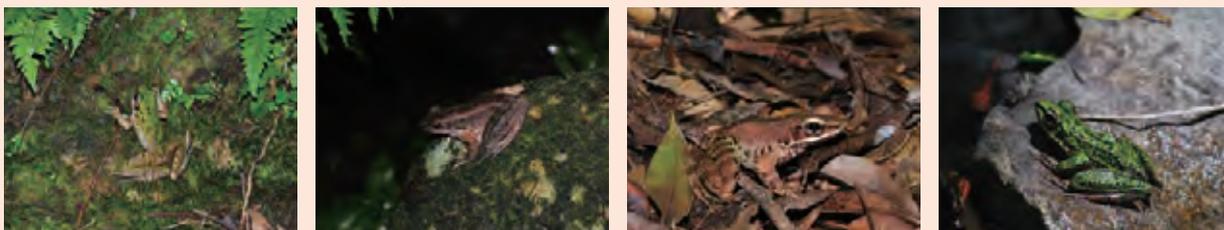
「種(種間)の多様性」とは、そこに棲む生物の種類がどのくらい豊富であるかということです。



<生物の種内に差異があること：遺伝子(種内)の多様性>

アマミハナサキガエルは同じ種の中でも、色や模様が様々に異なっています。この他にも体質や性格が異なるというように、外見だけではわからないところにも違いは存在しています。

「遺伝子(種内)の多様性」とは、同じ種の中のそれぞれの生物が持つ遺伝子の違いがどのくらいあるかということです。言い換えれば生物の持つ個性の豊かさの程度がどのくらいあるかということです。



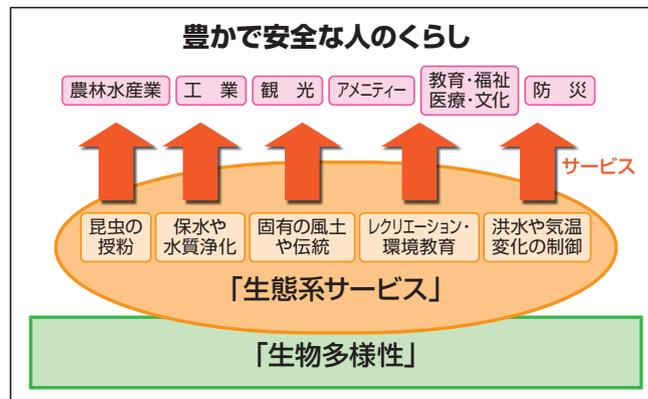
[撮影：○興 克樹、★常田 守、△浜田 太、●大和村、◆龍郷町、■自然環境研究センター]

す。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。」と説明しています。

(2) 生物多様性保全の重要性

生物の多様性は、地球上の生命誕生以来、何十億年も長い時間をかけて作られてきたものです。私たち人類も地球上の多様な生物の一部です。そして、私たちの生活は、多様な生物によって構成される様々な自然から生み出される恵み(生態系サービス¹⁾)によって支えられています。その恵みには衣・食・住など物質的な供給サービスのほか、気候の緩和や洪水防止などの調整サービス、伝統的文化や芸術などを育む文化サービス、生活基盤となっている環境を作っている基盤サービスなどの種類があります。これをいつまでも使い続けられるような形で利用しなければ、私たちも暮らしていくことができません。

生物多様性に支えられる私たちの暮らし



(出典：生物多様性地域戦略とは(公益財団法人 日本自然保護協会 ウェブサイト))

自然の恵み(生態系サービス)

生活に必要な資源を供給するという自然の恵み「供給サービス」

衣服などに利用する綿や羊毛も、米や野菜などの食物も、木材やサンゴで造った石垣も、クビ木や長命草等の健康食品・抗生物質等の医薬品も、生物等が作り出してくれた自然の恵みです。

環境を制御するという自然の恵み「調整サービス」

私たちが出す汚水を微生物が浄化してくれることも、森の木々が晴れの日でも川の水を流し続けてくれることも、浸食されやすい赤土の崖を植物が覆って崩落を防止してくれることも、カヤハエなどをカエルやヤモリが駆除してくれていることも、生物等が行ってくれる自然の恵みです。

文化や伝統など人の心に通じる自然の恵み「文化的サービス」

自然の息吹を美しく描いた田中一村の絵画も、美しい風景や海の力(タラソ)による癒やしも、ダイビング・釣りなどの野外レクリエーションなども、自然が精神的にあるいは宗教的に私たちの暮らしに潤いを与えてくれることも、生物等が提供してくれる自然の恵みです。

環境を基本的に構成するものを作り出すという自然の恵み「基盤サービス」

私たちが生きて行くために必要とする空気や水も、作物を育てるための土壌や栄養分も、生物等が作り出してくれた自然の恵みです。

1 生態系サービス

国際連合の提唱によって2001年～2005年に行われた、地球規模の生態系に関するアセスメントである「ミレニアム生態系評価」では、生物や生態系から得られる恵みを評価するために、その恵みを生態系サービスとして「供給」「調整」「文化的」「基盤」の4つに分類して評価しました。

(3) 国内外の動き

1992年(平成4年)にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議¹で、「生物の多様性に関する条約」²の調印が行われ、1993年(平成5年)に発効しました。このような国際的な生物多様性を保全する流れを受け、わが国でも最初の生物多様性国家戦略(以下「国家戦略」という。)を1995年(平成7年)に策定しました。

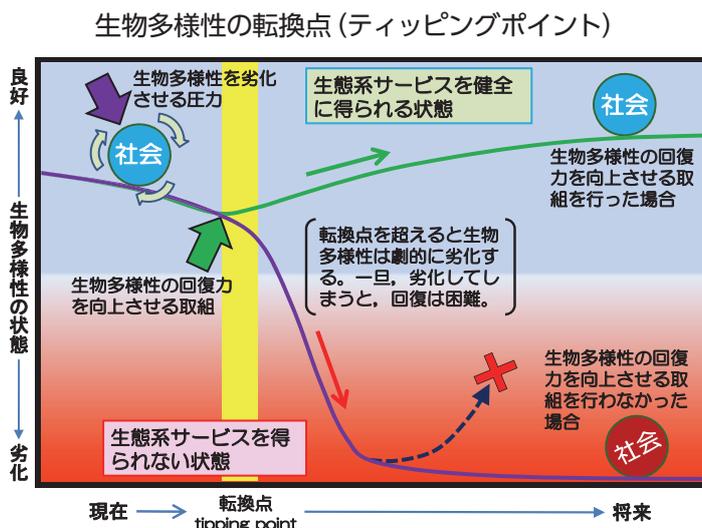
2008年(平成20年)に基本法が施行され、2010年(平成22年)には名古屋で行われた生物多様性条約締約国会議(CBD-COP10)において、生態系が取り返しの付かない劇的な変化が起こる転換点(ティッピングポイント)³の概念が示されました。これを受けてCBD-COP10では、2020年(令和2年)までの取組目標として、生物多様性・自然の恵みを守り・向上させ、賢明に利用し、公正に利益を分かち合うための行動を分かりやすく20に単純化した「愛知目標(愛知ターゲット)」がまとめられました。

これを踏まえ我が国では、2012年(平成24年)には、愛知目標達成に向けたロードマップ等を盛り込んだ「生物多様性国家戦略2012-2020」⁴が策定されています。

さらに、鹿児島県でも「生物多様性鹿児島県戦略」(以下「県戦略」という。)が2014年(平成26年)に策定されました。県戦略の中で奄美地域は、生物多様性の高い地域として評価され、奄美地域の生物多様性の保全に向けたさまざまな取組が行われています。

2015年(平成27年)には国連サミットにおいて、国際目標である持続可能な開発目標(SDGs)⁵が採択され、我が国においては2016年内閣に持続可能な開発目標(SDGs)推進本部を設置し、国内での取組や開発途上国への国際支援が行われています。

また、2017年(平成29年)には、ユネスコ世界遺産センターへ「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産候補地として推薦され、奄美群島国立公園が指定されました。その後、IUCNの登録延期勧告により一旦推薦を取り下げたため、2019年(平成31年)に再推薦がなされています。



(出典:「生物多様性鹿児島県戦略(鹿児島県)」より転載)

1 国連環境開発会議

地球サミット(UNCED)。世界の環境について考えることを目的に世界の首脳が集まった国際会議です。以後10年おきに環境をテーマにした首脳会議を開催しています。

2 生物の多様性に関する条約

生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする国際条約(CBD: Convention on Biological Diversity、平成5年条約第9号)です。

3 転換点(ティッピングポイント)

臨界点とも言い、生態系の状態がここを超えて悪化すると生物多様性の劇的な損失とそれに伴う広範な生態系サービスの劣化が生じ、回復が困難になる時点を指します。

4 生物多様性国家戦略2012-2020

2012年に閣議決定されました。愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、重点的に取り組むべき施策の方向性として「5つの基本戦略」を設定、また、今後5年間の政府の行動計画として約700の具体的な施策が記載されています。2050年までに「自然と共生する社会」を実現するという長期目標を掲げています。

5 持続可能な開発目標(SDGs)

2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されており、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成された2016年から2030年までの国際目標です。

生物多様性関連年表

	世界・国	鹿児島県	奄美大島
1972 (S47)	「世界遺産条約」採択	「鹿児島県自然環境保全条例」制定	
1973 (S48)	「自然環境保全基本方針」閣議決定	「鹿児島県自然環境保全基本方針」告示	
1975 (S50)		「鹿児島県ウミガメ保護条例」公布	
1992 (H4)	「地球サミット」開催 「アジェンダ21」採択 「生物多様性条約」採択 「種の保存法」公布		
1993 (H5)			マングースの捕獲開始(有害鳥獣)
1995 (H7)	「生物多様性国家戦略」決定		
1998 (H10)		「鹿児島県環境基本計画」策定	
1999 (H11)		「鹿児島県環境基本条例」公布	
2000 (H12)	「奄美野生生物保護センター」開所		マングースの本格駆除開始
2002 (H14)	「新・生物多様性国家戦略」決定 「鳥獣保護法」公布 「自然再生推進法」公布		
2003 (H15)	「世界自然遺産候補地に関する検討会」において奄美群島を含む琉球諸島が候補地に選定 「環境保全活動・環境教育推進法」公布	「鹿児島県希少野生動植物保護条例」公布 「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物動物編・植物編」発行 「奄美群島自然共生プラン」策定	
2004 (H16)	「外来生物法」公布		
2005 (H17)			マングースバスターズ(防除事業)発足
2006 (H18)			「希少野生動植物保護条例」公布(島内5市町村)
2007 (H19)	「第三次生物多様性国家戦略」決定 「農林水産省生物多様性戦略」決定 「エコツーリズム推進法」公布		「山羊の放し飼い防止条例」公布(島内5市町村)
2008 (H20)	「生物多様性基本法」の制定		
2010 (H22)	「愛知目標」採択 「生物多様性国家戦略2010」決定 「生物多様性地域連携促進法」公布		
2011 (H23)		「奄美群島版自然への配慮ガイドライン」ハンドブック作成	「飼い猫の適正な飼養及び管理条例」公布(島内5市町村)
2012 (H24)	「生物多様性国家戦略2012-2020」決定	「奄美群島マナーガイド」作成	
2013 (H25)	「世界自然遺産推薦候補地科学委員会」設置	「生物多様性鹿児島県戦略」策定	「奄美大島自然保護協議会」設立 「奄美大島自然保護ガイドブック」発行
2014 (H26)	「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」決定		「奄美群島エコツーリズム推進協議会」設立
2015 (H27)	「持続可能な開発目標(SDGs)」採択		「奄美大島生物多様性地域戦略」策定
2016 (H28)	第2回生物多様性総合評価(JBO2) 「世界自然遺産推薦候補地地域連絡会議」設置 世界遺産暫定一覧表への記載	「奄美群島持続的観光マスタープラン」策定	「奄美大島エコツーリズム推進協議会」設立
2017 (H29)	世界遺産一覧表記載への推薦 「奄美群島国立公園」指定		「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」策定 及びエコツーリズム推進法による認定 「奄美群島地域通訳案内士」認定
2018 (H30)	IUCNより世界遺産一覧表記載への「登録延期」勧告 世界遺産一覧表記載への推薦取り下げ		
		「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」策定	
	世界遺産一覧表記載への再推薦		
2019 (H31/ R1)		「奄美群島域における希少な野生動植物の密猟・密輸対策連絡会議」発足	
		「指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例」施行	
	「世界自然遺産推薦地モニタリング計画」策定	「奄美群島における世界自然遺産推進共同体」 ⁶ 発足	

6 世界自然遺産推進共同体

世界自然遺産推薦地の奄美大島、徳之島をはじめとする奄美群島全島を含む鹿児島県内の40の企業・団体(発足当時)により2019年に発足した組織です。世界自然遺産に関する普及啓発、希少種及び自然環境の保護、密猟・密輸などさまざまな課題の解決や、調査研究・普及啓発などへの参加及び協力、並びに希少種及び自然環境の活用を通じた地域貢献・地域振興にも取り組む、奄美群島環境保全と地域振興の循環モデルの確立を目指すとされています。

2 奄美大島生物多様性地域戦略の目的と位置づけ

(1) 戦略の目的・性格

奄美大島生物多様性地域戦略(以下「本戦略」という。)は、基本法に基づき奄美大島の5市町村が連携して策定するもので、奄美大島における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する総合的な計画となるものです。

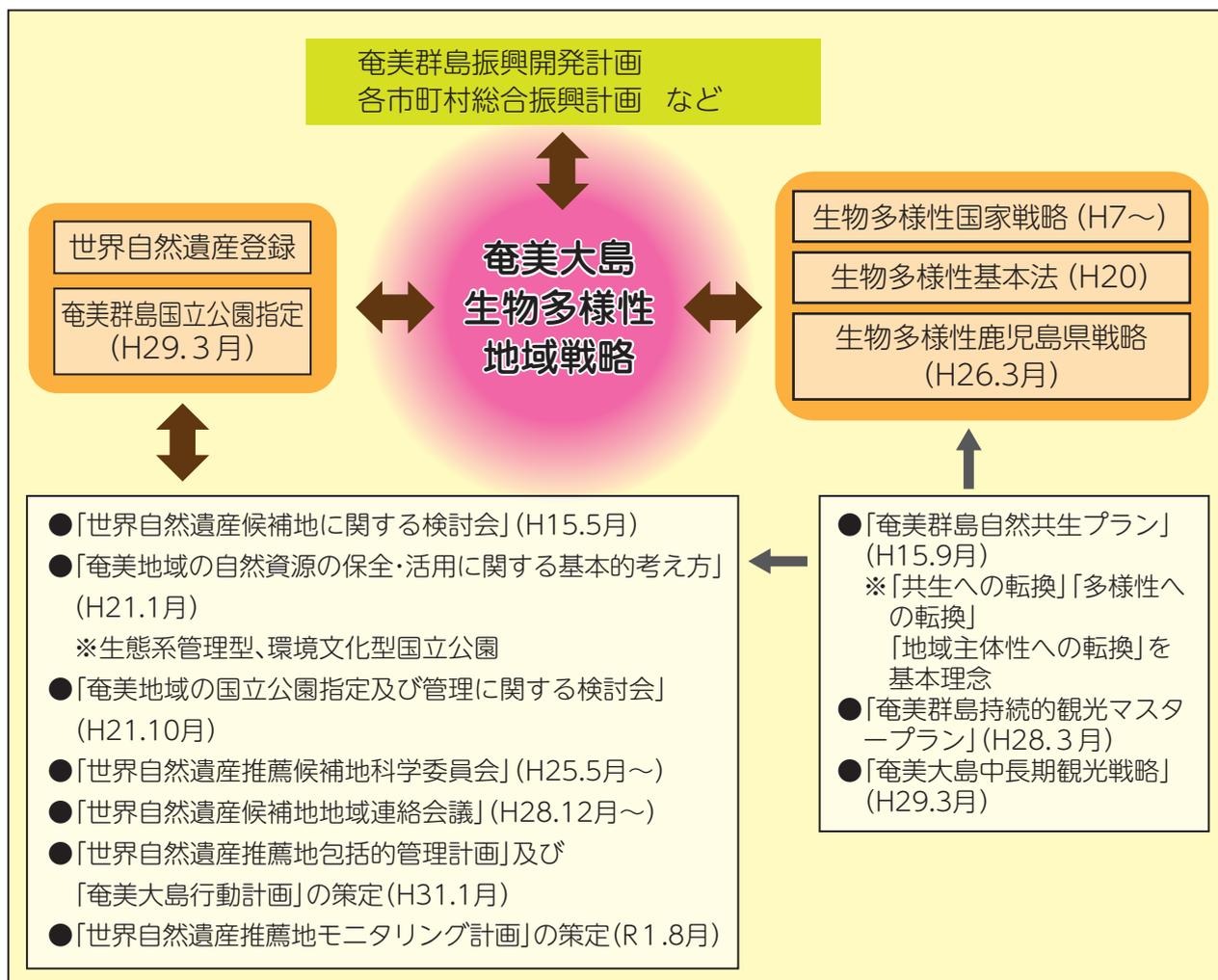
本戦略は、奄美大島の生物多様性の質的向上を図ると同時に、その保全・利用を通して地域活性化を進めることを目指します。

地域活性化は個性ある地域作りによってもたらされ、それは自然環境と歴史文化を基礎としているとの考え方に立って各般の施策を講じていき、奄美大島が我が国における「真に人と自然が共生する社会のモデル地域」となることを目指します。

(2) 戦略の位置づけ

本戦略は、基本法や国家戦略の趣旨を踏まえ、県戦略との連携を図るとともに、関係市町村の総合振興計画や奄美群島振興開発計画等の施行における生物多様性の保全と利用に係るガイドラインとなるものです。また、世界遺産登録を見据え、関係行政機関で策定した世界自然遺産推薦地包括的管理計画、奄美大島行動計画や世界自然遺産推薦地モニタリング計画など、これらの計画と連携を図りながら保全管理に取組み、さらに、地域が主体となった人と自然が共生する積極的な社会作り活動を目指します。

奄美大島生物多様性地域戦略の位置づけ(体系図)

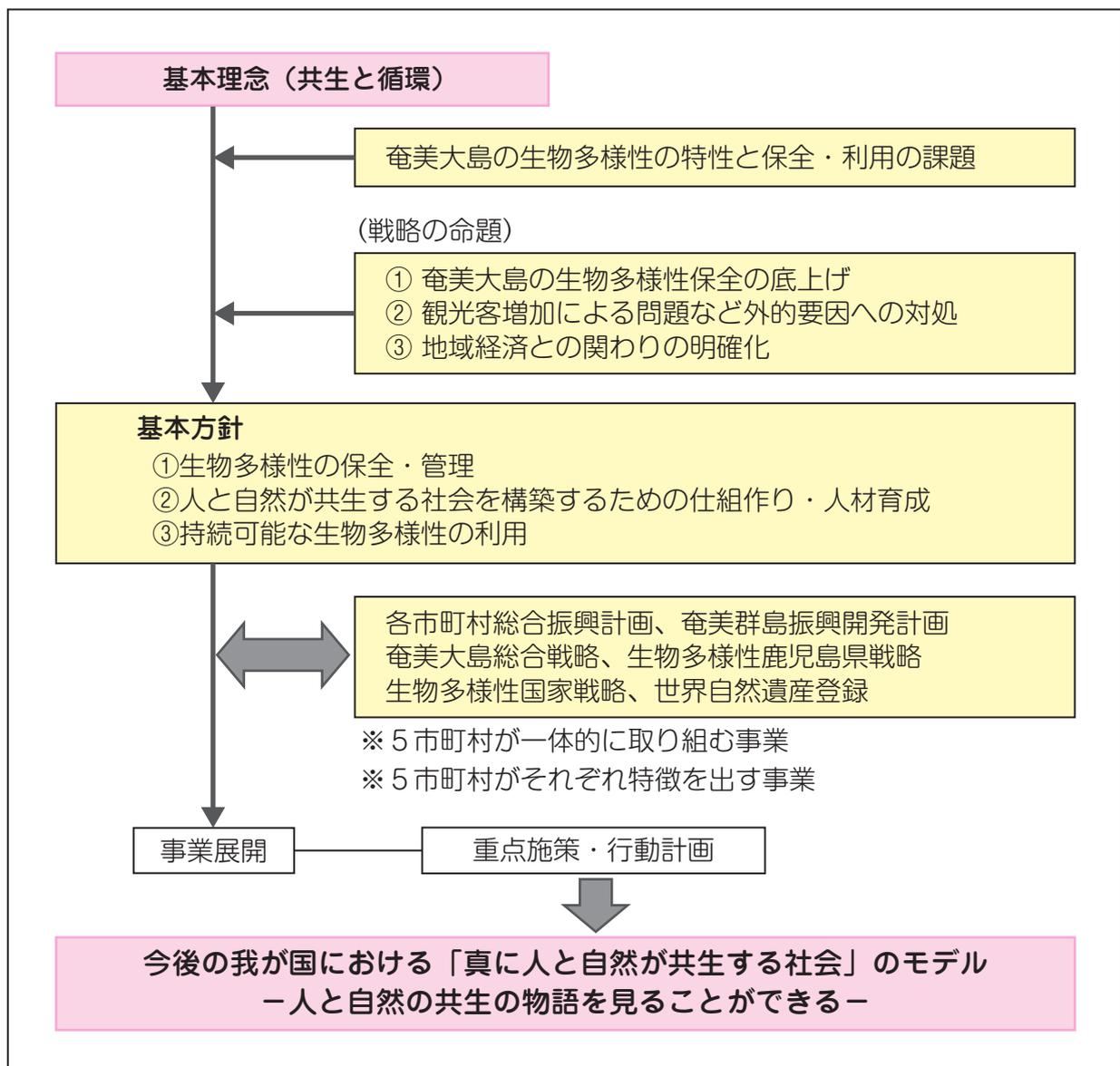


3 戦略の体系と事業展開の考え方

本戦略は、共生と循環を基本理念として、奄美大島における生物多様性の保全・利用上の課題を明確にした上で、戦略の命題を踏まえつつ、取り組むべき施策をとりまとめます。施策については事業展開の3つの基本方針を定め、それに沿って地域の各主体が連携して取り組む行動計画と、その中で5市町村が重点的に取り組む重点施策を示します。

また、国や県などが事業主体となる事業についても、5市町村が担う役割を整理した上で、事業の実現に向けて国、県等に連携や支援を要請する内容を示していきます。

奄美大島生物多様性地域戦略の体系と事業展開の考え方



参考資料：奄美大島の概要

(1) 自然条件



奄美大島は、鹿児島県本土から南西方向に約367kmの位置にあり、面積は71,235ヘクタールとなっています。択捉島、国後島、沖縄本島、佐渡島に次いで5番目に大きく、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町及び龍郷町の5市町村で構成されています。

海域は黒潮の影響を受け、高い海水温と温暖・湿潤な亜熱帯海洋性気候を示し、名瀬の年間降水量は約2,900mmで、台風の常襲地域にもなっています。

奄美大島は、島が大きく標高694mの湯湾岳を始めとして山が深いため、水量が豊富な河川が島内各所に見られます。

奄美大島の多くの海岸がリアス海岸となっており、入江の奥に古くから集落(シマ)が成立していました。集落の周辺は里地・里山・里海として、自然と人が共生して形成してきた特有の自然が生まれ、その中で、自然と結びついた独自の伝統と文化も育まれました。

(2) 土地利用

島の9割以上(約69,000ヘクタール)が森林で、そのうち約93%が天然林です。昭和期には、枕木の産出やパルプチップ材の切り出しなどのために大規模な伐採が行われました。

奄美大島の人工林・天然林別森林現況

区分	総数	針葉樹		広葉樹		特殊樹林		竹林	未立木地	更新困難地、他	総面積に対する人工林率
		人工林	天然林	人工林	天然林	人工林	天然林				
国有林	4,172	130	61	68	3,829	-	-	-	82	-	4.7%
民有林	64,813	1,591	947	419	59,146	398	25	159	387	1,739	3.7%

特殊樹林：シャリンバイ(本場奄美大島紬の染色原料)

更新困難地、他：更新困難地、伐採跡地、その他(ソテツ)を含む。

※総数と内訳の合計は、四捨五入の関係で一致しない。

[出典：「令和元年度鹿児島県森林・林業統計(鹿児島県ウェブサイト)」をもとに作成]

農地は、1950年代(昭和20～30年頃)には約5,000ヘクタール程度(全島面積の約6%程度)を占め、そのうち約30%(約1,500ヘクタール)が水田でした。近年では、水田の面積は約60ヘクタールに激減しています。畑地についても1950年代(昭和20～30年頃)には3,500ヘクタール程度ありましたが、現在は2,100ヘクタール程度となっています。

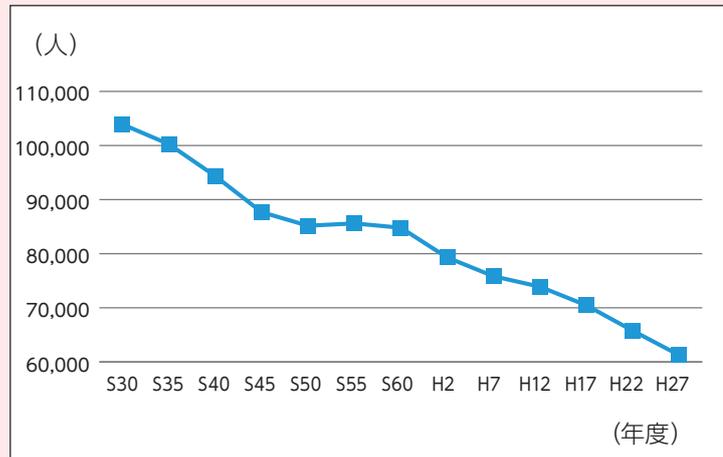
(3) 人口と産業

奄美大島の人口は、戦時中を除き1960年頃(昭和30年代)まで、およそ10万人程度でしたが、その後徐々に減少して、近年では6万人程度となっています。

産業別就労者の推移をみると、1960年頃(昭和30年代)に3万人以上(構成比64.4%)いた第1次産業の就労者数は、1975年(昭和50年)頃までに激減し、近年は1,500人(構成比5.5%)を割り込み、さらに、従事者の高齢化が進行しています。

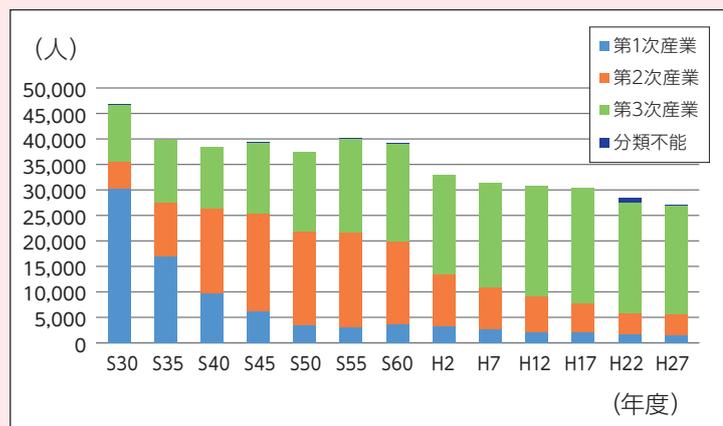
第2次産業の就労者数は、1980年頃(昭和50年代)は本場奄美大島紬の生産が全盛期で、全就労者数の約半数を占めました。現在は建設業と製造業などが中心です。奄美黒糖焼酎の出荷額も2005年(平成17年)をピークに減少傾向にあります。本場奄美大島紬の年間生産反数も1980年頃(昭和50年代)の、年間約25万反をピークに、2015年度(平成27年度)には5千反まで割り込んでいます。近年の産業の中心は第3次産業で、その就労者数は、全就労者数の約8割を占めています。

奄美大島の人口の推移



〔出典：国勢調査(総務省 統計局)〕

産業別就労者数の変化



〔出典：国勢調査(総務省 統計局)〕

参考資料：世界自然遺産登録へ向けた行政等の取組

国の取組

- ・「第2期奄美大島におけるファイリマングース防除計画の策定」及び防除事業
- ・アミノクロウサギなど国内希少野生動植物種の保護増殖事業（捕獲採取規制、調査研究、交通事故防止対策など）
- ・世界自然遺産や国立公園、野生生物をはじめとする奄美の自然についての地域住民等に対する普及啓発の勉強会、講演会、シンポジウム等の実施
- ・国内希少野生動植物等の密猟・盗採防止のためのパトロール、普及啓発
- ・マングローブ林等の自然再生・植生回復調査
- ・世界自然遺産の推薦（ユネスコ世界遺産センターへの推薦書提出）
- ・奄美群島国立公園の指定・管理
- ・ニュースレターや環境教育用冊子の制作・配布、出前授業、自然観察会の実施
- ・森林内におけるノネコの捕獲及びモニタリング
- ・ツルヒヨドリやその他の外来種の住民や民間企業と連携した駆除活動の実施

県の取組

- ・観光客の増加等、世界自然遺産登録に向けた各種課題の整理と対策の検討
- ・環境省主催の国立公園に関する検討会や、国立公園指定に関する地元説明会への参加・協力
- ・希少野生生物の保護対策や外来種対策等
- ・外来種駆除の普及啓発、外来植物駆除の実施
- ・「世界自然遺産 奄美トレイル」の設定及びその広報周知
- ・「世界自然遺産推進シンポジウム」開催等イベントによる世界遺産登録に向けた普及啓発
- ・国立公園管理
- ・地域住民等に対する勉強会の開催、世界自然遺産「道の日」、奄美群島クリーンアップ大作戦の実施、普及啓発用パンフレット等の作成・配布

奄美群島広域事務組合の取組

- ・奄美群島エコツアーガイド認定制度¹の運用等、エコツーリズムの推進
- ・奄美群島地域通訳案内士²の育成
- ・「奄美群島の世界自然遺産登録推進協議会」の事務局として、環境省、林野庁、鹿児島県、奄美群島内の各市町村、その他関係者と連携・調整

1 奄美群島エコツアーガイド認定制度

奄美群島の自然・文化について深い知識を有し、来訪者に安全で質の高い体験を提供するとともに、地域の環境保全に責任を持つガイドを認定する制度です。本ガイドに認定されるには、実務経験など9項目の要件を満たす必要があります。

2 奄美群島地域通訳案内士

奄美群島地域通訳案内士育成等計画に基づく「地域通訳案内士」として登録を受けた方を言います。

市町村の取組

- ・ 啓発用の看板設置、うちわ・下敷き(子ども用)・まんがの配布
- ・ アマミノクロウサギのロードキル防止用啓発看板を設置
- ・ 希少野生動植物の保護に関する条例を施行
- ・ 希少野生動植物の盗掘・盗採防止パトロールの実施
- ・ 飼い猫の適正飼養及び管理に関する条例を施行
- ・ TNR³の実施
- ・ ノネコ一時収容施設「奄美ノネコセンター」の設置・運営
- ・ ヤギ放し飼いの禁止、ノヤギ駆除対策の実施
- ・ ポイ捨て条例の施行
- ・ サンゴ礁保全対策
- ・ ウミガメの保護・調査
- ・ 地域の観光客受け入れ体制構築のための事業を実施
- ・ ご当地ナンバー(原付バイク)の交付
- ・ 世界自然遺産「唄島プロジェクト」⁴の実施
- ・ 奄美大島子ども世界自然遺産講座の実施

国・県・市町村の協働による取組

- ・ 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地科学委員会」及び「奄美ワーキング・グループ及び沖縄ワーキング・グループ」の設置
- ・ 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議」及び「地域部会」の設置
- ・ 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画の策定及び計画に基づく保全管理の実施
- ・ 「奄美大島行動計画」の策定及び計画に基づく保全管理の実施
- ・ 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地モニタリング計画」の策定及び計画に基づくモニタリングの実施
- ・ 「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」の策定及び計画に基づくノネコ対策の実施
- ・ 奄美空港における盗掘・盗採事案発覚時の連携体制の強化

[出典：「奄美大島自然保護ガイドブック(奄美大島自然保護協議会)」、「平成30年度奄美群島の概況(鹿児島県 大島支庁 総務部 総務企画課)」、「世界遺産一覧表記載推薦書 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島(仮訳)(2019年1月 日本政府)」等の資料をもとに作成]

3 TNR

38ページを参照してください。

4 世界自然遺産「唄島プロジェクト」

世界自然遺産登録の機運醸成などを目的に、奄美出身のアーティストとコラボレーションし、音楽を通じて奄美大島内外に島の自然・文化の情報発信を行いました。プロジェクトで制作した楽曲は島内の各学校へ無償で配布しています。

第2章

奄美大島の生物多様性の特徴



アマミノクロウサギ (撮影: 平城 達哉)

1 生物の多様性が高い

奄美大島の北側には、生物地理区において大きな境界となる渡瀬線が位置しており、動物地理区では旧北区と東洋区が、植物地理区では全北区と旧熱帯区が区分されています。

そのため、アカマタ、ガラスヒバァ、ハブ、ヒメハブ、ハロウエルアマガエル、ヒメアマガエル等の東洋区を分布域とする動物や中琉球の固有種などが奄美大島を分布の北限としています。また、132種の植物が奄美大島を分布の北限としています。一方で北方系の生物も分布するなど、北方系の生物と南方系の生物の混在、豊富な降水量などの特別な環境、地史的な分離・独立の変遷など、さまざまな要素が重なり合っ、奄美大島の豊かな生物相が形成されています。

日本全体の生物種として確認されている種数は約38,000種、そのうち奄美大島での確認種数は5,083種となっており、国土の面積の0.2%に満たない奄美大島において、国内全体の生物種の約13%が確認されています。

また、奄美大島は多くの鳥類、チョウなどの昆虫類、ウミガメなどの爬虫類、クジラなどの海棲哺乳類の中継地・越冬地・繁殖地となっていて、これらの生物の来訪があることも生物多様性を高める要因となっています。

しかし、奄美大島における生物に関する情報は十分なものではありません。

奄美大島の確認種数

	在来種数			固有種数	
	日本全国	奄美大島	日本全国に対する割合	固有種数	固有種率
維管束植物 ^{※1}	約7,000	1,307	19%	125	10%
哺乳類	108	13	12%	8	62%
鳥類 ^{※2}	633	315	50%	2	1%
陸生爬虫類	72	16	22%	10	63%
両生類	74	10	14%	9	90%
陸水生魚類	約400	154	39%	9	6%
昆虫類	約30,000	3,254	11%	695	21%
陸水生甲殻十脚類	73	14	19%	3	21%

※1：亜種・変種を含む。 ※2：渡り鳥及び迷鳥を含む。

〔出典：「世界遺産一覧表記載推薦書 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島（仮訳）（2019年1月 日本政府）」をもとに作成〕

奄美・沖縄における北限・南限種（植物）

区分	地域	種数	区分	地域	種数
北限種	奄美大島	132	南限種	奄美大島	20
	沖縄島	54		沖縄島	73

〔出典：「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」第2回指定分科会資料（環境省 自然環境局 国立公園課）〕



アカマタ

〔撮影：浜田 太〕



ハロウエルアマガエル

〔撮影：常田 守〕

2 固有種が多く存在する

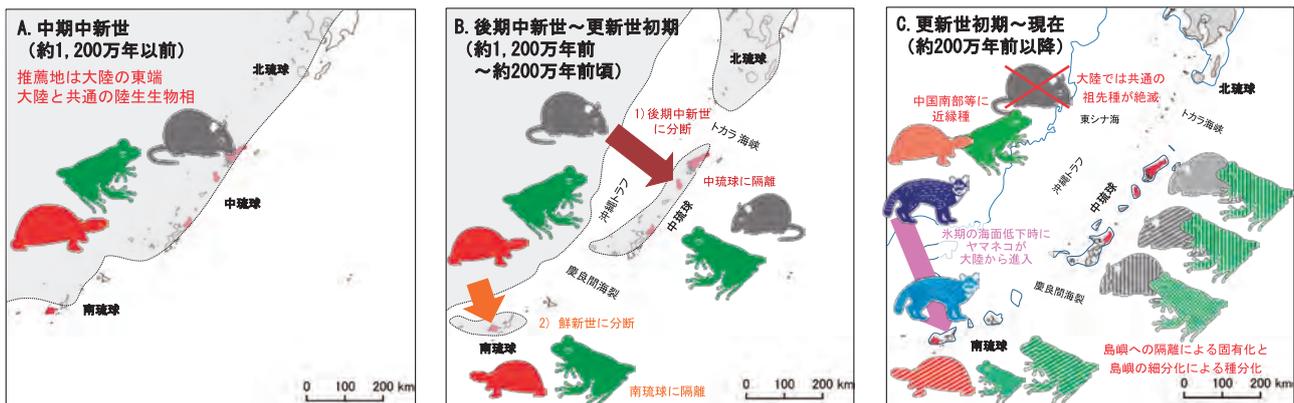
奄美大島の生物相は、後期中新世(約1200万年前～500万年前)までに大陸から切り離されました。その際、大陸に存在した捕食者が島にいなかったため、大陸では捕食者の影響で絶滅したアマミノクロウサギなどの生物が、奄美大島では固有種¹として現在でも遺存しています。

また、奄美大島は他の島嶼と分離された歴史が長く、島で個別に進化した生物が、現在では固有種・固有亜種として見られます。

奄美大島でこれまでに確認されている生物は、維管束植物1,307種(うち固有種125種)^{*}、哺乳類13種(うち固有種8種)、鳥類315種(うち固有種2種)、陸生爬虫類16種(うち固有種10種)、両生類10種(うち固有種9種)、陸水生魚類154種(うち固有種9種)、昆虫類3,254種(うち固有種695種)、淡水甲殻十脚類14種(うち固有種3種)とされており、多数の固有種等が確認されています。奄美大島の代表的な固有種・固有亜種として、アマミノクロウサギ、アマミシカワガエル、ルリカケス、アマミデンダなどがあげられます。

※: 亜種・変種を含む。

奄美・沖縄地域島嶼の分離・独立の歴史



(出典:「世界遺産一覧表記載推薦書 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島(仮訳)(2019年1月 日本政府)」をもとに作成)

奄美大島に生息・生育する代表的な固有種^{*}

区分	種名
哺乳類	アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、オリジネズミ
鳥類	ルリカケス、オオトラツグミ、オーストンオオアカゲラ、アマミヤマシギ
爬虫類	ハブ、ヒメハブ、ヒャン、アマミタカチホヘビ、バーバートカゲ、アマミヤモリ
両生類	イボイモリ、オットンガエル、アマミハナサキガエル、アマミシカワガエル
陸水生魚類	リュウキュウアユ、ハヤセボウズハゼ、キバラヨシノボリ、アヤヨシノボリ、ミナミアシシロハゼ、ミナミヒメミズハゼ
昆虫類	アマミマルバネクワガタ、ウケジマルバネクワガタ、マルダイコクコガネ、エグリタマミズムシ、アマミヤンマ、アマミサナエ、アマミルリモントンボ、リュウキュウハブロンボ
陸水生甲殻十脚類	アマミミナミサワガニ、リュウキュウサワガニ、サカモトサワガニ
植物	トリガミネカンアオイ、グスクカンアオイ、カケロマカンアオイ、フジノカンアオイ、ナゼカンアオイ、アサトカンアオイ、アマミウチワ、アマミクサアジサイ、アマミアワゴケ、ヒメミヤマコナスビ、アマミナツトウダイ、アマミデンダ、アマミヒイラギモチ、アマミスミレ

※ここでは琉球列島に固有なものを対象とし、固有亜種も含めた。

(出典:「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び、西表島 世界遺産一覧表記載推薦書 付属資料3-2:種リスト(2019年1月 日本政府)」をもとに作成)

1 固有種

その地域にしか生息・生育・繁殖しない生物種のことです。その地域の個体群がいなくなることで、種そのものの絶滅につながるため、保護対象として重要なものです。

参考資料：奄美大島に生息・生育する代表的な固有種



アマミノクロウサギ ★



アマミトゲネズミ ★



イボイモリ ★



アマミシカワガエル ★



ルリカケス ★



トリガミネカンアオイ ●



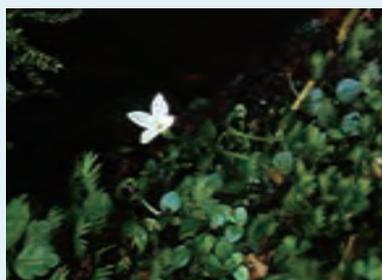
アサトカンアオイ ●



アマミウウチワ ●



アマミクサアジサイ ●



アマミアワゴケ ●



アマミナツウダイ ●



アマミデンダ ●



アマミヒイラギモチ ●



アマミスミレ ●



フェリエベニボシカミキリ ★

(撮影：★浜田 太、●山下 弘)

3 奄美大島の特異な気候が生んだ希少な動植物が存在する

奄美大島は、黒潮の影響を受けて、世界の亜熱帯地域でも限られた地域にしか成立しない湿潤な亜熱帯多雨林（常緑広葉樹林）が発達しているという特徴があります。

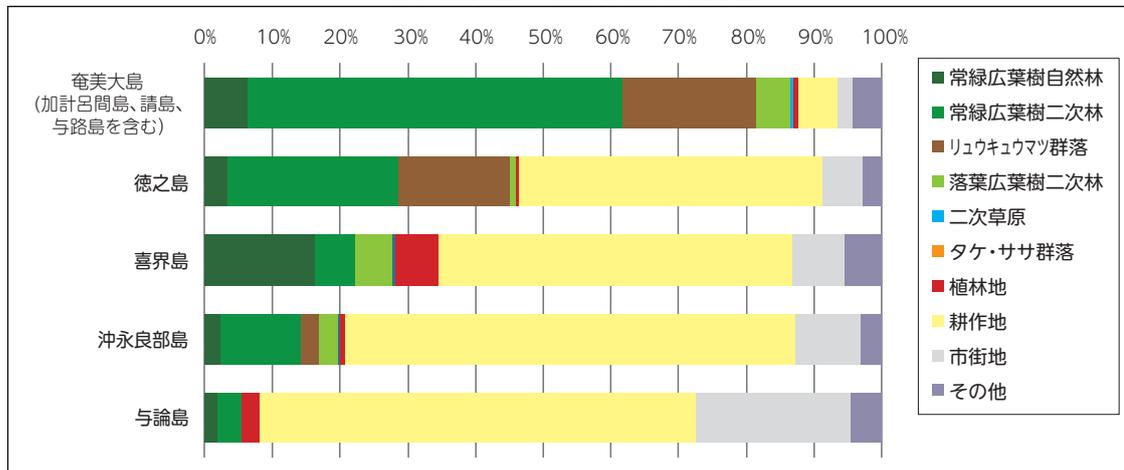
また、同じ気候条件にある奄美群島の中でも、奄美大島は特に、

- ・多くの森林が維持されており、森林域の連続性が保たれている
- ・高い山があり、特異な気候がもたらす大量の降水により、大きな河川が多い
- ・降水量が多いときには、川岸には周期的に冠水する溪流帯も存在している

など、他の島では見られない多様な生態系を有しています。

このような深い森林や豊かな河川と特異な気候が生んだ多様な自然環境に適応し、奄美大島には、さまざまな希少な動植物が生息・生育しています。その中でも、人為的な影響などによって特に減少が見られるために保護が必要な種等については国や県、市町村の法令によって、94種が希少野生動植物種に指定されています。

島嶼別植生区分面積割合



〔出典：鹿児島大学, 平成 22 年度持続的な地域づくりに資する琉球弧の世界自然遺産登録に向けた課題と方策に関する検討業務報告書資料編, 生物多様性戦略策定資料集 (鹿児島県) より転載〕

奄美大島における希少野生動植物種指定状況 (国指定、県指定、市町村指定)

分類群	種数	国指定	県指定	市町村指定
哺乳類	5	5	0	0
鳥類	4	4	0	0
両生類	4	3	0	2
魚類	6	0	4	2
甲殻類	6	0	0	6
昆虫類	12	3	0	10
貝類	4	0	3	1
腕足類	1	0	0	1
植物 [※]	52	3	14	35
合計	94	18	21	57

※分類上の変更により現在、市町村指定植物種のうちケイタオフウランはアマミカヤランとされている。

〔出典：「希少野生動植物は県民みんなの宝です (平成31年3月 鹿児島県環境林務部自然保護課)」をもとに作成〕

4 人と自然との関わりの中で培われてきた自然がある

喜子川遺跡などに見られるように、縄文相当期にはすでに奄美大島で人の営みが行われていました。それ以降、狩猟、漁労、稲作、畑作を通じた人と自然との関わりが続いており、人と自然との長い関わりの中で形づくられた里地・里山・里海のような人と自然が共生する地域は、奄美大島の生物多様性を高める要因の一つとなっています。

また、この地域は、生産性が高く、現在の2倍近い人が暮らしていた昭和初期においても、島外からの物資に大きく依存することなく人々を養うことができました。一方で、各集落(シマ)には、周辺の自然を持続的に利用するための約束事や、生活の中に循環の仕組みを活かすための知恵と技があり、今日までそれが残されています。それは自然を畏敬し、自然と共生する生活文化そのものであり、ショチョガマや平瀬マンカイなど各地に残るアラセツ(豊年祭)行事やケンムン¹伝説などの中にも息づいています。

また、豊かな自然は、農林水産業の恵みだけでなく、奄美黒糖焼酎や本場奄美大島紬などの特産品の製造や、エコツーリズム²・グリーンツーリズム³・ブルーツーリズム⁴や森林・海洋による癒やしを求める活動などの観光産業を生み出しました。さらに田中一村等の作品のように奄美大島の自然が絵画や写真、文学などの題材として新たな価値や文化を創出しています。



エコツアー

〔撮影：株式会社 マングローブ公社〕



ショチョガマ

〔撮影：浜田 太〕

1 ケンムン

奄美の森に棲むと言われている妖精・妖怪、自然の守護者とも言われています。

2 エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたのことです。

3 グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の総称を言います。

4 ブルーツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称を言います。

5 世界的に重要な生物多様性に富んだ自然がある

奄美大島は、徳之島・沖縄島のやんばる地域・西表島とともに、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として世界自然遺産登録を目指しており、2020年(令和2年)の世界遺産委員会で登録の可否が決定されます。

2017年(平成29年)には、亜熱帯照葉樹林を中心とする生態系全体を管理する「生態系管理型国立公園」、人間と自然が深く関わり調和してきた関係そのものを対象とする「環境文化型国立公園」として「奄美群島国立公園」が指定されました。奄美大島には特別保護地区3,806ヘクタールを含む33,702ヘクタールの特別地域、628ヘクタールの普通地域(陸域)、213ヘクタールの海域公園地区が指定されています。また、保護林として「奄美群島森林生態系保護地域」(うち、奄美大島は2,045ヘクタール)と「アマミノクロウサギ等希少個体群保護林」(1,334ヘクタール)が2013年(平成25年)3月に設定されました⁵。さらに、日本の重要湿地500の中の7箇所が存在する他、Birdlife Internationalによる「重要鳥類生息地(Important Bird Areas: IBA)」とConservation International Japanによる「生物多様性の保全を進める上で鍵となる地域(Key Biodiversity Area: KBA)」として奄美大島全域が指定されているほか、WWF(世界自然保護基金)がIUCN(国際自然保護連合)、UNEP(国連環境計画)とともに策定した「世界環境保全戦略」でも奄美大島を含む南西諸島の生物多様性が世界的に重要であることが指摘されています。



奄美群島国立公園(大島海峡)

(撮影: 浜田 太)



森林生態系保護地域(金作原原生林)

(撮影: 浜田 太)

奄美群島国立公園(うち、奄美大島)

市町村名	特別地域						普通地域(陸域)	合計	海域公園地区
	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	第1~3種計	特別地域計			
奄美市	2,453	3,194	6,841	381	10,416	12,869	341	13,210	144
大和村	407	965	3,699	57	4,721	5,128		5,128	
宇検村	153	1,940	2,065		4,005	4,158		4,158	
瀬戸内町	793	1,597	6,696		8,293	9,086	169	9,255	69
龍郷町		39	2,422		2,461	2,461	118	2,579	
計	3,806	7,735	21,723	438	29,896	33,702	628	34,330	213

2017年(平成29年)3月7日現在(単位: ha)

※普通地域(海域)を除く。

(出典: 「奄美群島国立公園指定書及び公園計画書(平成29年3月 環境省)」をもとに作成)

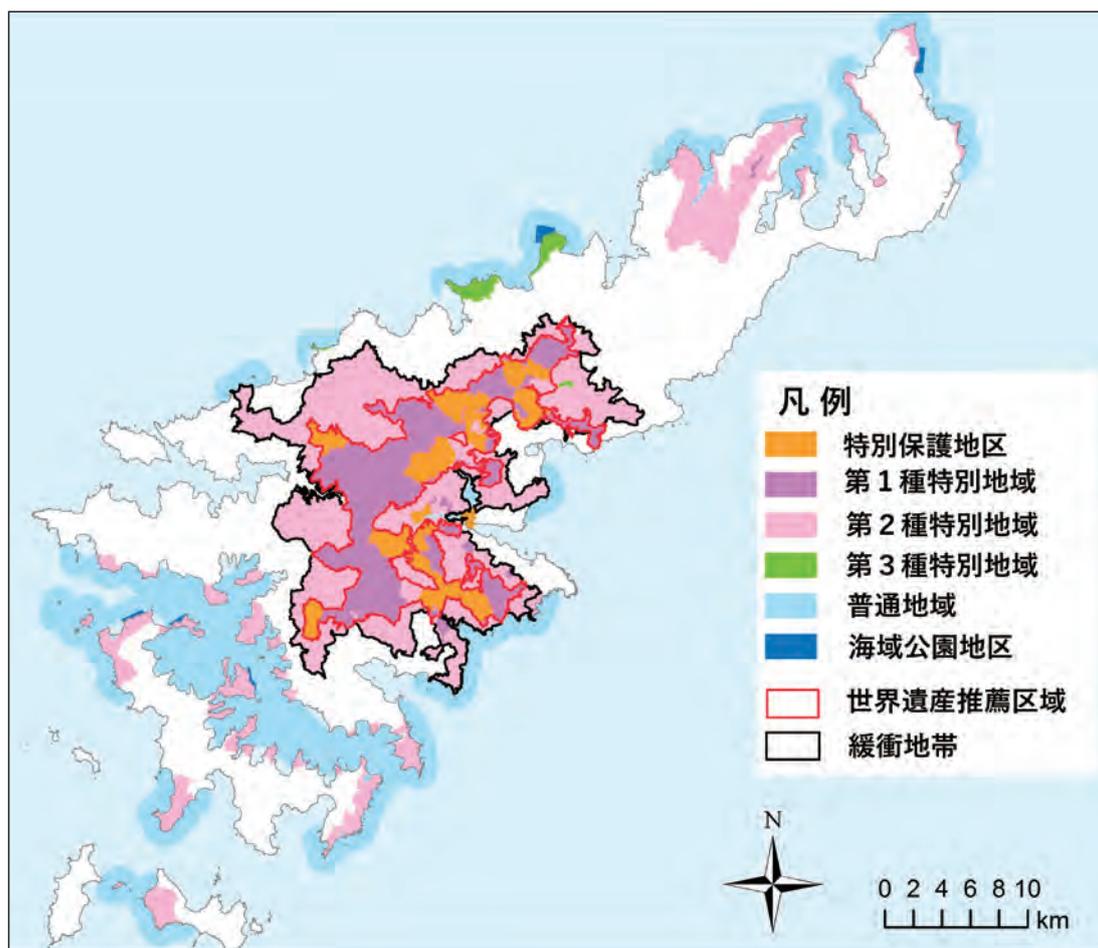
奄美大島の保護林

区分	地区	面積(ha)	
奄美群島森林生態系保護地域	保存地区	金作原	241.30
		神屋	161.05
		八津野	328.82
	保全利用地区	金作原	217.68
		神屋	469.03
		八津野	626.93
合計		2044.81	
奄美群島アマミノクロウサギ等希少個体群保護林	安木屋場等11林班	1334.39	

(出典: 「奄美群島森林生態系保護地域計画(平成28年3月) 九州森林管理局」をもとに作成)

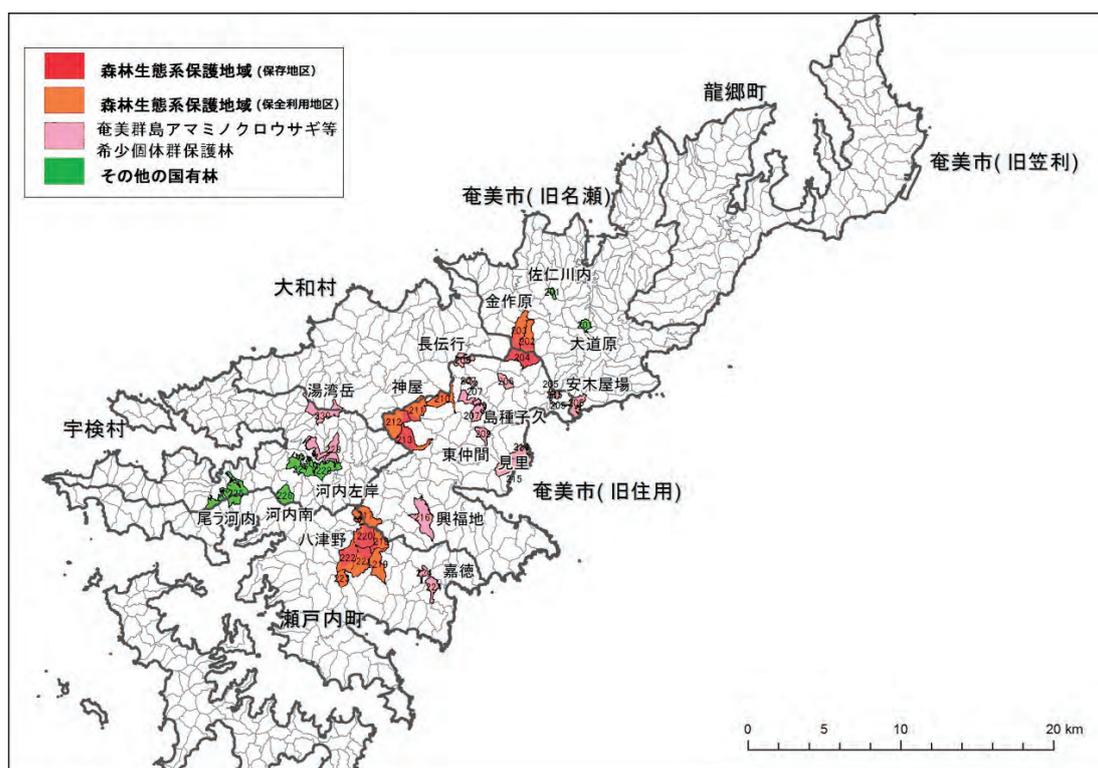
5 希少個体群保護林

2013年の設定当初は「奄美群島特定動物生息地保護林」でしたが、2015年の保護林制度改正に伴い、「林木遺伝資源保存林」及び「植物群落保護林」とともに、「希少個体群保護林」として再編されました。



奄美群島国立公園指定区域及び世界遺産推薦区域等

(出典：世界遺産一覧表記載推薦書 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 (仮訳) (2019年1月 日本政府))



森林生態系保護地域・希少個体群等保護林

(出典：「奄美群島森林生態系保護地域(九州森林管理局ウェブサイト)」をもとに作成)

第3章

奄美大島の生物多様性の保全及び利用上の課題



ヒメミヤマコナスビ (撮影: 山下 弘)

1 開発や自然の過剰な利用などの人間活動による影響

(1) 生息・生育環境の改変や生物の盗採に起因する課題

森林では、昭和40年代に実施された拡大造林等による人工林の増加、パルプ材の切り出しによる森林の皆伐、採石等による森林の消滅など生態系に対する直接的な影響が見られ、沿岸域では、埋立や浚渫、構造物の設置などによる渚・マングローブ・サンゴ礁等の消滅や生物の生息・生育環境への影響、人工的な構造物の設置による生物移動の阻害も見られます。

また、盗採によりラン類や昆虫類、両生類等の希少な動植物の個体数が減少しており、より一層大きな課題となっています。



構造物が生物の移動を阻害

(撮影：奄美市)

(2) 配慮不足の自然利用に起因する課題

道路の夜間高速走行等に起因するアマミノクロウサギ等の交通事故による影響、強力な照明を利用したり、生物を追い回したりするなどの夜行性生物の生態に配慮しない夜間の観察ツアーによる影響、自然への過度な入り込みに起因する林床の踏み荒らしや外来植物の種子等の持ち込み等利用マナーの欠如や配慮不足等による影響が見られます。

近年増加傾向にある奄美大島への来訪者の更なる増加や、それに伴う自然利用の増加も見込まれ一層重要な課題となっています。



アマミノクロウサギの事故防止啓発用看板

(撮影：奄美市)

(3) 自然の管理方法に起因する課題

自然林内における大径木の伐採は、本来の奄美大島の広葉樹林への回復過程にある森林の遷移を遅らせたり、古木に着生する希少植物に影響を及ぼしたりするほか、無計画で過度な伐採は森林の乾燥を招きます。

また、道路や河川の法面、緑地の維持管理に伴って実施される草刈りや除草剤の使用などによる希少植物・在来植物への影響が懸念されています。

2 人間活動と自然の関わりの減少による影響

(1) 里地・里山の機能の劣化に起因する課題

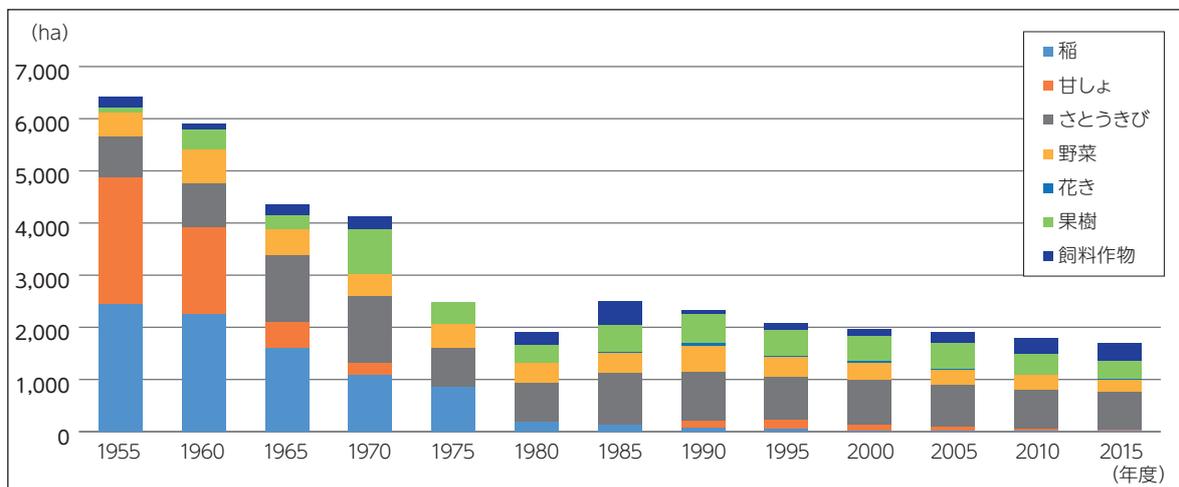
里地・里山は、農林業の生産活動や薪炭資源採取の場、人々の日常生活の場として、長い時間をかけて形成されてきた環境です。人の手によって管理されていることで、樹木は比較的小さく数も少なくなり、草は定期的に刈られるため、里地・里山では光が奥まで届きます。このことから、里地・里山では明るい環境ができあがるため、それを好む動植物が生息・生育しており、生態系の多様性を維持する上で貴重な環境となります。

しかし、薪炭から化石燃料への転換、農林業の衰退等に伴い、里地・里山の管理は行き届かなくなっており、放置されて樹木や草が大きく育ち、光が奥まで届きにくくなることで、明るい環境は年々減少しています。短期間で樹木や草が大きく育つ奄美大島では、明るい環境を好む生物も大きく減少することとなりました。

管理が不十分な里地では、耕作放棄地や農業残渣の増加を引き起こし、野生鳥獣を誘引することとなって、これが農作物への被害の増大へとつながっています。また、里地・里山は、伝統的景観・文化を提供するとともに、薪などのバイオマス資源の供給を通して地球温暖化防止の役割も担っていましたが、その機能も失われつつあります。

奄美大島には「かごしまの伝統野菜」に選定されている有良大根やフル（葉ニンニク）を含め、伝統的な野菜などがありますが、近年では消費されることが少なくなってきており、このまま消失してしまうと地域の遺伝的多様性を低下させることとなってしまいます。

農作物 作付面積の推移



〔出典：奄美群島の概況（鹿児島県 大島支庁 総務企画部 総務企画課）〕



奄美の伝統野菜（フル：葉ニンニク）



奄美の伝統野菜（有良大根）

〔写真提供：鹿児島県〕

3 人為的に持ち込まれた生物や物質による影響

(1) 外来種による影響に起因する課題

奄美大島は海で隔離されていて、長年にわたり外部からの生物の侵入は制限されてきました。このような生態系において、外来種の侵入は生物多様性の保全上の大きなリスクです。

ハブやネズミを駆除するため持ち込まれたファイリマングースは、奄美大島の広範囲に広がり、在来種に大きな影響を与えることとなりました。ファイリマングースは、近年のマングース防除事業により激減しましたが、他にもネズミの駆除やペット、食用などの目的で持ち込まれたネコ¹、イヌ及びヤギが野生化し、生態系に深刻な影響を及ぼしています。また、コイ、ソードテール等の魚類及びニホンスッポンやミシシippアカミミガメ等の爬虫類など、ペットなどに由来する外来種の野生化が増加しています。

また、物流の活性化によって、貨物に付着するなどして非意図的に持ち込まれたハイイロゴケグモ、園芸用や緑化用、植栽用として導入されたオオキンケイギクやアメリカハマグルマ、アカギやモクマオウ等、今日では様々な外来種が奄美大島で見られるようになってきました。法面緑化や公園植栽などの公共事業で使用される植物が、外来種であったり、在来種であっても島外由来の遺伝子を持った個体であったりする場合があります。

こういった外来種は、奄美大島の在来の動植物の捕食、生息・生育環境や餌の競合、遺伝的なかく乱などの問題を引き起こすほか、人体や農林水産業への影響が及ぶものもあります。外来種による影響は生物多様性の保全において一層重大な課題となっています。



ファイリマングース
[撮影：自然環境研究センター]



オオキンケイギク
[撮影：自然環境研究センター]



ハイイロゴケグモ
[撮影：自然環境研究センター]

1 ネコ

分類学上は(狭義の)ヤマネコ (*Felis silvestris*) を家畜化したことにより生じたヤマネコの1つの亜種 (*Felis silvestris catus* (Linnaeus, 1758)) とされています。和名はイエネコまたはネコです。本戦略では家等で飼育されている個体を示す言葉との混同を避けるため、亜種としてのイエネコを指す場合は単に「ネコ」と表記しています。また、飼い主がいるネコを明示する場合は「飼い猫」と表記しています。

(2) 環境汚染による影響に起因する課題

事業活動において使用する様々な化学物質が、排水や排気、漏洩などにより自然界に放出されることによる影響や、衛生害虫・不快害虫の駆除対策のための殺虫剤・忌避剤の使用、農業での化学肥料や農薬の使用による影響、山中等への廃棄物の不法投棄による汚染物質の漏洩など、本来自然界にはない様々な化学物質等による生態系への影響が懸念されています。



廃棄物の不法投棄

(撮影：奄美市)

参考資料：外来種とは

外来種の定義

もともと奄美大島にいなかった生物が、国内・国外を問わず人間の活動によって持ち込まれたものを指します。外来生物法では海外から入ってきた生物に焦点を絞り、明治時代以降に導入されたものを中心に対応します。(渡り鳥、海流にのって移動してくる魚や植物の種などは、自然の力で移動するものなので外来種には当たりません。)

明治以降、人間の移動や物流が活発になり、多くの動物や植物がペットや展示用、食用、研究などの目的で輸入されています。一方、荷物や乗り物などに紛れ込んだり、付着して持ち込まれたものも多くあります。外来種の中には、農作物や家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせないものもたくさんいます。

これらの生物が、何らかの理由で自然界に逃げ出した場合、多くは子孫を残すことができず、定着することができないと考えられています。しかし、中には子孫を残し、定着することができる生物もいます。

外来種の中で地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種といいます。

外来種の問題点

長い期間をかけて微妙なバランスのもとで成立している生態系に外から生物が侵入してくると、生態系のみならず、人間や農林水産業まで、幅広くにわたって悪影響を及ぼす場合があります。もちろん全ての外来種が悪影響を及ぼすわけではなく、自然のバランスの中に組み込まれ、大きな影響を与えずに順応してしまう生物もいます。しかし、中には非常に大きな悪影響を及ぼすものもいます。その影響は生態系や人の生命・身体、農林水産業にも及ぶことが懸念されます。

外来種被害予防三原則

1. 入れない ～悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。
2. 捨てない ～飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」(逃がさない・放さない・逸出させないを含む)。
3. 拡げない ～既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」(増やさないを含む)。

[参考：侵略的な外来種(環境省 ウェブサイト)]

4 地球温暖化に伴う環境変化による影響

100年間での気温変化について、世界の年平均気温¹は0.73℃の割合で上昇傾向を示し、日本の年平均気温²も1.21℃の割合で上昇傾向を示しています。また、周囲を海で囲まれている奄美大島³においても、およそ100年前と近年の気温を比較すると0.9℃の上昇が観測されています。

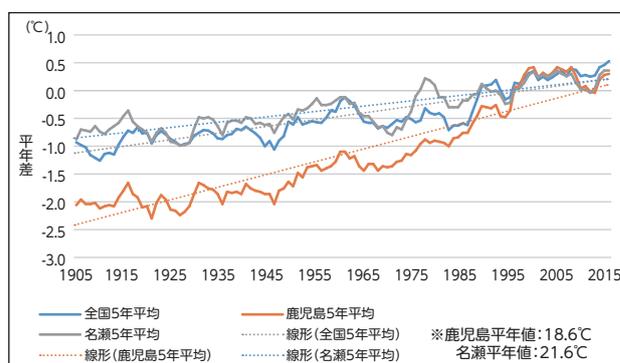
気温上昇により、生物の生息・生育への影響や、農林水産業への影響が懸念されています。また、砂浜の砂の温度で性別が決定するウミガメへの影響や熱帯系の伝染病を媒介する生物の分布拡大による影響、さらに、沿岸域の海水温が上昇することにより、サンゴの白化や漁業への影響も懸念されています。

気温や海水温の上昇は海面上昇を招き、砂浜が狭くなることにより砂浜植生やウミガメなど、砂浜を利用する動植物への影響が懸念されます。

また、気候変動を引き起こしているエネルギーを大量に消費する暮らしは、ヒートアイランド現象による市街地の温度上昇や夜でも明るい街を作ります。こういったことも、生物の生息・生育に影響を与えることが懸念されています。

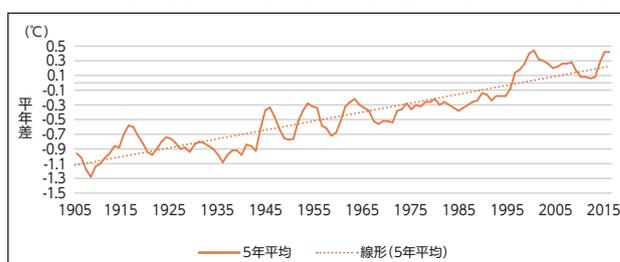
気温上昇は世界的傾向であり、今後数十年にわたって影響が継続することが想定されています。

全国・鹿児島・名瀬における気温の推移



(出典:「過去の気象データ検索(気象庁 ウェブサイト)」をもとに作成)

東シナ海南部の海域平均海面水温の推移



(出典:「過去の気象データ検索(気象庁 ウェブサイト)」をもとに作成)



サンゴの白化

(撮影:興 克樹)

1 世界の年平均気温

世界の年平均気温は、陸域における地表付近の気温と海面水温の平均(2000年までは約300～3,900地点、2001年以降は約1,000～1,300地点[月によって地点数が異なる])のすべてのデータを用いて計算されています。2018年の年平均気温の基準値(1981～2010年の30年平均)からの偏差は+0.31℃で、1891年の統計開始以降4番目に高い値となりました。世界の年平均気温は、長期的には100年あたり約0.73℃の割合で上昇しており、特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

2 日本の年平均気温

日本の年平均気温偏差を求める際に利用される地点は、長期間にわたって観測を継続している気象観測所の中から、都市化による影響が比較的少なく、また、特定の地域に偏らないように選定された網走から、名瀬、石垣島に至る国内の15地点が用いられています。2018年の日本の年平均気温の基準値(1981～2010年の30年平均)からの偏差は+0.68℃でした。日本の年平均気温は、長期的には100年あたり約1.21℃の割合で上昇しており、特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。

3 奄美大島の年平均気温

奄美大島の気温の変化は、名瀬測候所で観測された観測値そのものを用いています。1904年から1918年の15年間の日平均気温の年平均値の平均20.93℃と、2004年から2018年の15年間の日平均気温の年平均値の平均21.83℃の差から、0.90℃としています。

5 人の意識と社会経済の変化による影響

便利で快適な生活を志向する人が増加することにより、自然を身近に感じたり、自然にふれたりする機会が少なくなってきました。このことは、自然の恵みへの感謝、生物の命の尊さなどを感じる機会をも失わせてしまいます。また、生物多様性の劣化に気づけなくなったり、知らず知らずのうちに外来種を侵入させてしまったりすることにもつながってしまいます。

さらに、食生活の変化や島外からの物資の流入増加、第1次産業従事者の減少や高齢化など、社会経済情勢の変化により、先史時代から続いた奄美大島における稲作が近年激減しています。これにより、各地で行われているアラセツなどの豊年祭行事の伝承が難しくなるなど、奄美大島で育まれてきた人と自然が共生する生活文化（環境文化）が失われていくことが懸念されています。

こういった人々の関心の薄さを生む原因の一つに、奄美大島における生物多様性に関する基礎的な情報が不十分な状態にあるということがあります。

参考資料：アラセツ行事

旧暦の8月上旬から15日にかけて、島内各集落で行われているアラセツ行事は、その年の稲作の豊年を祝い、翌年の豊作を願う豊年祭行事です。

中でも龍郷町の秋名集落で行われているアラセツ行事は、山と海から稲霊（いなだま）を招いて五穀豊じょうに感謝し、翌年の豊作を祈願する祭りとして、国の無形文化財に指定されています。

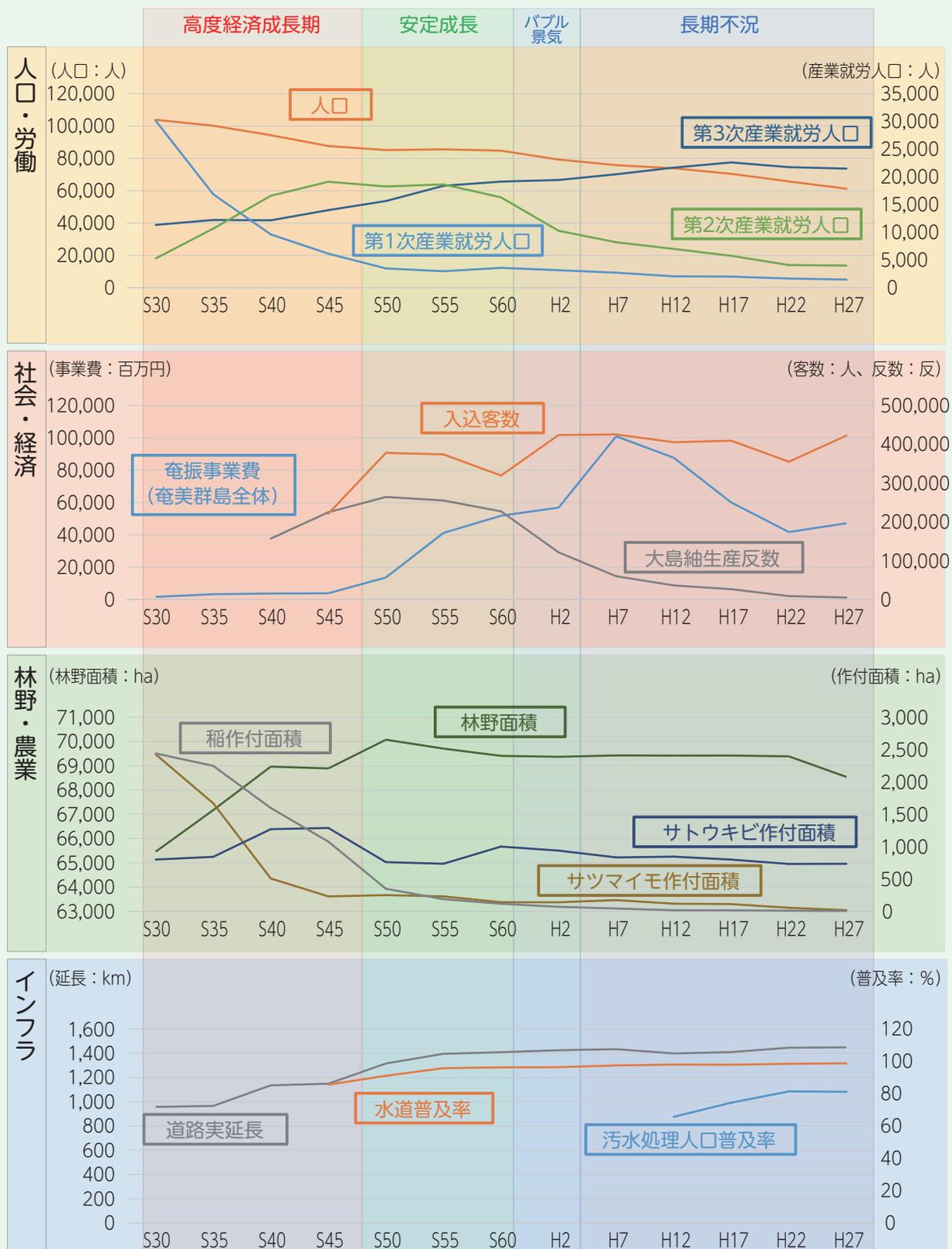
夜明けと共に片屋根を揺り倒して豊作を祈る「ショチョガマ」と、秋名湾西岸にある「神（カミ）ヒラセ」と「女童（メラベ）ヒラセ」と呼ぶ2つの岩で豊作を祈る「平瀬マンカイ」があります。



平瀬マンカイ

〔撮影：浜田 太〕

参考資料：奄美大島における各種指標の変化



出典
 人口・産業就労人口：国勢調査（総務省 統計局）
 污水处理人口普及率：奄美市資料をもとに作成
 その他：奄美群島の概況（鹿児島県 大島支庁 総務企画部 総務企画課）

第4章

基本的事項と目標



宮古崎 (大和村) (撮影: 大和村)

1 基本的事項

(1) 対象区域

本戦略が対象とする区域は、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町の管内である奄美大島本島と付属島嶼、及びその周辺の海域とします。

(2) 計画期間

本戦略の計画期間は、2015年度（平成27年度）から2024年度（令和6年度）までの10年間とします。なお、策定5年後の2019年度（平成31年度/令和元年度）にて、事業等の取組状況について中間評価を行い、必要に応じた改訂を実施しています。

(3) 基本理念

世界自然遺産にふさわしい奄美大島の生物多様性を保全しながら、自然と共生してきた文化を大切にし、その恩恵を持続的に享受して、より豊かな暮らしが営まれる社会を創ることを基本理念とします。

(4) 基本方針

基本理念を具体化し目標を実現させるにあたり、以下の3つの基本方針を設定して取組を進めます。

基本方針 1

生物多様性の保全と管理

奄美大島の自然をよりよい状態で未来に継承していくために、希少種だけでなくその生息空間の保全を含めた、奄美の自然全体を保全するための取組を進めます。

基本方針 2

人と自然が共生する社会を構築するための仕組作りと人材の育成

人と自然が共生していける社会の仕組作りと、その取組を主体的に進めていく人材の育成などに取り組むことで、奄美大島の生物多様性を保全して未来に継承していきます。

基本方針 3

生物多様性の持続可能な利用

奄美大島の歴史や文化と、新たな技術や発想を活かし、生物多様性がもたらしてくれる恩恵を持続的に享受できる社会を目指します。

2 目標

(1) 短期目標 (10年後、2024年 (令和6年) の奄美大島の姿)

長期目標である「我が国における真に人と自然が共生する社会のモデルとなる地域」を達成するために必要な社会基盤、及び世界自然遺産登録地として取り組むべき住民活動の基盤を整備します。

[目指すべき姿]

- ・ 生物多様性の劣化が新たに起こることがなく、すでに失われた多様性をよりよい状態にするための取組が始まっている。
- ・ 希少種を含めた動植物の生息・生育環境がよりよいものとなっていて、盗採等もなくなり、保全の対象となる生物が新たに生じない。
- ・ ノネコ、ノイヌ、ノヤギが新たに発生しない体制が整い、それらの数が減少している。マングース (ファイリマングース) が根絶されている。
- ・ 島民や来訪者の外来種に対する認識が高まっていて、ペットの放棄、植栽・緑化、人や物の移動などに起因する、意図的な外来種の新たな発生が生じておらず、既に存在している外来種の数が増加している。
- ・ 鳥獣の科学的な個体数管理が行える捕獲従事者による捕獲体制が整っていて、鳥獣の数の適正なコントロールがなされている。
- ・ 生物多様性についての島民や来訪者の認知度が高まっている。
- ・ 人々が生物多様性や自然の恩恵について触れたり学んだりする場や機会が十分に提供されている。
- ・ 生物多様性の保全に配慮した第1次産業が営まれており、伝統野菜を含め、島内で生産された品物が積極的に利用されている。
- ・ 島民、事業者、学識経験者、来訪者、各自治体など様々な関係者が役割分担・連携して、それぞれの立場で生物多様性の保全に取り組んでいる。
- ・ 豊かな自然と共存する人々の知恵と技を活かした、持続可能な観光の提供がされているなど、活力ある地域となっており、それを国内外に向けて発信している。

(2) 長期目標 (50年後、2064年 (令和46年) の奄美大島の姿)

我が国における「真に人と自然が共生する社会のモデルとなる地域」となっています。

[目指すべき姿]

- ・ 山から海までがつながりを持った豊かな自然や、人との関わりの中で構築される自然など、多様で良好な自然が維持されていて、多様な動植物がそこに息づいている。
- ・ 自然が活かされ、その中で人々が自然との関わりを持ちながら、伝統的な奄美大島の循環の仕組や文化を活かした心豊かな暮らしが営まれている。
- ・ 多くの来訪者が奄美大島を訪れており、その自然にいだかれて、それを楽しみ、味わい、体験することで奄美の魅力を深く認識し、それに対する感謝の気持ちを表す環境が整っている。
- ・ 人が自然に感謝しつつ、節度ある利用を行っており、次の世代へ大切に引き継いでいこうという取組があたり前のこととして実行されている社会が形成されている。
- ・ 人と自然がよりよい状態で共に存在する、奄美大島の社会の姿が広く世界に向けて発信されている。

第5章

重点施策



住用川河口とマングローブ (撮影：株式会社 マングローブ公社)

行動計画の中で、短期目標(目標年度:2024年度(令和6年度))を達成するために5市町村が連携して重点的に取り組む事業として、8施策19事業を設定します。

(留意事項)

- 全市町村が連携して重点的に取り組むことにより、生物多様性の適切な保全・利用が図られる施策を進めます。
- 奄美大島の生物多様性の特性を活かし、人と自然の共生の一つひとつの物語が見える施策を進めます。
- 地域住民が連携し、主体的に取り組む施策を積極的に進めます。
- 世界遺産登録を見据え、関係行政機関で策定した世界自然遺産推薦地包括的管理計画では、世界自然遺産推薦地の自然環境を保全するために、奄美大島全体を以下の3つの地域に区分し、多くの関係者の協力のもと、有機的な管理を図ることとしています。奄美大島の生物多様性の保管理を進める上で、この包括的管理計画との連携を図ります。

○推薦地

- ・ 世界遺産としての価値(遺産価値)を有する地域。
- ・ 遺産価値を将来にわたって維持・強化するため、主に国立公園の特別保護地区、第1種特別地域または森林生態系保護地域の保存地区に指定されている。
- ・ 人為的な干渉を最小限に抑え、自然の推移による変化を注意深く見守り、希少種の保護増殖や外来種等の課題について必要な対策を講じることで、遺産価値を自然状態で確実に維持する。

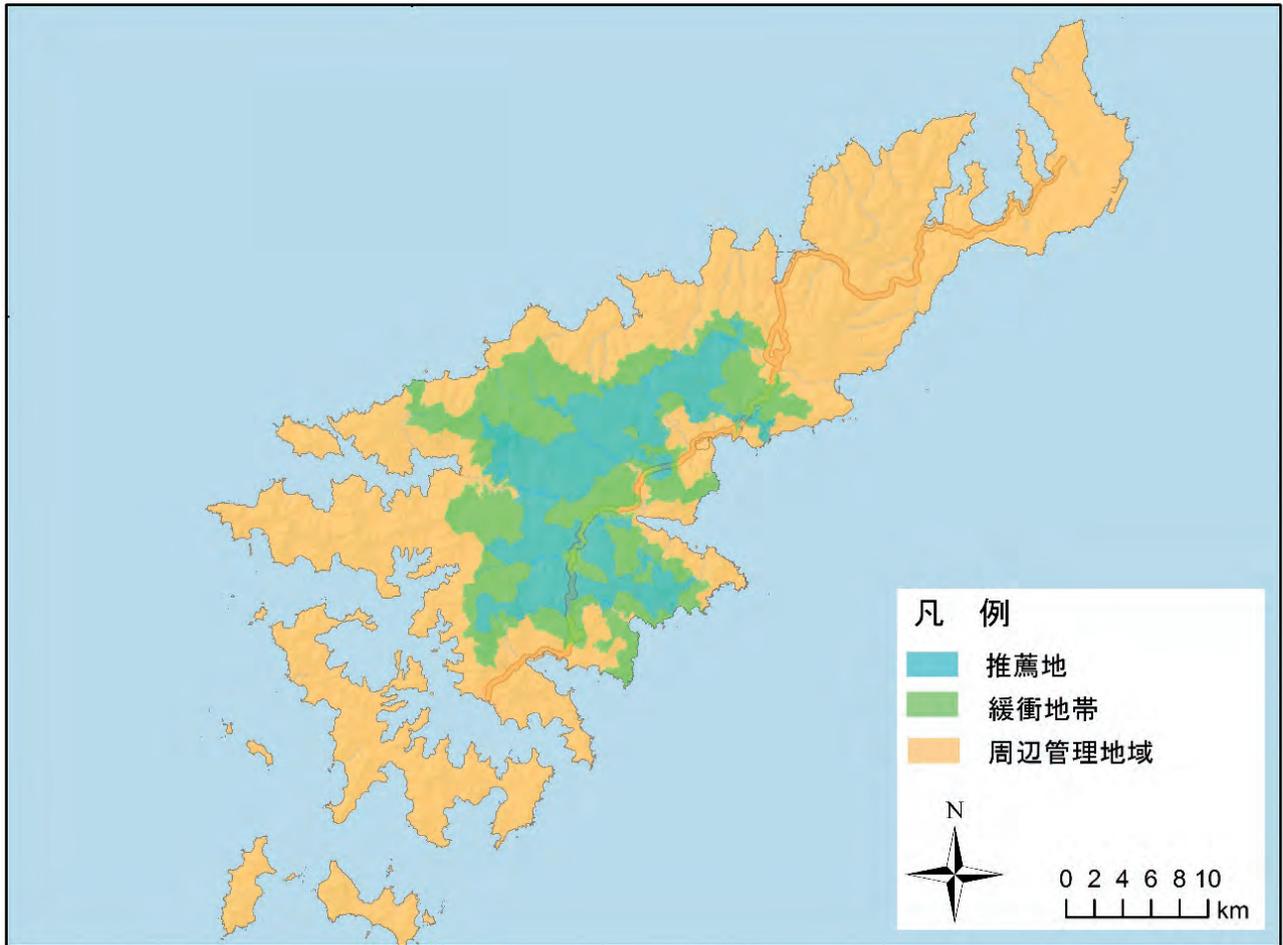
○緩衝地帯

- ・ 推薦地に接して概ね包むように位置し、遺産価値とその保護を支える特性・機能を持つ地域。
- ・ 推薦地を効果的に保護するため、法的または慣習的手法によって、持続可能な利用と開発の規制を行う地域。主に、国立公園の第2種特別地域または森林生態系保護地域の保全利用地区等に指定されている。
- ・ 観光や農林業等との共存を図るとともに、希少種の保護増殖や外来種等の課題について推薦地の保全・管理に必要な対策を講じること等により、推薦地の遺産価値を維持するための緩衝機能を確保する。

○周辺管理地域

- ・ 推薦地や緩衝地帯の周辺地域。
- ・ 法的または慣習的手法による保全・管理、持続可能な利用、推薦地の保全に係る普及啓発等をはじめとし、推薦地の維持・強化や保全・管理上必要な取組(例:外来種対策、違法採集対策、環境学習、観光管理対策など)を実施する地域。
- ・ これらの取組への地域社会の参加・協働を促し、地域の生物多様性の保全と地域社会の持続的発展との両立を実現する。

世界遺産の保全管理の観点からみた、生物多様性保全・利用地域区分図



[出典：「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画（2019年1月 日本政府）」をもとに作成]

【重点施策1】希少種の保全活動及び生物多様性一般化事業

奄美大島に生息する希少種を保全するため、関係機関と連携し各種の動植物調査や保全活動を進めます。

また、住民を対象に奄美大島の生物多様性を学ぶための環境学習拠点の整備や指導者研修、プログラム開発を進め、生物多様性に対する理解を深める(＝一般化)事業に積極的に取り組みます。

(1) 希少野生動植物保護条例の適正な運用と保全活動の展開

2013年度(平成25年度)に5市町村が一斉に制定施行した「希少野生動植物の保護に関する条例」について、住民への周知を図り、理解を深めます。また、希少種の盗採等を防止するため、世界自然遺産推進共同体など民間企業等も含めた関係機関との連携を強化し、全島パトロールやセンサーカメラの設置、空港などでの持ち出し対策など、全島一丸となった監視の強化を行います。

さらに、オニヒトデ駆除などによるサンゴ礁の保全活動やリュウキュウアユ保全活動などの保全事業を継続的に展開します。



盗採パトロール

〔撮影：奄美市〕



オニヒトデ駆除

〔撮影：興 克樹〕



リュウキュウアユ保全活動(産卵床作り)

〔撮影：奄美市〕

(2) 生物多様性モニタリング調査及び情報収集

世界自然遺産推薦地モニタリング計画を踏まえ、国、県、研究者、自然保護推進員、住民が参加する生物多様性モニタリング体制の構築を検討し、特に住民参加による自然調査を積極的に支援します。また、調査の継続実施を通じて希少種等の情報収集に努めるとともに、希少種絶滅防止対策の基礎資料とするためデータベース化を進めます。さらに、独自の奄美大島レッドデータブックの作成を検討します。

(3) 環境学習拠点の整備及び環境学習の充実

地域ごとに環境学習拠点の整備を検討し、関係機関と連携しながら、各地域、拠点において、地域の文化とも結び付けた環境学習プログラムやその提供機会の充実に努めるとともに、指導者を育成するための仕組み作りを進めます。

また、それぞれの市町村を代表する動植物を選定し、保全活動への取組を広くPRする「奄美大島・一村一生物運動」を一般化事業の一環として進めます。



奄美自然観察の森 (龍郷町)

〔撮影：龍郷町〕



子ども博物学士講座 (龍郷町)

〔撮影：龍郷町〕



こども世界自然遺産博士講座 (瀬戸内町)

〔撮影：瀬戸内町〕

(4) 生物多様性保全ネットワークの構築

生物多様性保全及び環境文化に係る住民主体の活動を活性化するために、世界自然遺産推進共同体などの民間企業等やNPO等で構成するネットワークの強化に努め、交流会の開催や情報交換などを通じて効果的な活動を進めるための積極的な支援に努めます。

[重点施策1：主要事業スケジュール]

事業名	前期：2015～2019 (H27～R1)	後期：2020～2024 (R2～R6)
希少動植物保護対策事業	→	→
サンゴ保全対策事業	→	→
生物多様性モニタリング事業	計画策定 調査 →	→
環境学習拠点整備事業	整備計画検討 →	→
環境学習プログラム開発事業	→	→
生物多様性ネットワーク事業	整備 事業実施 →	→

【重点施策2】ノネコ、ノヤギ及び外来種対策

野生化したネコ（以下、「ノネコ¹」という。）が、希少種の捕食など深刻な生態系への被害をもたらしていること、野生化したヤギ（以下、「ノヤギ」という。）による生態系への影響が懸念されること、また、その他の外来種の侵入による生態系への影響が懸念されることなどから、各市町村で、条例の制定など各種の対策を講じています。今後は、地域の特性に応じた対策を進めるとともに、5市町村が連携して効果的な対策を進めます。

(1) ノネコ対策、ノヤギ対策の事業展開

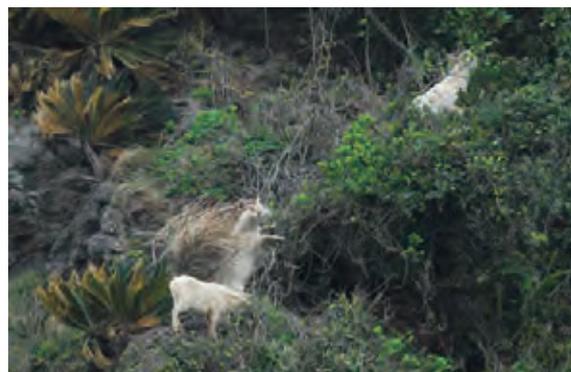
ノネコ対策について、「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」に基づき取組を展開していきます。ノネコの希少種生息域からの排除については、捕獲から一時収容、新たな飼い主への譲渡などを国等と連携しつつ行います。ノネコ発生源としての飼い猫やノラネコ²については、飼い猫の完全室内飼養・不妊去勢処置・マイクロチップ装着等適正飼養の徹底や、ノラネコへの餌やり禁止の徹底やTNR³など、5市町村においても連携して事業を行います。また、対策の結果得られるネコの生息状況や飼養状況等の情報を「世界自然遺産推薦地モニタリング計画」における取組と共有します。

ノヤギ対策については、各市町村が進めるヤギ駆除対策事業に基づいて、関係機関が連携を図りながら取組を進めます。



アマミノクロウサギを捕食するノネコ

〔写真提供：環境省 奄美群島国立公園管理事務所〕



ノヤギ

〔撮影：常田 守〕

1 ノネコ

ネコが野生化したもので、通常、人間からはまったく餌を与えられていない状態のネコを指します。「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護管理法）では、狩猟鳥獣に含まれます。

2 ノラネコ

主に人里周辺の野外で暮らしている特定の飼い主がいない状態のネコで、原則的に人間の生活に依存しているネコを指します。ノネコと生活圏の違いをもって便宜的に区別しています。

3 TNR

捕獲（Trap：トラップ）し、不妊（避妊）・去勢（Neuter：ニューター）を施した後、元の場所に戻す（Return：リターンまたはRelease：リリース）ことです。

(2) 外来種対策

奄美大島に定着しているカダヤシ、オオキンケイギクなどの特定外来生物や、ティラピア類、アフリカマイマイ、アメリカハマグルマなど生態系被害防止外来種リスト掲載種などの駆除対策を積極的に進めます。そのため、「世界自然遺産推薦地モニタリング計画」を踏まえ、地域の実情に応じた分布調査を検討するとともに、世界自然遺産推進共同体など民間企業等とも連携して、住民主体による駆除活動などの支援・推進を積極的に行います。また、さらに徹底した対策を進めるために、5市町村を活動エリアとする「奄美大島・外来種バスターズ」(仮称)の設置を検討します。



アメリカハマグルマ

(撮影：奄美市)



アメリカハマグルマ駆除風景

(撮影：大和村)

[重点施策2：主要事業スケジュール]

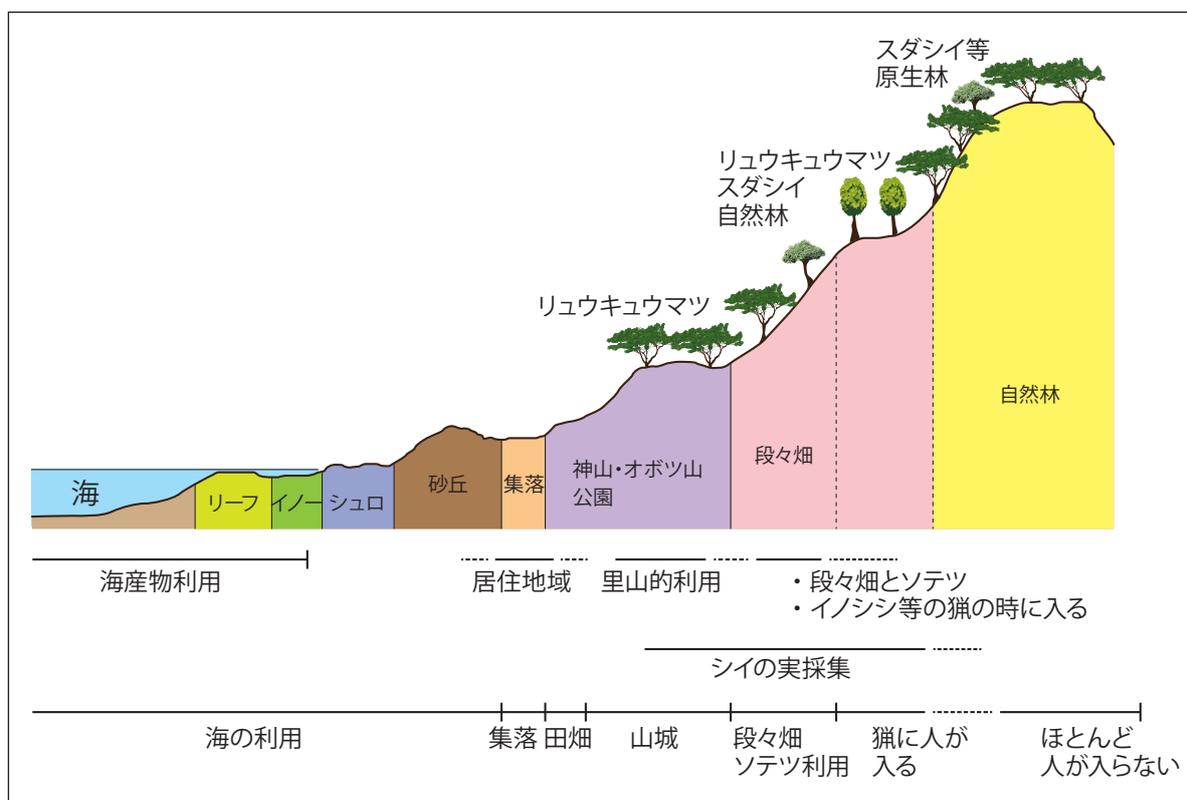
事業名	前期：2015～2019 (H27～R1)	後期：2020～2024 (R2～R6)
外来種の防除計画の策定	計画策定	
ノネコ、ノヤギ総合対策事業	体制整備、事業実施	
外来種対策事業		
「奄美大島外来種バスターズ」(仮称) 設置の検討	設置検討	

【重点施策3】奄美大島環境文化・自然再生フィールドミュージアム事業

比較的林齢の高い照葉樹林地帯、その周辺地域、島全体に分散する里地・里山やイノー（礁池）¹・リーフ（礁原）²を中心とする里海などの共存地域、商業機能や住宅などが集積する都市環境など、奄美大島には様々な生態系が存在します。さらに、そこには人と自然との共生の文化（＝環境文化）が育まれています。

奄美大島のそれぞれの地域特性に応じた生態系モデルを設定し、生物多様性の保全を推進します。また、情報収集などを通じて環境文化の伝承や創造を進め、島全体をフィールドミュージアムとする環境学習の場としての活用を図り、科学と文化が一体となった事業の展開を検討します。

奄美の人々の生活空間



〔出典：奄美大島の人と自然のかかわり（中山 清美）〕

1 イノー（礁池）

大型のサンゴ礁が発達する地域で、礁の内部にできる池の部分指します。

2 リーフ（礁原）

サンゴ礁の外縁部分に沿ってできる干潮時に干出する場所。大潮時にいざり漁などが行われます。

(1) 森林、里海、マングローブ再生モデル事業

森林については、国・県と連携を図りながら、森林整備計画により生物多様性の保全に配慮したゾーニング設定を検討します。さらに森林経営計画の策定を推進して、細やかな管理を進められるようにしていきます。造林事業等の実施と併せて外来種の択伐、伐採空地の試験的な造成について検討を進めます。

沿岸域については、宇検村で取組が始まっているマングローブ再生事業を他の地域にも展開していくとともに、里海については海垣の復活など里海利用の促進を目指します。また、新たな試みとして、魚礁や海草・藻類やサンゴの付着基盤整備などを通じて、里海的环境を整える「奄美大島・海のビオトープ整備構想」(仮称)について、地域の要望などの情報収集を行った後に具体的な取組方法の検討を行っていきます。

市街地については、ビオトープの整備のほか、在来種による街路樹整備等地域の生態系保全に配慮した市街地整備を進めます。また、市町村で実施する公共事業においては生物多様性保全アドバイザー制度の導入の検討、県が進める多自然川づくり事業、「奄美大島・徳之島 公共工事における環境配慮指針」との連携など環境に配慮した公共事業を推進します。

また、それぞれの生態系をつないで山から海への生態系ネットワークの再生の取組を検討します。



湯湾岳周辺

(撮影：浜田 太)



秋名集落・水田

(撮影：龍郷町)



役勝川・多自然川づくり区間

(撮影：奄美市)

[生物多様性鹿児島県戦略の取組]

奄美群島世界自然遺産の登録予定地周辺での緩衝機能の強化 (生態系ネットワークの強化)

世界自然遺産の候補地となっている奄美大島及び徳之島において、登録予定地周辺の緩衝機能の強化を図るため、リュウキュウマツ人工林の照葉樹林化など、森林再生に向けた取組を促進し、生物多様性の向上と生態系ネットワークの強化を進めます。

3 ビオトープ

生物が生息・生育する空間を示す言葉です。本来そこに生息する生物がいなくなってしまうような場合に、対象とする生物が棲みやすくなるような環境を整えて、その生物を呼び戻すようにした空間などを指すことも多いです。

(2) 自然と人が共生する環境文化の継承活動

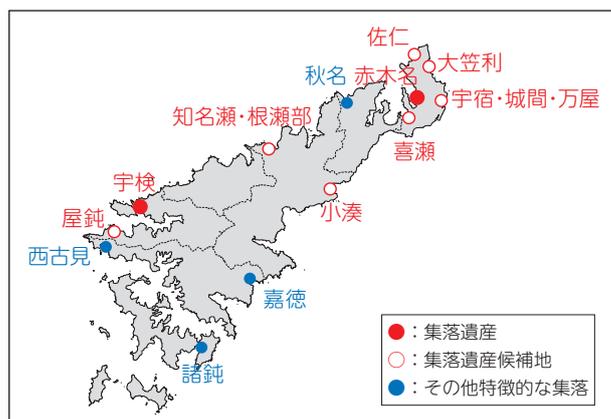
奄美大島には人と自然が共生する知恵が数多く残されており、そこには次世代の奄美大島の住民の生き方のヒントが埋もれていることから、シマの文化や歴史に息づく様々な知恵を記録し伝える活動、すなわち環境文化の継承活動を、地域住民の協力を得るなどしてより積極的に支援・推進するよう努めます。

また、民間企業や大学、県などと連携し、奄美大島に関わる人々100人の原風景や原体験を集めた本の出版、民間主導により進められている島桑による養蚕事業及び紬再生事業の促進などのような、環境文化継承活動事業の支援・推進に取り組みます。

(3) 奄美大島・環境文化情報拠点整備

各市町村で進められている文化財保護事業や文化財調査整理事業のほか、地域住民からの聞き取りなども含めた集落遺産調査等を通じて得られた情報の集約に努め、各種の広報活動を通じて情報発信を行う拠点を構築することについて検討します。

集落遺産調査地点



[出典：宇検村・伊仙町・奄美市による歴史文化基本構想（宇検村・伊仙町・奄美市）]

[重点施策3：主要事業スケジュール]

事業名	前期：2015～2019 (H27～R1)	後期：2020～2024 (R2～R6)
外来樹木の払抜、伐採空地造成	情報収集 試験実施検討	
マングローブ林再生事業		
海のビオトープ開発可能性調査	情報収集	調査
環境文化拠点整備事業	情報収集・拠点構築検討	

【重点施策4】奄美大島・生物多様性自然遊歩道整備事業

奄美大島において計画的に整備されている「世界自然遺産奄美トレイル」を基軸に、貴重で多様な生態系を満喫するだけでなく、地域に育まれた環境文化を体験できる拠点整備を検討します。

既存の自然遊歩道のほか、峠部の旧道などを活用し、島の生態系を活かした全島を周遊する自然遊歩道整備を県等と連携を図りながら推進するとともに、市町村、県及び国の拠点施設を結びつけた島の生物多様性と環境文化を体験するための方策を検討する等の、計画的な整備を進めます。

奄美大島・生物多様性自然遊歩道整備計画イメージ図（住用からの俯瞰）



奄美大島・生物多様性自然遊歩道整備計画イメージ図



[重点施策4：主要事業スケジュール]

事業名	前期：2015～2019 (H27～R1)	後期：2020～2024 (R2～R6)
奄美大島生物多様性遊歩道整備事業	整備方策策定の検討	→

【重点施策6】産業振興と生物多様性推進事業

国立公園指定及び世界自然遺産登録に伴い観光客が増加することが予想され、奄美大島の生態系への影響が懸念されることから、民間企業、関係団体等と連携しながら、新たな視点に立った観光の確立、環境に配慮した観光（エコツーリズムなど）を進めます。

また、環境に配慮した農業生産や水産資源保全及び森林整備を進めるとともに、農林水産加工品の製造を促進します。

(1) 奄美群島持続的観光マスタープランと体験型観光の推進

増加する多様な観光客に対応し、環境文化の保全と継承、地域社会の振興と発展に寄与するために、生物多様性保全・利用地域区分ごとの観光のあり方を示すなど、生物多様性の保全・利用を通じた地域作りを目指す新たな視点に立った「奄美群島持続的観光マスタープラン」に基づく取組を国、県、市町村、民間企業と協力して推進します。

また、「里のエコツアー」との連携、エコツーリズム、グリーンツーリズム及びブルーツーリズムの一体的事業展開を図るため、モデルコースの企画立案、自然への配慮ガイドライン、観光客マナーガイドの作成の推進、奄美群島認定エコツアーガイドの登録や利用を促進するとともに、環境保全への協力金の徴収・拠出制度等について検討します。

さらに、「世界自然遺産登録記念土産品研究会」（仮称）の設置を検討し、土産品の認定及び販売促進に努めます。



ブルーツーリズム風景

〔写真提供：鹿児島県水産技術開発センター〕

(2) 6次産業化と生物多様性推進事業

伝統的な野菜を含め、農林水産業振興事業などにより島で生産された農林水産物や、その他、生物多様性の保全に配慮した商品が優先的に利用されるような仕組作りを進めます。

また、奄美大島にふさわしい農林水産物及び加工品の開発、製造及び販売を促進します。



うけん市場

〔撮影：宇検村〕

〔重点施策6：主要事業スケジュール〕

事業名	前期：2015～2019 (H27～R1)	後期：2020～2024 (R2～R6)
奄美群島持続的観光マスタープラン推進事業	計画策定、事業推進	→
地産地消推進事業	→	→
生物多様性ブランド育成事業	→	→

【重点施策7】交流と情報発信

本戦略の普及を図るため、世界自然遺産登録候補地として、国内外の多くの人々や関係団体等との交流に取り組むとともに、地元の情報発信を積極的に進めます。

(1) 奄美大島自然大使の創設

世界自然遺産登録後の諸活動に対する理解、支援の輪を広げるために、国内外の有識者、関係者を奄美大島自然大使として任命する制度の創設を検討します。

(2) 世界自然遺産登録地域との交流

屋久島や沖縄など世界自然遺産登録地域、登録候補地域との定期的な交流を行うとともに、国内の関係自治体と情報共有する体制の構築を検討します。



知床

[写真提供：環境省 自然環境計画課]



白神山地

[写真提供：環境省 自然環境計画課]



屋久島

[写真提供：環境省 国立公園課]



小笠原諸島

[写真提供：環境省 自然環境計画課]

(3) 国際交流の推進

世界への情報発信を進めるため、奄美大島自然大使の任命のほか、生物多様性、世界自然遺産登録地に基づく姉妹都市盟約の締結や交換留学制度の創設などについて検討します。

(4) 大学、研究者との交流

奄美大島を研究フィールドとする大学や研究者に対しては、情報提供などの支援を進めます。また、本戦略で進める行政や地域住民、民間企業など様々な主体が参加するモニタリング調査等に対して指導助言や、研究成果や調査結果を地元と共有する機会を設けるなど、交流を推進します。



森林調査風景

〔写真提供：環境省 奄美群島国立公園管理事務所〕



海域調査風景

〔写真提供：環境省 奄美群島国立公園管理事務所〕

(5) 情報発信

本戦略の事業展開について、ソーシャルネットワークサービス(SNS)の活用、独自のウェブサイトの立ち上げ、世界自然遺産推進共同体など民間企業等との連携を図り情報発信に努めます。また、住民、来訪者への生物多様性の普及について、コミュニティーFMなど地元メディアとの連携の強化を行い、イベントの開催などを通じて関連するさまざまな情報の発信に努めます。



あまみエフエム 放送ディ!学
「1月の海ってどんなの?」

〔写真提供：あまみエフエム ディ!ウェイヴ〕

[重点施策7：主要事業スケジュール]

事業名	前期：2015～2019 (H27～R1)	後期：2020～2024 (R2～R6)
奄美大島自然大使創設事業	計画策定の検討	→
世界自然遺産登録地交流事業	計画策定の検討	→
国際交流推進事業	計画策定、事業実施	→
大学・研究機関交流支援事業	→	→
生物多様性情報発信事業	情報発信	→

【重点施策8】奄美群島環境文化研究拠点の誘致

鹿児島県が進める奄美群島の環境文化の研究について、その拠点の誘致を進め、奄美群島における世界自然遺産登録後の生物多様性施策について、県等と連携し取り組みます。

〔生物多様性鹿児島県戦略の取組〕

南方の島々の環境文化の研究

世界自然遺産登録を目指す奄美群島では、生物多様性だけでなく、言葉や食、島唄や祭事など島ごとに異なる文化を有しています。こうした文化などと自然との関わりや、それらの多様性、由来・歴史等についての調査研究のあり方を検討し、世界自然遺産登録後の地域づくりに役立てます。

〔重点施策8：主要事業スケジュール〕

事業名	前期：2015～2019 (H27～R1)	後期：2020～2024 (R2～R6)
奄美群島環境文化研究拠点誘致事業	情報収集、誘致活動	→

第6章

行動計画



外来種駆除活動 (撮影：瀬戸内町)

本戦略の目標を達成するために実施する各分野の事業を、3つの基本方針に体系化した行動計画として位置づけ、計画的に、かつ着実に取組を進めます。

基本方針1 生物多様性の保全・管理

- 1 重要な地域の保全…………… 53
- 2 生態系ネットワークの形成…………… 54
- 3 野生生物の適切な保護と管理…………… 55
 - (1) 希少種とその生息・生育地の保全
 - (2) 鳥獣の管理
 - (3) 外来種の防除
- 4 地球温暖化対策の推進…………… 58
- 5 環境影響評価制度の検討…………… 58
- 6 生物多様性の保全に配慮した環境整備の推進…………… 59
 - (1) 公共工事等に関する取組
 - (2) 山地・森林における取組
 - (3) 農村における取組
 - (4) 市街地における取組
 - (5) 河川・沿岸・海岸における取組

基本方針2 人と自然が共生する社会を構築するための仕組み作りと人材育成

- 1 多様な主体の参画促進…………… 62
- 2 人と自然が共生する社会を構築するための活動の推進…………… 63
- 3 人材の育成と活用…………… 64
- 4 調査研究の推進と情報の収集・発信…………… 65

基本方針3 生物多様性の持続可能な利用

- 1 生物多様性の保全に配慮した暮らしの展開…………… 66
- 2 生物多様性の保全に配慮した農林水産業の展開…………… 67
 - (1) 林業における取組
 - (2) 農業における取組
 - (3) 水産業における取組
- 3 里地、里山、里海の適正な利用と管理…………… 70
- 4 生物多様性の保全に配慮した観光業の展開…………… 71

基本方針1 生物多様性の保全・管理

奄美大島の自然をよりよい状態で未来に継承していくために、希少種だけでなくその生息・生育環境の保全を含めた、奄美の自然全体を保全するための取組を進めます。

1 重要な地域の保全

多様な生物の生息・生育の場となる重要な地域を適切に管理します。

名称	概要	目標	時期		実施主体						
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関	
既存制度を活用した重要な地域等の指定	生物多様性の保全上、重要な地域を適切に管理するため、国、県と連携し、国立公園や天然記念物の指定、世界自然遺産登録に向けた取組を推進する。	国立公園等の指定 世界自然遺産の登録	●	●	●					●	
既存制度以外の重要な地域の指定	既存制度によって指定された重要な地域のほか、様々な調査などを行いながら希少種生息・生育地の抽出を進め、必要に応じ、指定の検討を行う。	既存制度指定地以外の重要な地域の抽出の推進	●		●				●	●	
重要な地域における生物多様性保全策の検討	国、県とも連携し、重要な地域における希少種生息・生育地の保全等、生物多様性保全策を検討する。	生物多様性保全策の検討		●	●	●	●	●	●		
生物多様性モニタリング調査体制の構築 [重点施策1]	重要な地域の保全状況を把握するため、「世界自然遺産推薦地モニタリング計画」を踏まえ、国や県などと連携して、重要な地域の生物多様性モニタリング調査体制の構築を検討する。	生物多様性モニタリング調査体制構築の検討	●	●	●	●	●	●	●		

※今回の改訂において、各取組の「実施主体」として新たに位置づけられたものは「●」で表示しています。

2 生態系ネットワークの形成

生物の生息・生育環境を有機的につないだ生態系ネットワークの形成に取り組みます。

名称	概要	目標	時期		実施主体					
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関
森林の再生 [重点施策3]	森林の連続性を確保するため、自然度の高い森林が分断されている場所や劣化した里山の森林の再生を図る。	森林整備計画及び森林管理計画等の策定・見直しの検討 造林事業等の実施	●	●	●	●	●	●	●	●
マングローブ林の再生 [重点施策3]	河川－海域の水域の生態系のつながりを確保するため、マングローブ林の再生を図る。	マングローブ再生事業の実施推進	●	●	●	●		●	●	●
市街地の緑化推進 [重点施策3]	名瀬地区、古仁屋地区等の市街地において、公園や残地については植栽や街路樹、河川敷などを活用して、緑の連続性を確保する。また、事業所や宅地の緑化を推進する。	市街地整備指針の策定の検討 市街地の緑被率向上	●	●	●	●	●			
生態系の連続性に配慮した公共工事の推進	森林－河川－海域、河川－水路－水田－集落など生態系のつながりに配慮した工事を推進する。	市町村公共工事での原則において配慮した工事の推進	●	●	●		●			

3 野生生物の適切な保護と管理

希少な野生生物から地域で普通にみられる生物まで生息・生育できるような適切な保護と管理を行います。

(1) 希少種とその生息・生育地の保全

生物多様性の保全のために必要な種の多様性を低下させないため、種と生息・生育地の保全を図ります。

名称	概要	目標	時期		実施主体						
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関	
奄美大島レッドデータブック作成の検討 [重点施策1]	希少種の保全を推進するため、奄美大島レッドデータブック作成を検討する。	希少種のデータベース化の検討	●		●				●	●	
重要地域における生物多様性保全策の検討 [再掲]	国、県とも連携し、重要な地域における希少種、生息・生育地の保全等、生物多様性保全策を検討する。	生物多様性保全策の検討		●	●				●	●	
パトロール等監視の強化 [重点施策1]	動植物の盗採・盗掘について、「世界自然遺産推薦地モニタリング計画」を踏まえた情報把握を行うとともに、世界自然遺産推進共同体など民間企業等も含めた関係機関と連携した監視を強化する。 パトロール員の委嘱による全島パトロールの実施、林内へのセンサーカメラの設置、空港での持ち出し対策等を推進する。	パトロールの実施 センサーカメラ設置 空港での動植物持ち出し対策強化	●	●	●	●	●	●	●	●	
集落での希少種保全活動の支援	集落の財産として希少種を保全していく活動を支援する。	集落の人々を対象とした希少種保全研修会の実施の検討	●	●	●	●			●	●	
希少種の見学拠点の整備検討 [重点施策4]	オーバーツーリズム等による希少種への影響を低減するため、希少種とふれあえたり、学んだりできる拠点の整備を検討する。	国や県や事業者と連携した拠点整備の検討	●	●	●			●			
不要植物等の受け入れ施設の設置検討	希少野生動植物保護条例施行前から自宅等で栽培されていた希少植物が不要になった際の受け入れ施設の設置を検討する。	受け入れ施設の設置検討	●		●						
野生生物交通事故防止対策実施の推進	野生生物との交通事故防止のため、標識や看板の設置等、普及啓発活動を推進する。	標識や看板の設置等 普及啓発用チラシ配布の検討	●	●	●			●			
傷病鳥獣の保護施設の指定	傷病鳥獣の治療・リハビリを行う施設の指定を検討する。	傷病鳥獣の保護施設指定の検討	●		●			●	●		

(2) 鳥獣の管理

生態系に影響を及ぼしている鳥獣について、対策を講じるための体制を構築し、計画的な個体数の管理を図ります。

名称	概要	目標	時期		実施主体					
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関
鳥獣被害対策体制の構築	県と連携して、狩猟免許保持者の拡大と管理技術向上を図るための講習会等の実施を検討する。	狩猟免許保持者の増加	●	●	●	●		●		
鳥獣被害対策の支援	鳥獣対策のための被害実態調査及び捕獲事業の実施を検討する。 畑地管理方法講習会の実施の検討や被害防止設備導入の支援を行う。	鳥獣被害実態調査の実施検討 被害防止講習会の実施検討 電気柵、金網柵、罟等の導入支援	●	●	●	●		●		

(3) 外来種の防除

生態系へ深刻な影響を及ぼしている外来種等について、予防的かつ計画的な防除等を行います。

名称	概要	目標	時期		実施主体						
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関	
外来種の現状の把握 [重点施策2]	島内に生息・生育する外来種について、「世界自然遺産推薦地モニタリング計画」を踏まえ、分布状況や侵入経路等の調査の検討を行う。	外来種の分布状況等の把握の検討	●	●	●	●	●	●	●	●	
外来種の防除計画策定の検討 [重点施策2]	外来種の予防的かつ計画的な防除を行うため、防除計画策定の検討を行う。	外来種防除計画の策定の検討	●		●		●	●	●		
ノネコ対策、ノヤギ対策の強化 [重点施策2]	「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」に基づき、島内5市町村及び関係機関が連携した取組を行う。希少種生息域におけるノネコの防除については、捕獲から一時収容、新たな飼い主への譲渡などを国等と連携して行う。ノネコ発生源としての飼い猫やノラネコについては、適正飼養の徹底、不妊去勢の助成とノラネコのTNR、ネコ問題に関する普及啓発などを行う。また、飼い猫の飼養状況をモニタリング計画で共有する。 また、各市町村が進めるノヤギ被害防除対策事業を連携して実施する。	希少種生息域におけるノネコの防除 発生源としての飼い猫やノラネコ対策 ノヤギの駆除	●	●	●	●	●	●	●	●	●
外来樹の伐採の検討	自然林間伐事業において、外来樹の選択的伐採の検討を行う。	外来種の選択的伐採実施の検討	●	●	●			●			
外来保存樹の見直し	保存樹として指定している外来樹の指定解除を検討する。	外来保存樹の指定解除の検討	●		●				●		
外来種の駆除活動の支援・推進 [重点施策2]	地域住民参加によるオオキンケイギク、アメリカハマグルマ等の外来種の駆除活動を世界自然遺産推進共同体など民間企業等と連携しつつ支援・推進する。 併せて、近年動きの見られる来訪者による外来種駆除活動についても関係機関と連携を図る。	地域住民参加による駆除活動の支援・推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●
外来魚の放流防止の普及啓発	ダム湖や河川等へのバス類やブルーギル、ソードテール、ティラピア等の外来魚放流防止のための普及啓発活動に努める。	看板の設置及び普及啓発用チラシの配布の検討	●	●	●	●		●		●	
外来種対策についての普及啓発	外来種の識別方法や駆除方法を説明したチラシや、ペットを最後まで大切に飼うことやどうしても飼えなくなったときの対処法について記載したチラシを作成する等、普及啓発活動に努める。	外来種対策についての情報発信及び普及啓発用チラシの配布の検討	●	●	●	●	●	●	●	●	●

4 地球温暖化対策の推進

生物多様性に影響を及ぼす地球温暖化防止の取組を推進します。

名称	概要	目標	時期		実施主体						
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関	
地球温暖化防止実行計画策定の検討	地球温暖化を防止するため、温暖化防止実行計画の策定を検討する。	温暖化防止実行計画策定の検討	●		●						
地球温暖化による影響についての情報提供	気候変動による生物や生態系への影響に関する情報収集を図り、その情報の共有を検討する。	市町村広報等による情報共有の検討	●		●					●	
二酸化炭素の排出を抑制する生活への転換	環境家計簿、環境マネジメントシステムの普及啓発など、地域住民や事業者とともに二酸化炭素排出を抑制するライフスタイルへの転換に向けた取組を推進する。	環境家計簿、環境マネジメントシステムの普及啓発について検討	●	●	●	●	●	●	●	●	●

5 環境影響評価制度の検討

環境影響評価については、環境影響評価法や県環境影響評価条例により一定規模以上の事業について、環境影響評価の実施を行うこととなっていますが、奄美大島の生物多様性の特徴を考慮した環境影響評価制度を検討します。

名称	概要	目標	時期		実施主体						
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関	
環境影響評価制度の検討	奄美大島において環境影響評価を実施すべき事業規模、環境影響評価の方法、手続き等を検討する。	奄美大島版環境影響評価制度の検討	●	●	●					●	

6 生物多様性の保全に配慮した環境整備の推進

開発については、生物多様性の保全に配慮し、その影響を適切に回避、または低減します。また、既に消失、劣化した生態系については、その再生を積極的に進めます。

(1) 公共工事等に関する取組

名称	概要	目標	時期		実施主体					
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関
生物多様性に配慮した公共工事の推進 [重点施策3]	市町村管理の河川や道路の整備、農地整備、区画整理、災害復旧等を行う際には、県が作成した「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」等を参考に生物多様性に配慮した設計・施工の実施を推進する。 ・希少種の有無の確認 ・赤土の流出防止 ・緑化時の島内種の選定 ・植物の自然繁殖の活用 ・生物の移動に配慮した設計など また、草刈り時の配慮など生物多様性に配慮した管理に努める。	事業実施地で実施の検討	●	●	●		●	●	●	●
生物多様性保全アドバイザーの活用 [重点施策3]	鹿児島県と連携して「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」に基づくアドバイザーを活用し、市町村が実施する公共事業などの実施方法について必要に応じ助言を求め等、生物多様性に配慮した管理に努める。	アドバイザーの活用	●		●			●	●	
動植物鑑定者の活用	鹿児島県と連携して「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」に基づくアドバイザーを活用し、公共工事の実施の際に発見された希少種について、種名の鑑定を依頼する等、生物多様性に配慮した管理に努める。	アドバイザーの活用	●		●			●	●	
島内産植物による緑化の推進 [重点施策3]	庭や校庭などを含む地域の緑化を行う際に、島内産の遺伝子を持った植物を利用するよう推進するとともに、園芸種などを利用する際は逸出させないように適切な管理に努める。	適切な管理に努める	●	●	●	●	●	●	●	●
島内産種苗の供給体制の構築検討	公共工事等を行う際に必要となる樹木の苗木や草本の種子などについて、島内産種苗の供給体制の構築を検討する。	島内産種苗の供給体制の構築検討	●	●			●			

(2) 山地・森林における取組

名称	概要	目標	時期		実施主体					
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関
生物多様性に配慮した公共工事、森林経営等の推進	公共工事や災害復旧工事を実施する際には、県が作成した「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」等を参考にし、森林の伐採等にあたっては、生物多様性の保全に配慮した伐採手法の選択と適正な緑化を推進する。また、林道の新規設置については必要性の評価を十分に行うとともに、既存の林道についても、適切な整備方法などを必要に応じて検討する。	公共工事、施業地での実施推進	●	●	●		●	●	●	
森林の再生 [重点施策3] [再掲]	森林の連続性を確保するため、自然度の高い森林が分断されている場所や劣化した里山の森林の再生を図る。	森林整備計画及び森林管理計画等の策定・見直しの検討 造林事業等の実施	●	●	●					
不法投棄パトロールの実施	生息・生育地の保全のため、パトロールを行う。不法投棄の監視・通報については、地域の様々な関係者が連携し取り組む体制の構築を図る。	不法投棄件数の減少	●	●	●	●	●	●	●	

(3) 農村における取組

名称	概要	目標	時期		実施主体					
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関
生物多様性に配慮した公共工事の推進 [重点施策3] [再掲]	市町村管理の河川や道路の整備、農地整備、区画整理、災害復旧等を行う際には、県が作成した「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」等を参考に生物多様性に配慮した設計・施工の実施を推進する。 ・希少種の有無の確認 ・赤土の流出防止 ・緑化時の島内種の選定 ・植物の自然繁殖の活用 ・生物の移動に配慮した設計など また、草刈り時の配慮など生物多様性に配慮した管理に努める。	事業実施地で実施の検討	●	●	●		●			
耕作放棄地の解消 [重点施策3]	農地銀行の運用及び普及や地域の実情に即した対応の検討により、農地の有効利用を図るとともに、観光や教育などの多面的な利用も視野に入れながら耕作放棄地の解消に向けた取組を進める。	耕作放棄地の減少	●	●	●	●	●	●	●	●

(4) 市街地における取組

名称	概要	目標	時期		実施主体						
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関	
市街地の緑化推進 [重点施策3] [再掲]	名瀬地区、古仁屋地区等の市街地において、公園や残地については植栽や街路樹、河川敷などを活用して、緑の連続性を確保する。また、事業所や宅地の緑化を推進する。	市街地整備指針の策定の検討 市街地の緑被率向上	●	●	●	●	●				
ビオトープの普及	学校、公園等にモデル版ビオトープの整備を検討し、ビオトープの普及を図る。	モデル版ビオトープの整備の検討	●	●	●	●		●		●	

(5) 河川・沿岸・海岸における取組

名称	概要	目標	時期		実施主体						
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関	
生物多様性に配慮した公共工事の推進 [重点施策3]	河川改修や海岸防災、沿岸埋立等の工事を行う際には、「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」等を参考に生物多様性に配慮した設計・施工の実施を推進する。 ・希少種の有無の確認 ・赤土の流出防止 ・緑化時の島内種の選定 ・植物の自然繁殖の活用 ・生物の移動に配慮した設計など また、草刈り時の配慮など生物多様性に配慮した管理に努める。	事業実施地で実施の検討	●	●	●		●				
自然海岸(渚)やサンゴ礁の保全 [重点施策1]	後背地との連続性やエコトーンを生かしつつ、自然海岸の渚や干潟を保全していく。 併せてサンゴの重点保全地区においては、オニヒトデなどの食害生物の駆除を行う。オニヒトデ駆除にあたっては薬液注射法の普及を図る。	現状より自然海岸やサンゴ礁が人為的に減少しない	●	●	●	●		●	●		
河川・海岸・沿岸における自然再生の推進 [重点施策3]	藻場造成ブロックの設置、サンゴの移植、マングロープの再生などを図り、生態系の復元を推進する。	再生事業実施の検討	●	●	●	●	●	●	●		
河川・地下水・海域の水質保全	集落排水処理事業や公共下水道の拡充と適正な利用と管理に努める。	合併浄化槽の普及、事業場の排水処理や放流先の指導等の推進	●	●	●	●	●				

基本方針2 人と自然が共生する社会を構築するための仕組み作りと人材育成

人と自然が共生する社会の仕組み作りと、それを主体的に進めていく人材の育成などに取り組んでいくことで、奄美大島の生物多様性をよりよい状態で未来に継承していきます。

1 多様な主体の参画促進

生物多様性の保全活動を活性化させるために、地域住民や事業者、NPO等の参画と主体的な活動の促進、各主体の交流を促進します。

名称	概要	目標	時期		実施主体					
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関
本戦略に関連した地域活動、事業活動の支援制度創設の検討	地域住民や活動団体、事業者等が行う生物多様性の保全と利用に関する活動等に人材・技術・資金・情報の提供等を通じて支援する制度を創設する。	支援制度創設の検討	●	●	●	●	●	●	●	
実施主体の交流支援検討 [重点施策1]	実施主体間の交流の活発化の支援に努め、世界自然遺産推進共同体など民間企業等も含めて広く連携・協働できる関係の構築を図る。	交流支援の検討	●	●	●	●	●	●	●	●
資材や情報提供による地域住民活動の支援検討	地域住民が自然観察・環境学習などを行う際に利用できる教材や資料、観察用品、情報や技術者など人的支援の整備を検討する。	機材・資料の準備貸出および必要な情報や技術手法または専門家紹介など支援体制整備の検討	●	●	●			●	●	●
多様な主体による森林作りへの支援	地域住民団体やボランティアによる植林や間伐、竹林の伐採などの森林整備、里山保全活動を支援する。県が実施している森林環境税補助金制度の普及を図る。	森林環境税による活動支援制度の活用等を検討	●	●	●	●		●		

2 人と自然が共生する社会を構築するための活動の推進

生物多様性の保全活動を活性化するために、活動を担う各主体の支援を行っていきます。

名称	概要	目標	時期		実施主体					
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関
「100人の風景本」を利用した振り返り機会の提供 [重点施策3]	県が実施する「100人の風景本」を利用した地域の自然や文化に関する体験学習や、インタビュー対象者を招いた原風景の振り返りイベントの誘致など、自然と共生する暮らしの有り様を振り返り、考える機会の提供に努める。	自然と共生する暮らしの有り様を振り返り、考える機会の提供に努める。	●		●	●		●		
奄美版「100人の風景本」の制作検討 [重点施策3]	奄美大島に関わる人々100人の原風景や原体験を集めた本の制作を検討する。	奄美版「100人の風景本」の制作及び普及の検討	●	●	●	●		●	●	
新規の農林水産業就業者の確保・育成	U、J、ターン者を含め、意欲ある新規の農林水産業就業者の確保及び育成を図る。 ・土地や船舶のトライアル使用 ・農業機械の共同利用制度 ・農地銀行の運用 ・営農・漁業塾の開催など	基本方針の作成を検討		●	●	●				
給食で地産地消の推進 [重点施策6]	学校給食において、奄美の食材や命を頂く等の話とともに、生物多様性の重要性について伝える機会を設けるため、「地産地消の日」の創設を検討する。	「地産地消の日」の創設を検討	●	●	●					●
廃棄物の適正処理と清掃美化活動の推進	廃棄物の不法投棄の防止に向けた適正処理の啓発、リサイクルの促進、不法投棄のパトロールを行う。 また、山林、海岸などの清掃活動を世界自然遺産推進共同体など民間企業等とも連携しつつ推進する。	清掃美化活動拡大の推進	●	●	●	●	●	●		●
化学物質の適正使用及び管理	化学合成農薬や化学物質などの適正な使用及び管理を推進することで、環境負荷の低減に努める。	化学物質、油や汚水の適正管理の推進	●	●	●	●	●			
不快生物との共存	ヤンバルトサカヤステ、ゴキブリなど、人が不快に感じる生物との共存・棲み分けの仕方についての情報提供を図る。 忌避剤・駆除剤の提供に努める。	チラシ配布など情報提供を図る 忌避剤の提供に努める	●	●	●					

3 人材の育成と活用

生物多様性の保全活動を担う各主体の人材を育成していきます。

名称	概要	目標	時期		実施主体					
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関
教育現場における生物多様性を学ぶ教材の提供	県が作成する教員向けマニュアルの配布に努める。 学校教育現場で利用できる生物多様性の視点を盛り込んだ環境学習教材の整備を推進する。	県が作成する指導者向け資料の配布に努める 教育現場向け教材の整備の推進	●	●	●			●		●
教員の研修の実施 [重点施策1]	教員研修などを活用して、奄美大島の自然や生物多様性の保全についての情報提供や、事例の紹介などに努める。	関係機関が連携して実施を検討する	●	●	●					●
自然体験などの学習機会提供の検討 [重点施策1]	地域の子供や住民が自然環境の保全・利用の主体として必要な知識・関心を身につけられるよう、自然体験の授業との結び付け(理科、社会科、生活科等)や、地域住民の協力を得るなどして奄美大島の自然や文化、生物多様性についての学習機会の提供に努める。	学習機会の提供に努める	●	●	●	●	●	●		●
環境学習リーダーの育成 [重点施策1]	自然観察指導員やネイチャーゲームリーダーなど、地域住民の中から環境学習の指導者を養成するプログラムの実施に努め、とくにエコツーリズム事業者や地域のリーダーとなる方々への生物多様性の保全に貢献できる知識と技術を持った人材を育成する機会の提供を図る。	人材育成プログラムの実施を検討する	●	●	●	●	●	●		
地域での研修機会の提供	地域でオピニオンリーダーとなる区長研修等で、地域住民の協力を得るなどして生物多様性の保全と利用について学ぶ機会や情報の提供に努める。 県等が作成する生物多様性の保全についての普及啓発用チラシ配布を検討する。	研修の場の提供に努める	●	●	●	●		●		●
指導林家、青年林業士、青年漁業士の育成と活動支援	指導林家、青年林業士、青年漁業士等、地域の第1次産業を推進する人材の育成及び活動支援制度の創設を検討する。	育成支援制度創設の検討	●	●	●		●			
委嘱者等のリストの公表	生物多様性保全アドバイザー、動植物鑑定者、環境文化推進員、奄美群島エコツアーガイド等の周知等により人材の活用を図る。	市町村広報等による周知等	●	●	●					
人材バンクへの登録とリストの公表	各地域在住で、環境学習の指導者等の県の人材バンクへの登録、市町村広報誌等での周知等により人材の活用を図る。	県の人材バンク制度への登録を推進 市町村広報等による周知等	●	●	●	●		●	●	

4 調査研究の推進と情報の収集・発信

生物多様性の保全活動を推進するために必要な情報について、各主体が連携して収集を図るとともに、集まった情報について発信していきます。

名称	概要	目標	時期		実施主体					
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関
生物多様性モニタリング調査体制の構築 [重点施策1] [再掲]	重要な地域の保全状況を把握するため、「世界自然遺産推薦地モニタリング計画」を踏まえつつ、国や県などと連携して、重要な地域の生物多様性モニタリング調査体制の構築を検討する。	生物多様性モニタリング調査体制構築の検討	●	●	●	●	●	●	●	●
住民参加による自然調査 [重点施策1]	島内の住民や、活動団体と連携した外来種の面的調査や住民意識調査等も含む生物多様性モニタリング調査の体制構築を検討する。また優秀活動者への表彰制度創設を検討する。	島内住民や活動団体の参加体制の構築を検討	●	●	●	●	●	●	●	●
自然や生物に関する情報の収集と発信	関係機関と連携しながら、生物多様性の現況と変化に関する基礎的な情報の収集と発信に努めるとともに、自然史博物館のような奄美の生物多様性及び自然等の情報収集・調査研究・発信における拠点施設の設置に向けた取組を進める。	情報コーナーの設置の検討 情報の収集及び発信に努める	●	●	●	●	●	●	●	●
人と自然との関わりについての調査の推進	関係機関と連携して、奄美大島で行われている人と自然との関わりについて、調査と記録活動を推進し、持続可能な自然利用のあり方について、情報の収集及び発信に努める。	調査の推進 情報の収集及び発信に努める	●	●	●	●	●	●	●	●
島の一村一生物運動との連携 [重点施策1]	鹿児島県が実施する「一村一生物」運動を受けて、集落ごとにシンボルとなる生物の集約を図り、結果の発信に努める。	一村一生物の集約を図る	●	●	●	●	●	●	●	●
ふれあいイベントなどの情報集約及び発信の検討	自然体験や動植物とふれあいイベント等、各種活動団体等が実施している生物多様性について学べる機会に関する情報を収集し、市町村広報等で周知する等、多くの住民が参加できるような仕組みを検討する。	市町村広報等による周知等	●	●	●	●	●	●	●	●
生物多様性保全に係る情報の収集と発信 [重点施策7]	生物多様性保全に係る先進地の情報収集を図る。 ホームページ、SNS、市町村広報、世界自然遺産推進共同体など民間企業等との連携等により、奄美大島の生物や環境、自然、奄美の自然とともにある暮らし方等についての紹介や、保全活動などの情報の発信に努める。	先進地の情報収集 各市町村広報等により情報発信に努める	●	●	●	●	●	●	●	●
生物多様性保全に係る広報印刷物の作成と配布	希少種・自然・環境・文化などについて紹介するとともに、適正な利用を呼びかけるパンフレットなどの作成を検討する。 県が作成する自然への配慮に関するハンドブックなどについて、世界自然遺産推進共同体など民間企業等とも連携し、配布に努める。	パンフレットの作成を検討 港、空港などでの配布に努める	●	●	●	●	●	●	●	●
生物多様性レポートの作成	生物多様性の現状、戦略の取組の進捗状況などについてレポートとして公開するよう努める。	レポートの公開に努める	●	●	●	●	●	●	●	●

基本方針3 生物多様性の持続可能な利用

奄美大島の歴史や文化と、新たな技術や発想を活かし、生物多様性がもたらしてくれる恩恵を持続的に享受できる社会を構築します。

1 生物多様性の保全に配慮した暮らしの展開

生物多様性の保全に配慮した暮らし方についての提案を行っていきます。

名称	概要	目標	時期		実施主体						
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関	
「100人の風景本」を利用した振り返り機会の提供 [重点施策3] [再掲]	県が実施する「100人の風景本」を利用した地域の自然や文化に関する体験学習や、インタビュー対象者を招いた原風景の振り返りイベントの誘致など、自然と共生する暮らしの有り様を振り返り、考える機会の提供に努める。	自然と共生する暮らしの有り様を振り返り、考える機会の提供に努める。	●		●	●		●			
食育の推進	国の食育推進計画に基づき、食べ物を通して季節感や、自然のつながり、命を頂くことなどを伝える機会を提供するように努める。	学校給食での食育の推進 郷土料理店で地産地消や伝統料理を通じた食育の展開を図る	●	●	●		●	●			●
生物多様性の保全に配慮した商品利用の拡大 [重点施策6]	活動団体や事業者とも連携して、生物多様性の保全につながる島内産の野菜・米・肉・魚介類の消費拡大及び島内産材や間伐材による建築や木製品利用を推奨することによりこれらの利用の拡大を図る。 事業者とタイアップして地産地消キャンペーンの実施を検討する。	暮らし方に関する情報提供に努める キャンペーンの実施を検討	●	●	●	●	●	●			
生物多様性の保全につながる暮らしについての情報提供	住民へ季節行事や伝統行事への積極的な参加を呼びかけるなど、奄美の伝統文化や自然観を伝承していける環境の整備を検討する。	行事等への参加者数の増加を目指す	●	●	●	●					●

2 生物多様性の保全に配慮した農林水産業の展開

生物多様性の保全に配慮した農林水産業を進めていくための取組を進めていきます。

(1) 林業における取組

名称	概要	目標	時期		実施主体						
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関	
森林の再生 [重点施策3] [再掲]	森林の連続性を確保するため、自然度の高い森林が分断されている場所や劣化した里山の森林の再生を図る。	森林整備計画及び森林管理計画等の策定・見直しの検討 造林事業等の実施	●	●	●						
森林管理目標の設定	森林管理計画の見直しに併せて、自然林化、長期保存林、生産林など地域の自然度などに応じた森林ごとの管理目標の設定に努める。	森林管理計画の見直しに併せて管理目標の設定に努める	●	●	●	●	●	●	●	●	●
適切な森林管理の実施	生産林については、適切な間伐等の管理や、主伐後の再造林や広葉樹化などの森林の多面的な機能の持続的な発揮のための施策実施を検討する。	生産林に位置づけられた森林について実施を検討	●	●	●	●					
マツクイムシ被害への対応	県松くい虫被害対策推進計画に基づき、景観など松林が必要な場所については、樹幹注入・伐倒駆除等の実施を検討する。他の地域については自然の遷移を考慮した扱いにより広葉樹林化を進める。	保全対象場所の選定及び駆除の実施の検討	●	●	●						
地材地建の推進 [重点施策6]	認証マークの貼付やキャンペーンの実施及び割引制度の創設を検討するなど、関係機関と連携して島内産材を利用した建築の普及に努める。	関係機関と連携した事業展開を検討	●	●	●	●	●	●		●	
バイオマス利用の促進	里山の活性化、林業の活性化を推進するため、バイオマスエネルギー・飼料・肥料として活用することを支援する制度の創設に努める。	バイオマス利活用推進計画の策定の検討	●	●	●						

(2) 農業における取組

名称	概要	目標	時期		実施主体						
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関	
環境配慮マニュアルの整備	水管理、土壌流出、農業使用、施肥、草刈りなど、奄美の伝統的な取組やIPM技術や土壌診断など科学的手法も取り入れた地域循環型・環境配慮型の事業を実施するための環境配慮マニュアルの作成に努め、研修会等で普及を図る。	環境配慮マニュアルの作成及び研修会などの実施の検討	●	●	●	●	●				
耕作放棄地の解消 [重点施策3]	農地銀行の運用と普及により、農地の有効活用を図り、耕作放棄地の解消に向けた取組を進める。	耕作放棄地の減少を目指す	●	●	●	●					
農業法人の支援	遊休農地の集約や貸借契約の斡旋及び低利融資制度の実施を検討するなど、農業を振興、効率的な農業の実施、就業人口の増加を図るため、農業法人の誘致に努める。	農業法人支援の実施の検討	●	●	●		●				
地産地消の推進 [重点施策6]	認証マークの貼付やキャンペーンの実施及び割引制度の展開を図ることで、伝統的な野菜を含めて島で生産された農林水産物が優先的に利用されるような仕組作りを進め、第1次産業製品の消費拡大を図る。また、伝統的な調理法の伝承と新たな調理法の開発及び直売所の活性化も推進する。	農業協同組合、漁業協同組合、広域事務組合、観光協会、鹿児島県と連携した事業展開を検討	●	●	●	●	●	●			●
生物多様性に配慮した特殊病害虫対策	奄美に発生している特殊病害虫対策について今後も対策を継続していくとともに、環境や他の動植物へ影響がない方法での防除を推進する。	環境影響が少ない特殊病害虫対策の実施の推進	●	●	●						

(3) 水産業における取組

名称	概要	目標	時期		実施主体						
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関	
藻場・サンゴ礁の保全 [重点施策1] [再掲]	藻場の造成・保全のための藻場造成ブロックの設置、サンゴ礁保全のためのサンゴの移植、オニヒトデやシロレイシガイダマシの駆除等を実施する。オニヒトデ駆除にあたっては薬液注射法の普及を図る。	藻場造成事業、サンゴ礁の保全再生事業の実施	●	●	●				●		
漁場の保全	漁場におけるサメ類などの駆除を推進する。	サメ類駆除の推進	●	●	●	●	●				
天然漁業資源の保全	漁業資源の持続可能な利用のために、漁場の適正利用のためのルール作り、魚礁・浮き魚礁の設置、放流事業などの実施を検討する。	適正利用のためのルールの設定及び漁場造成事業の実施の検討	●	●	●	●	●	●			
廃棄物の適正処理等の推進	古い網などの漁具や廃油の処理、養殖時のえさの投入方法など、漁業廃棄物の適正処理や環境保全型の事業の運営を推進する。	環境保全型の事業実施の推進	●	●	●	●	●				

3 里地、里山、里海の適正な利用と管理

生物多様性の保全と結びついた里地・里山・里海の再生と適正で持続的な利用を進めるために必要な仕組みを整えます。

名称	概要	目標	時期		実施主体						
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関	
里山管理モデル事業の実施 [重点施策3]	活動団体、事業者等と連携してモデル的な里山管理の実施を検討する。その中で地域の伝統的な産業と文化の継承、住民の森林体験の場としての提供を図る。	全島に展開していくための足がかりとなるモデル地域の設定を検討	●	●	●	●	●	●	●		
海のビオトープ整備の研究 [重点施策3]	活動団体、漁業協同組合等と場所の選定などについて検討するなど、今後連携を進めていながら、海の生物が生息・生育しやすい環境を整えて、対象とする生物がより棲みやすい場所を形成していく海のビオトープについての整備方法等について研究する。	研究水域の設定の検討	●	●	●	●	●	●	●	●	
農業活動の活性化	遊休地を借り上げ、市民農園の設置拡大など地域住民が気軽に農業に触れられる場の設置を検討する。農業者や個人菜園実施者が技術の研修を受けられる機会を設ける。	各市町村で市民農園の設置を検討 研修会を実施		●	●	●					
水田の再生 [重点施策3]	各集落でアラセツ行事などに必要な稲作を維持できるように、青壮年団、親子会、学校などが連携して稲作の再生・保全に向けた取組を進める。	水田の再生を、観光産業や住民とも連携して図る		●	●	●		●		●	
生態系サービスの持続的な利用の検討	バイオマス燃料や椎の実等の里山の恵み、イザリで得られる里海の恵みについて、長期にわたって持続可能な形での利用を行うための手引きの作成及び普及について検討する。	手引書の作成及び普及について検討		●	●						

4 生物多様性の保全に配慮した観光業の展開

生物多様性そのものやその恵みを活かしつつ、地域の活性化につながる環境利用の仕組みを整えます。

名称	概要	目標	時期		実施主体					
			前期	後期	自治体	住民・来訪者	事業者	活動団体	学識者・研究機関	教育機関
希少種の生息区域の利用ルール策定 [重点施策6]	関係機関と連携し、湯湾岳など自然度の高い地域の利用、アマミノクロウサギ夜間観察、ホエールウォッチングなど、野生生物を対象にした体験活動等について、「世界自然遺産推薦地モニタリング計画」を踏まえた利用者数等の把握に努め、オーバーツーリズム等による生物や生物の生息空間への影響を低減するため、種子の持ち込み防止策や利用時間・利用人数の制限などの利用指針の作成を検討する。	自然環境観光施設や主要なエコツアー利用場所などの利用者数の把握 自然への配慮ガイドライン、観光客マナーガイドの作成及び配布を検討	●	●	●	●	●	●	●	●
奄美群島認定エコツアーガイド制度の運用 [重点施策6]	関係機関と連携し、生物多様性に配慮したガイドや安全管理等に関する高い知識と技術、モラルを有する奄美群島認定エコツアーガイドの確保、質の維持・向上に資する研修の支援に努めるとともに、認定エコツアーガイドの利用促進のための広報に努める。	認定エコツアーガイドの確保 認定エコツアーガイド登録後の質の維持 認定エコツアーガイドの利用促進	●	●	●		●	●		
体験型観光の推進 [重点施策5、6]	エコツーリズム、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、環境文化の体験活動等の体験型観光のメニュー開発を関係機関と連携して検討する。また、人材育成、受け入れ体制整備、登録・認定制度の導入、情報発信等を推進する。	体験型観光のメニュー開発 登録・認定制度の検討 パンフレット等の作成の検討	●	●	●	●	●	●		●
利用設備の整備	自然利用の促進、利用時のインパクトの低減、モラルやマナーの向上を図るため、遊歩道や案内看板などの設置を検討する。	遊歩道の整備及び案内看板の設置を検討	●	●	●			●		
自然遊歩道の整備 [重点施策4]	奄美大島全体をフィールドミュージアムとして、自然や歴史文化を体験できる自然遊歩道の計画的な整備を検討する。	「奄美群島持続的観光マスタープラン」と連動させた自然遊歩道マスタープランの策定を検討	●	●	●	●	●	●	●	●
奄美ブランドによる地域活性化の検討 [重点施策6]	本場奄美大島紬、奄美黒糖焼酎など人と自然の関係の中で創られたものを奄美ブランドと位置づけ、島内での原料の調達や加工、商品化や、島内に加えて島外の消費地と連携した販売促進の仕組みを確立させることを通じて地域の活性化を図る。	モデル事業の実施を検討	●	●	●	●	●	●		●
経済的保全システムの導入の検討	奄美の特産品等の販売利益の一部を生物多様性保全の活動費とする仕組み、入域料金を徴収し、その費用でガイドの育成などを行う仕組み、失った生物多様性を評価しオフセットする仕組み等の導入を検討する。	経済的保全システムの導入検討	●	●	●		●	●	●	

第7章

推進体制と進行管理

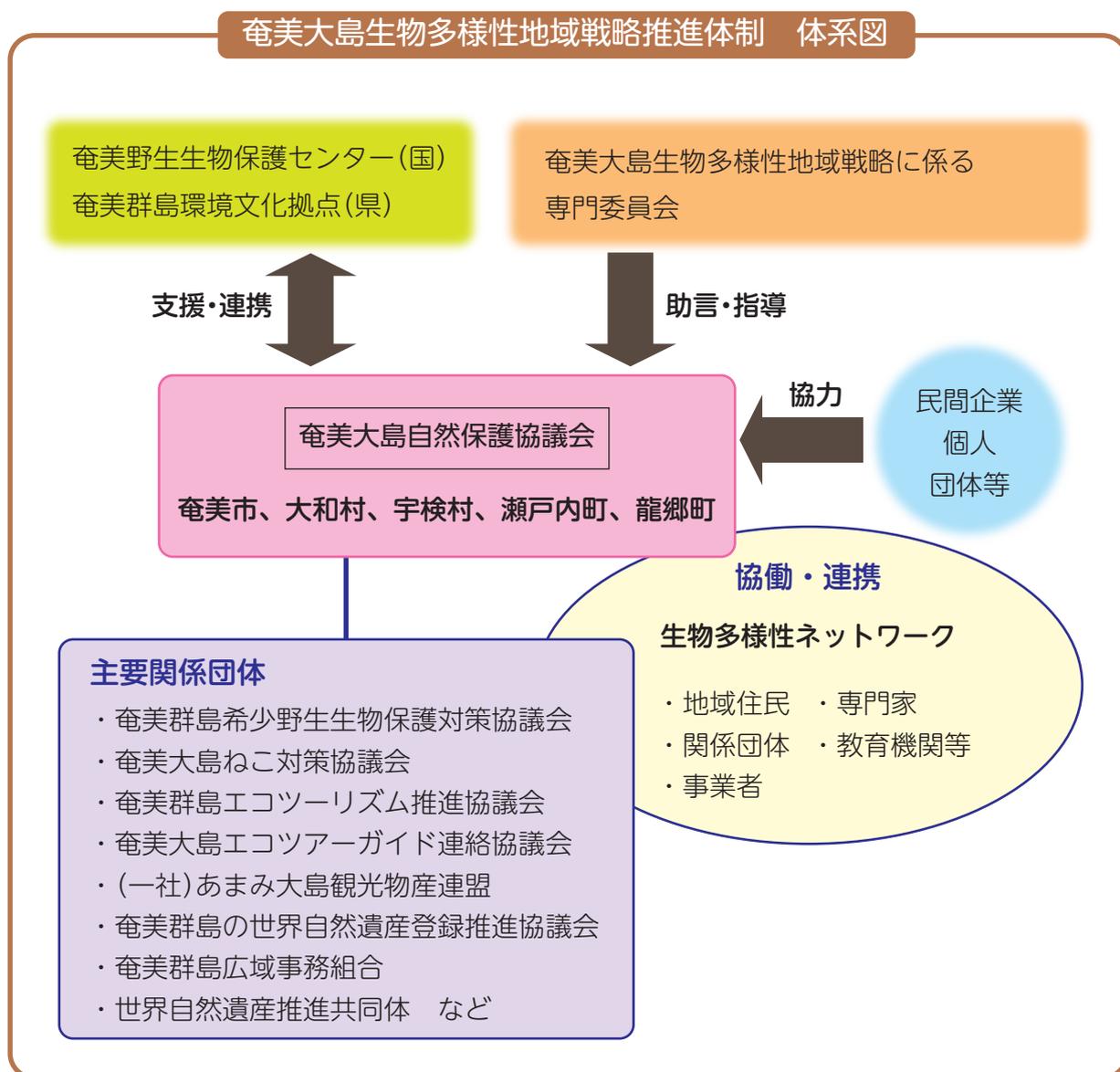


地域意見交換会 (撮影：大和村)

1 戦略の推進体制

奄美市、大和村、瀬戸内町、宇検村及び龍郷町の5市町村で構成する「奄美大島自然保護協議会」において、戦略の進行管理及び見直し等を行うとともに、国、県、関係団体等との連絡調整を行い、戦略に記載された各般にわたる施策・事業の推進母体として位置づけます。

また、戦略の推進にあたり指導助言を受けるため、学識経験者等から成る「奄美大島生物多様性地域戦略に係る専門委員会」を設置します。



2 戦略の進行管理

戦略の円滑な推進のため「奄美大島生物多様性地域戦略に係る専門委員会」の設置を検討します。

(1) 進捗状況の把握及び公表

本戦略に位置づけられた事業については、「奄美大島生物多様性地域戦略の取組状況評価」として公表します。

(2) 戦略の見直し

本戦略は、2015年度(平成27年度)から2024年度(令和6年度)までの10年間の計画としての目標であり、策定5年後の2019年度(令和元年度)には中間評価と必要な改訂を行うとともに、計画最終年度には、自然的・社会的状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行います。



奄美大島生物多様性地域戦略に係る専門委員会

(撮影：自然環境研究センター)

3 各主体の役割

(1) 奄美大島自然保護協議会・市町村

行政の立場から地域戦略の着実な推進を図るために必要な施策や支援を実施するとともに、各主体の連携のための場作りなどを行い、自律的な取組が進んでいくための仕組み作りを進めます。また、進捗状況の評価を行い、戦略の実行計画が適切に遂行され、目標が達成されるよう進捗管理を行います。

<主な取組>

- ・ 本戦略の進捗状態をチェックし、各市町村の年次事業計画において、必要な施策を盛り込んでいく。
- ・ 住民に最も近い自治体として都市計画、土地利用及び整備、公園緑地、上下水道管理、河川管理、廃棄物処理、環境保全など各行政サービスを適切に調整し、生物多様性を高めていく。
- ・ 行政も事業者として、調達や活動を生物多様性の保全に配慮したものにする。
- ・ 住民や事業者が生物多様性を高める活動に取り組むことを支援する制度を提供する。
- ・ “語る会”など住民と共に行動計画の具体化についての合意形成を図る場やアンケート等の意見提供を受ける機会を設けるとともに、必要な情報の提供等を行う。
- ・ 住民が生物多様性の保全活動や調査活動、学習活動に参加できる場を提供するとともに、その活動を支援する。
- ・ 人材の育成、団体の活動支援などを行う。
- ・ 様々な活動主体の連携を促進する。

(2) 事業者

事業者は事業活動が生物多様性の生み出す様々な生態系サービスを利用して事業活動を行っていることを理解して、事業者の立場からできる貢献を進めていきます。各市町村が実施する施策への協力を行うとともに、住民や世界自然遺産推進共同体をはじめとした各種団体とも連携した取組に積極的に参加していきます。

<主な取組>

- ・ 原料調達の際に、生物多様性の保全に配慮したものを購入したり、施業工程、時期、時間を見直したりするなど、自社の活動を生物多様性に配慮したものに変えていく。
- ・ 他の事業者や住民などに、生物多様性を高めていくことの意義についての情報提供や活動の支援を行う。特にメディア関係者は、生物多様性に関する積極的な情報発信等を行っていく。
- ・ 自社施設の緑化など生物多様性の保全に貢献する。
- ・ 自社製品のどこが生物多様性の保全に配慮したものが消費者にわかるように表示するなど、生物多様性保全に配慮した生活の提案を行っていく。
- ・ 生物多様性を保全する活動を支援したり、環境団体や各市町村が実施する事業などに積極的な連携や助成を行う活動に取り組む。
- ・ 生物多様性の保全に配慮した新しい技術の開発と普及に努める。

(3) 住民・来訪者

住民・来訪者は生物多様性と自らの暮らしの関わりについて理解して、生活様式をより環境に優しいものに変えていきます。生物多様性の保全に配慮する事業者を支援するなど、すぐにできる取組から積極的に取組を始めていきます。各市町村や各団体、事業者などが実施する生物多様性を保全する取組に積極的に参加していきます。自らも積極的に生物や自然とふれあう機会などをもっていきながら、自然とのつながりを大切にしていけます。

<主な取組>

- ・ 発生するゴミや汚水を減らしたり、商品を購入するときに生物多様性の保全に配慮した商品を選ぶなど、自らの活動が自然に与える影響を意識し、それを減らす取組を実践する。
- ・ 生物多様性に配慮した商品を購入するなど保全活動に取り組む事業者を応援する。
- ・ 庭に生物の好む緑を増やし、それを近隣とつないで、街全体の緑のネットワーク作りを進める。
- ・ 自然や文化について関心を持ち、自然体験ツアー、行政や団体等が実施する生物多様性に係る学習・体験活動などに積極的に参加、協力する。
- ・ 体験したことや取組などを、まわりの人にも伝えていく。
- ・ 自然体験や交通機関の利用の際に生きた動植物や種子などを移動させないように配慮する。また、野生動植物への影響を少なくする接し方を心がける。「奄美群島マナーガイド」を遵守する。
- ・ 外来種を野外に放さない(ペットの放棄等)。

(4) 環境NPOなど各種活動団体

各市町村や事業者などの実施する取組と連携するとともに、各市町村や事業者への必要な問題提起・提案、支援などを行います。劣化した環境をより良いものにしていくための取組主体としての活動を展開していきます。また、住民に向けての情報発信を行っていきます。

<主な取組>

- ・ 地域の環境の現況、住民や企業の意識、活動を把握する。
- ・ 住民や事業者に提案すべき事柄について検討する。
- ・ それぞれの団体の特長を活かした生物多様性保全活動に積極的に取り組む。
- ・ 他の主体との連携の方策について考える。
- ・ 各市町村や事業者への提言を行ったり、情報を提供したりする。連携した取組を進める。
- ・ 住民や事業者が生物多様性についての学習の場や保全活動の場を提供する。
- ・ 自らの活動も多様性の保全につながる取組にしていく。

(5) 学識者・研究機関

生物多様性の保全に関わる科学的情報の提供、人材の育成を行います。各市町村の事業に協力していきます。

<主な取組>

- ・ 奄美の自然の価値と現状、生物多様性の保全と持続可能な利用や生態系サービスの価値に関して科学的な知見を集約し、地域の人々や各方面の人々に、報告・説明などによりわかりやすく伝えていく。
- ・ 生物多様性の保全に必要な施策や技術の開発を進めるとともに、地域への応用・活用に努める。
- ・ 各市町村の事業に参画し、適切な情報・技術などの提供を行う。
- ・ 各市町村や事業者の活動への提言・提案を行う。
- ・ 自らの活動を生物多様性の保全に配慮したものにする。
- ・ 生物多様性の保全に配慮できる地域の人材や学生を育成する。
- ・ 各市町村、事業者、活動団体などの活動に対して人的支援を行う。

(6) 教育機関

児童・生徒・学生へ、生物多様性保全の必要性、持続可能な利用などに関する情報提供を行います。また、対象者が自ら考えて保全の取組が進められるようになるための学習機会を提供します。あわせて教育施設そのものも生物多様性の保全に配慮した整備を行うことで、学びの場としても貢献していきます。

<主な取組>

- ・ 生物多様性の意味やその大切さについて伝えていく。
- ・ 現在の教育活動の日常的な取り組みが、生物多様性に与える影響や生物多様性の保全に配慮している状況について知る。
- ・ 地域の生物多様性保全活動の状況、及びその重要性について伝えていく。
- ・ 生物多様性の保全について取り上げることができる教科や単元の確認など、教育機関として取り組める内容について考える。
- ・ 郷土の生物多様性とそれがはぐくむ文化や歴史の内容について学ぶ機会を充実させる。
- ・ いろいろな教科を通じて児童・生徒に必要な学びの場、体験の場を提供していく。
- ・ 生物多様性の保全に配慮した施設整備を進める。
- ・ 自らの活動を生物多様性の保全に配慮したものにする。
- ・ 各市町村が実施する事業との積極的な連携を行っていく。

第8章

資料編



奄美博物館 (撮影：奄美市)

1 奄美大島における希少野生動植物の指定状況

分類	種名(和名)	区分			
		1	2	3	
哺乳類	アマミトゲネズミ	●			
	アマミノクロウサギ	●			
	ケナガネズミ	●			
	ヤンバルホオヒゲコウモリ	●			
	リュウキュウテングコウモリ	●			
鳥類	アカヒゲ	●			
	アマミヤマシギ	●			
	オーstonオオアカゲラ	●			
	オオトラツグミ	●			
両生類	アマミイシカワガエル	●			
	アマミハナサキガエル			●	
	イボイモリ	●			
魚類	オットンガエル	●		●	
	キバラヨシノボリ		●		
	タナゴモドキ		●		
	タメトモハゼ		●		
	ヨロイボウズハゼ			●	
	リュウキュウアユ		●		
昆虫類	ルリボウズハゼ			●	
	アマミキンモンフタオタマムシ			●	
	アマミシカクワガタ			●	
	アマミナガゴムムシ			●	
	アマミマルバネクワガタ			●	
	アマミヤマクワガタ			●	
	ウケジマルバネクワガタ	●			
	ハネナガチョウトンボ	●		●	
	ヒメフチトリゲンゴロウ			●	
	フェリエベニボシカミキリ			●	
	フチトリゲンゴロウ	●			
	マルダイコクコガネ			●	
ヨツオビハレギカミキリ			●		
甲殻類	オカヤドカリ			●	
	ナキオカヤドカリ			●	
	ムラサキオカヤドカリ			●	
	ヤエヤマシオマネキ			●	
	リュウキュウシオマネキ			●	
	ルリマダラシオマネキ			●	
貝類	シマカノコ		●		
	ネニヤダマシギセル			●	
	ムラクモカノコガイ		●		
	ヤエヤマヒルギシジミ		●		
腕足類	ミドリシャミセンガイ			●	
合計		42	15	7	22

(注) 分類群ごとに和名の五十音順で表示した。

分類	種数
哺乳類	5
鳥類	4
両生類	4
魚類	6
昆虫類	12
甲殻類	6
貝類	4
腕足類	1
植物	52
合計	94

分類	種名(和名)	区分			
		1	2	3	
植物	アサトカンアオイ			●	
	アツイタ			●	
	アマミアオネカズラ			●	
	アマミアセビ		●		
	アマミアワゴケ			●	
	アマミイワウチワ			●	
	アマミエビネ		●		
	アマミカタバミ			●	
	アマミクサアジサイ			●	
	アマミスミレ			●	
	アマミセイシカ		●		
	アマミテンナンショウ			●	
	アマミデンダ		●		
	アマミナツトウダイ			●	
	アマミマツバボタン			●	
	ウケユリ		●		
	オオバカンアオイ			●	
	オナガエビネ		●		
	カクチョウラン		●		
	カケロマカンアオイ			●	
	カンラン		●		
	キバナノセッコク			●	
	グスクカンアオイ			●	
	クスクスラン		●		
	ケイタオフウラン※			●	
	コゴメキノエラン		●		
	コショウジョウバカマ			●	
	サガリラン			●	
	シコウラン		●		
	ダイサギソウ			●	
	タイワンショウキラン			●	
	チケイラン			●	
	テンノウメ		●		
	トリガミネカンアオイ			●	
	ナギラン			●	
ナゴラン		●			
ナゼカンアオイ			●		
ハマジンチョウ			●		
ハマトラノオ			●		
ヒメシラヒゲラン			●		
ヒメトケンラン			●		
ヒメミヤマコナスビ			●		
フウラン		●			
フジノカンアオイ			●		
ミヤビカンアオイ		●			
モダマ			●		
ヤクシマネツタイラン			●		
ヤドリコケモモ		●			
ヨウラクヒバ			●		
リュウキュウスズカケ			●		
リュウキュウヒモラン			●		
レンギョウエビネ		●			
合計		52	3	14	35

区分

1：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

2：鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例

3：希少野生動植物の保護に関する条例（奄美大島5市町村指定）

※分類上の変更により現在は市町村指定植物種のうちケイタオフウランは、アマミカヤランとされている。

[出典：「希少野生動植物は県民みんなの宝です 奄美群島版（平成31年3月 鹿児島県環境林務部自然保護課）」をもとに作成]

2 奄美大島で確認されている対策が必要な外来種

各欄の説明

■ 外来生物法

特定外来生物：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。指定された生物は、飼育、栽培、保管、運搬、譲渡、輸入や、野外へ放すことなどが禁止される。

未判定外来生物：生態系等に被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物が指定される。指定された生物を輸入しようとする者は国に届出る義務があり、審査の結果、「被害を及ぼすおそれがない」という判定の通知を受けなければ輸入できない。

〔出典：日本の外来種対策（環境省ウェブサイト）〕

■ 生態系被害防止外来種リスト

外来種の日本国内における侵略性を評価し、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす、またはそのおそれがあるものを、生態的特性及び日本へ導入される社会的状況も踏まえて、環境省と農林水産省が選定した外来種のリスト。

総合対策外来種：国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害を及ぼしている、またはそのおそれがあるため、防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な種。下記の3区分がある。

緊急対策外来種：対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要がある種。

重点対策外来種：甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い種。

その他の総合対策外来種：緊急対策外来種、重点対策外来種以外の総合対策外来種。

〔出典：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）（平成27年3月 環境省ウェブサイト）〕

■ 鹿児島県指定外来動植物

県内に分布している在来生物を捕食したり、競合、駆逐するなど、生態系に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれがある外来動植物について、地域を定めて指定される。

「指定外来動植物」の取扱いを規制する地域では、適切な施設で飼養等が義務付けられるほか、野外への放出等（放出・植栽・播種）が禁止される。

〔出典：「指定外来動植物の指定種リスト（令和元年11月 鹿児島県ウェブサイト）〕〕

■ 鹿児島県外来種リスト

鹿児島県の生態系、農林水産業や人の生活に悪影響をもたらし、あるいはもたらすおそれのある外来種の問題について実態を把握し、今後の外来種対策における基礎資料とするため、鹿児島県が作成した外来種のリスト。

防除対象種：本県に影響を及ぼす外来種のうち、県内に定着しており、防除対策及び普及啓発が必要な種。下記の3区分がある。

緊急防除種：本県に大きな影響を及ぼしており、緊急に防除対策が必要な種。

重要防除種：本県に大きな影響を及ぼしており、防除対策について検討が必要な種。

一般防除種：本県に影響を及ぼしており、防除対策について検討が必要な種。

〔出典：鹿児島県外来種リスト（平成29年3月改定 鹿児島県ウェブサイト）〕

分類	和名	外来生物法		生態系被害防止外来種リスト (環境省・農水省)			鹿児島県 指定外来 動植物	鹿児島県外来種リスト			分布情報 の出典
		特定 外来生物	未判定 外来生物	総合対策外来種				防除対策種			
				緊急対策 外来種	重点対策 外来種	その他		緊急 防除種	重要 防除種	一般 防除種	
哺乳類	クマネズミ			○					○	1, 2, 3	
	ジャコウネズミ								○	2, 3	
	ドブネズミ				○				○	2	
	ニホンイノシシ(ブタ・イノブタを含む)				○*		○		○	1, 3	
	ノイヌ(イヌの野生化したもの)				○				○	1, 2, 3	
	ノネコ(イエネコの野生化したもの)			○					○	1, 2, 3	
	ノヤギ(ヤギの野生化したもの)			○				○		1, 2, 3	
	ハツカネズミ				○				○	2, 3	
フイリマンブース	○		○				○		1, 2, 3		
鳥類	キジ(コウライキジを含む)								○	1, 2, 3	
	シマキンバラ								○	2	
爬虫類	アカミミガメ			○				○		1, 2, 3	
	カミツキガメ			○						2	
	クサガメ								○	2, 3	
	タシロヤモリ								○	2	
	ニホンスッポン				○		○	○		1, 2, 3	
	ホオグロヤモリ							○		2, 3	
両生類	ウシガエル	○			○			○		1, 2, 3	
魚類	カダヤシ	○			○				○	1, 2	
	ギンブナ								○	2	
	グリーンソードテール						○			2	
	コイ						○			2	
	ジルティラピア					○		○		1, 2	
	ナイルティラピア(チカダイ)					○				1	
	アリモドキゾウムシ							○		2, 3	
アルファルファタコゾウムシ								○	2		
昆虫類	イエシロアリ								○	2, 3	
	イエヒメアリ								○	2	
	イモゾウムシ							○		2, 3	
	カブトムシ					○				2	
	クワカミキリ								○	2	
	ゴマダラカミキリ								○	2	
	サカイシロテンハナムグリ					○				3	
	サツマイモノメイガ								○	2	
	シロスジオサゾウムシ								○	2	
	チャバネゴキブリ								○	2, 3	
	デイゴヒメコバチ								○	2	
	トコジラミ								○	2	
	バショウコクゾウムシ								○	2	
	ホシベニカミキリ								○	2	
	マツノマダラカミキリ								○	2	
	その他 動物	アシヒダナメクジ								○	2
アズキガイ									○	2	
アフリカマイマイ					○			○		1, 2, 3	
アメリカザリガニ			○	○				○		1, 2	
インドヒラマキガイ								○		2	
カサネカンザシ						○				2, 3	
コウラナメクジ(キロナメクジ)								○		2	
サカマキガイ									○	2	
シナハマグリ						○				2	
シマメノウフネガイ						○				2	
スクミリンゴガイ					○			○		2	
ソメワケダワラガイ								○		2	
台湾シジミ種群						○		○		2	
タテジマフジツボ						○				2	
チャコウラナメクジ									○	2	
トクサオカチョウジガイ									○	2	
ニューギニアヤリガタリクウズムシ		○		○				○		2	
ハイイロゴケグモ		○		○				○		1, 2	
マツノザイセンチュウ										1	
ミドリイガイ										2	
ムラサキイガイ									2		
ヤンバルトサカヤスデ									○	1, 2, 3	
合計	63種類	5種類	1種類	9種類	9種類	14種類	4種類	10種類	24種類	17種類	

(注) 分類群ごとに和名の五十音順で表示した。

(注) 奄美大島で確認されている外来種のうち、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、生態系被害防止外来種リスト、指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例、鹿児島県外来種リストにおいて、特に対策が必要とされている種を掲載した。

※生態系被害防止外来種リストでは、在来のリュウキュウイノシシとの交雑が生じている可能性から「徳之島などのニホンイノシシ」が総合対策外来種の重点対策種とされており、奄美大島もこれに準じて○を付けた。

分布情報の出典

- 1：奄美・琉球の島別外来種の分布情報を集めています(平成25年9月版 環境省 那覇自然環境事務所 ウェブサイト)
- 2：鹿児島県外来種リスト(平成29年3月改正 鹿児島県ウェブサイト)
- 3：侵入生物データベース(独立行政法人 国立環境研究所 ウェブサイト)

(注) 分布情報が「琉球列島のほぼ全域」「県内全域」「離島を含む県内各地」「奄美群島、奄美諸島」等の記述の場合も、奄美大島に分布しているとみなした。

分類	和名	外来生物法		生態系被害防止外来種リスト (環境省・農水省) 総合対策外来種			鹿児島県 指定外来 動植物	鹿児島県外来種リスト			分布情報 の出典	
		特定 外来生物	未判定 外来生物	緊急 対策種	重点 対策種	その他		防除対策種				
								緊急 防除種	重要 防除種	一般 防除種		
植物	アカギ							○			1	
	アキノエノコログサ								○		1	
	アゾラ・クリスタータ	○		○						○	1, 2	
	アメリカアサガオ				○						1	
	アメリカセンダングサ					○					1, 2	
	アメリカツノクサネム								○		1	
	アメリカハマグルマ				○			○			1, 4	
	アラゲハンゴンソウ						○				1	
	アレチウリ	○		○							○	1
	アレチハナガサ						○					1, 3
	イタチハギ					○						1
	インパチェンス類(アフリカホウセンカまたはニューギニアホウセンカ)					○						4
	ウマゴヤシ									○		1
	エゾギシギシ						○					1
	オウゴンカズラ(ポトス)							○				4
	オオカナダモ					○					○	1
	オオキンケイギク	○		○							○	4
	オオバナチョウセンアサガオ(キダチチョウセンアサガオ)						○				○	1
	オオフサモ	○		○						○		1, 3
	オランダガラシ					○						1
	カッコウアザミ						○					1
	カラシナ						○					1
	キシウスズメノヒエ						○					1
	キシウブ					○					○	1
	ギンネム					○					○	1
	クスマツメクサ									○		1
	ケシ										○	1
	コカナダモ					○					○	1
	コゴメミズ					○						1
	コダチチョウセンアサガオ						○				○	1
	コメツブウマゴヤシ									○		1
	コンテリクラマゴケ						○					1
	シマトキンソウ									○		1
	シュロガヤツリ					○						1, 3
	シンテップウユリ						○					1
	セイロンベンケイ					○						1, 4
	タカサゴユリ						○				○	1, 2, 4
	タチアウキセンダングサ						○				○	1, 2
	タチスズメノヒエ					○						1, 3
	チョウセンアサガオ						○				○	1
	ツルアズキ									○		1
	ツルヒヨドリ(コバナツルギク)	○		○								1
	トウゴマ										○	1
	ドクニンジン						○				○	1
	ドクムギ										○	1
	ナガエツルノゲイトウ	○		○						○		1
	ナガバオモダカ					○					○	1
	ナルトサウギク	○		○							○	1
	ナンバンアカバナアズキ									○		1
	ネコアサガオ					○						1
	ハナシユクシャ						○					1
	ハリビユ										○	1, 3
	ヒマワリヒヨドリ						○				○	1
	ヒメクマツヅラ						○					1
	ヒメツルソバ						○					1
	ブタクサ										○	1
	ヘラバヒメジョオン										○	1
	ボタンウキクサ	○		○						○		1, 4
	ホテイアオイ					○		○	○			1, 2, 3
	ムラサキカッコウアザミ						○					3
	メリケンガヤツリ					○						3
	メリケンカルカヤ						○				○	1
	メリケンムグラ										○	1
	モミジバヒルガオ(モミジバアサガオ)					○						1, 4
	ヤナギハナガサ						○					1
	ヤナギバヒメジョオン										○	1
	ヤナギバルイラソウ						○					3
	ランタナ					○						1
合計	68種類	8種類	0種類	9種類	17種類	24種類	4種類	2種類	11種類	25種類		

(注) 和名の五十音順で表示した。

(注) 奄美大島で確認されている外来種のうち、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、生態系被害防止外来種リスト、指定外来動植物による鹿児島島の生態系に係る被害の防止に関する条例、鹿児島県外来種リストにおいて、特に対策が必要とされている種を掲載した。

分布情報の出典

- 1：鹿児島県外来種リスト(平成29年3月改正 鹿児島県ウェブサイト)
- 2：侵入生物データベース(独立行政法人 国立環境研究所 ウェブサイト)
- 3：川西基博. 2018. 奄美大島の河川に生育する外来種. In 奄美群島の野生植物と栽培植物－研究最前線からの報告. 鹿児島大学生物多様性研究会(編). 南方新社.
- 4：宮本句子. 2018. 奄美群島の在来植物と外来植物の野外調査と遺伝的解析 2. 南太平洋海域調査研究報告. 59: 3 - 4.

(注) 分布情報が「琉球列島のほぼ全域」「県内全域」「離島を含む県内各地」「奄美群島、奄美諸島」等の記述の場合も、奄美大島に分布しているとみなした。

3 奄美大島の重要湿地-環境省「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」より-

湿地名	市町村名	湿地タイプ	生物群	生息・生育域	選定理由	選定基準 ¹⁾
笠利湾	奄美市、龍郷町	浅干潟、 海域	底生動物	笠利湾	潮間帯にシャミセンガイ類が生息する。ドロアワモチ、タテジマユムシ、ヒメギボシムシなど貴重種の多様性がさわめて高い。	2, 3
奄美大島の川内川および内海(注)	奄美市、大和村	河川、干潟、汽水域、 マングローブ湿地	マングローブ	奄美大島の川内川・内海	内海は塩湖に成立するマングローブ樹種の地理的に数少ない重要な分布地である。	1
			淡水魚類	奄美大島の川内川・内海	キバラヨシノボリ、放流個体を除けば奄美大島のみに生息するリュウキュウアユの生息地。河口にはマングローブ湿地が広がり、貴重なハゼ科魚類の生息地。	2
			爬虫両生類	奄美大島の川内川・内海	アマミハナサキガエル、アマミシカワガエルなどの生息地。	2
			昆虫類	奄美大島の川内川・内海	エグリタマミズムシなどの固有の水生昆虫が生息する。	2
			淡水貝類	奄美大島の川内川・内海	アマミカワニナ、スグカワニナ、ムチカワニナなど汽水性の大型カワニナ類の生息地。	2
住用湾流入河川および河口部(注)	奄美市	マングローブ湿地、河川	マングローブ	城内海	世界的な分布の視点から、北限域に分布するマングローブ樹種が生育する(メヒルギ、オヒルギ)。マングローブ林が形成される貴重な湿地のうち、とくに地理的に重要である。群落サイズも個体群を維持する上で十分な面積がある。	1
			マングローブ	住用川	世界的な分布の視点から、北限域に分布するマングローブ樹種が生育する(メヒルギ)。マングローブ湿地が湿地生態系の機能を有し、多様な動植物の生息・生育地となっている。群落サイズも個体群を維持する上で十分な面積がある。	1
			マングローブ	役勝川	世界的な分布の視点から、北限域に分布するマングローブ樹種が生育する(メヒルギ、オヒルギ、サキシマスオウノキ、シマシラキ)。マングローブ湿地が湿地生態系の機能を有し、多様な動植物の生息・生育地となっている。群落サイズも個体群を維持する上で十分な面積がある。	1, 3
			淡水魚類	住用川	キバラヨシノボリ、リュウキュウアユの生息地。	2
			甲殻類	住用村 ²⁾ のマングローブ湿地および流入河川	住用川の住用川と役勝川の河口には、マングローブが大規模に発達している。両流入河川には、サワガニ類が生息する。	1, 2
			底生動物	住用川河口	広大なマングローブ湿地を擁し、林内には希少な巻貝類が生息する。	2
			奄美大島南部の 渓流域(注)	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町	その他河川、 湿地	爬虫両生類
			昆虫類	奄美大島南部の渓流域	エグリタマミズムシ、アマミダルマガムシ、アマミチビミズムシなどの固有の昆虫類が多い。	2
奄美大島大和村の湿地	大和村	その他湿地	昆虫類	奄美大島大和村の湿地	ハネナガチョウトンボの生息地。	2
加計呂麻島の 海岸湿地群	瀬戸内町	干潟	底生動物	加計呂麻島の海岸湿地群	オカミミガイ類などの生息地。	2
勝浦川下流域の 農業用水系	瀬戸内町	水路	淡水貝類	勝浦川下流域の農業用水系	アマミカワニナ、カノコガイ類の生息地。	2

1) 重要湿地選定基準

基準1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合

基準2：希少種、固有種等が生育・生息している場合

基準3：多様な生物相を有している場合(ただし、外来種を除く)

基準4：特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合

基準5：生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合

2) 市町村合併により、現在は奄美市住用町となっている(指定当時のままの記載とした)。

(注)：ラムサール条約登録潜在候補地(出典：ラムサール条約湿地潜在候補地の選定について(環境省ウェブサイト))

(出典：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地(環境省ウェブサイト)」をもとに作成)

4 奄美大島の干潟-鹿児島県レッドデータブック2016「鹿児島県の重要な干潟」より

区分	名称	場所	注目点
規模の大きな重要な河口干潟・汽水干潟	川内川河口・内海干潟	奄美市住用町	チドリ類、シギ類はいないがサギ類、ミサゴを確認 絶滅危惧種を含む汽水性ハゼ亜目魚類が生息し、多様性の高い魚類相 リュウキュウアユ仔稚魚(海洋生活期)の成育環境 鹿児島県絶滅危惧Ⅱ類オキナワヒライソガニの数少ない産地 ウミナナ類などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が多い
	住用川・役勝川河口のマングロブ干潟	奄美市住用町	メヒルギとオヒルギを主体とする広大なマングロブ林 絶滅危惧種を含む汽水性ハゼ亜目魚類が豊富で極めて多様性が高い魚類相 リュウキュウアユ仔稚魚(海洋生活期)の成育環境 ウミナナ類などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が非常に多い 鹿児島県絶滅危惧Ⅰ類ヤエヤマヒルギシジミの生息北限地 ミナミコメツキガニの県内最大の生息地
規模は小さいが重要な中小河川の河口干潟や小規模前浜干潟	手花部の干潟	奄美市笠利町	小規模なマングロブ林が存在 ミサゴ、エリグロアジサシ、コアジサシなどの記録あり 鹿児島県絶滅危惧Ⅱ類ミナミアシシロハゼの生息地 絶滅危惧種を含む淡水性汽水性貝類が多い ミドリシャミセンガイを多産 シオマネキ類が豊富
	戸口干潟	龍郷町	チドリ類、シギ類の中継地 ウミナナ類などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が多い
	大川河口域干潟	奄美市名瀬小湊	サギ類、カモ類、ハジロクロハラアジサシなどの中継地 ウミナナ類などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が多い
	嘉徳川河口干潟	瀬戸内町	ウミナナ類などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が多い 日本固有種で鹿児島県準絶滅危惧のカワスナガニの生息地
総合的な保全が求められる干潟群・前浜干潟	笠利湾の干潟群	奄美市笠利町(赤木名、手花部、喜瀬) 龍郷町(赤尾木、龍郷、屋入)	鳥類の渡りの中継地(笠利町大瀬海岸) 鹿児島県絶滅危惧Ⅱ類のミナミアシシロハゼや情報不足のミズハゼ類の生息地 ウミナナ類などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が多い ミドリシャミセンガイの健在産地、潮間帯でシャミセンガイ類が観察できる場所として世界的に見ても貴重 ミナミアナジャコ、ハサミカクレガニの北限地 鹿児島県絶滅危惧Ⅰ類のハサミカクレガニの唯一の確認地 湾口に近い干潟には、ウミジグサ、ウミヒルモから成る海藻帯が発達
	大浜海浜公園～知名瀬干潟	奄美市名瀬	ウミナナ類などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が多い
	思勝湾・湯湾釜・大和川河口	大和村	ウミナナ類などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が多い 鹿児島県絶滅危惧Ⅰ類のカバフチカノコガイ、絶滅危惧Ⅱ類のスグカワニナが記録されている
	焼内湾沿岸の干潟	宇検村	リュウキュウアユ仔稚魚(海洋生活期)の成育環境 鹿児島県準絶滅危惧のヒゲワラスボ、情報不足のヒトミハゼなど多くの汽水性ハゼ亜目魚類の生息地 イリオモテマメコブシガンなど多くのカニ類の生息地 アマミカワニナ(鹿児島県絶滅危惧Ⅰ類)などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が多い
	大島海峡沿岸の小規模干潟群	瀬戸内町	ウミナナ類などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が多く、アマミマメコブシガニなどカニの貴重種が豊富(小名瀬の干潟) 汽水性のハゼ亜目魚類が多く、シオマネキ類が豊富(呑之浦の干潟)

[出典：「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編-鹿児島県レッドデータブック2016-」(鹿児島県 環境林務部 自然保護課)]
をもとに作成]

5 文化財の指定状況

国指定

名称	所在地	指定年月日	種別	所有者・管理者
アマミノクロウサギ	奄美大島(徳之島)	1963(昭和38). 7. 4	特別天然記念物	鹿児島県
ルリカケス	奄美大島・加計路麻島・請島	1921(大正10). 3. 3	天然記念物	鹿児島県
神屋・湯湾岳	奄美市住用町・宇検村	1968(昭和43). 11. 8	天然記念物	農林水産省
アカヒゲ	奄美大島(徳之島)	1970(昭和45). 1. 23	天然記念物	所在市町村
オカヤドカリ	南西諸島	1970(昭和45). 11. 12	天然記念物	所在市町村
オオトラツグミ	奄美大島	1971(昭和46). 5. 19	天然記念物	所在市町村
カラスバト	鹿児島県	1971(昭和46). 5. 19	天然記念物	所在市町村
オーストンオオアカゲラ	奄美大島	1971(昭和46). 5. 19	天然記念物	所在市町村
トゲネズミ	奄美大島(徳之島)	1972(昭和47). 5. 15	天然記念物	所在市町村
ケナガネズミ	奄美大島(徳之島)	1972(昭和47). 5. 15	天然記念物	所在市町村
諸鈍芝居	瀬戸内町諸鈍	1976(昭和51). 5. 4	重要無形民俗文化財	諸鈍芝居保存会
秋名のアラセツ行事	龍郷町秋名	1985(昭和60). 1. 12	重要無形民俗文化財	秋名ヒラセマンカイ保存会
宇宿貝塚	奄美市笠利町宇宿	1986(昭和61). 10. 7	史跡	奄美市
泉家住宅	奄美市笠利町宇宿	1994(平成6). 7. 12	建造物	泉 一郎
大和浜の オキナワウラジロガシ林	大和村大字大和浜	2008(平成20). 3. 28	天然記念物	大和浜集落
赤木名城跡	奄美市笠利町里	2009(平成21). 2. 12	史跡	民有地・奄美市教育委員会
小湊フワガネク遺跡	奄美市小湊	2010(平成22). 8. 5	史跡	民有地・奄美市教育委員会
小湊フワガネク遺跡出土品	奄美市	2016(平成28). 8. 17	考古資料	奄美市教育委員会

所在地：奄美群島に関するもののみ記載した。()は奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町が含まれない地域

(出典：平成30年度 奄美群島の概況(鹿児島県 大島支庁 総務企画部 総務企画課))

県指定

名称	所在地	指定年月日	種別	所有者・管理者
南州流謫跡	龍郷町龍郷	1955(昭和30). 1. 14	史跡	龍 まさ子
秋名のショチョゴマ及び ヒラセマンカイ	龍郷町秋名	1982(昭和57). 5. 7	無形民俗文化財	秋名ヒラセマンカイ保存会
油井の豊年踊り	瀬戸内町油井	1983(昭和58). 4. 13	無形民俗文化財	油井豊年踊り保存会
城間トフル墓群	奄美市笠利町万屋	1993(平成5). 3. 24	史跡	民有地・奄美市教育委員会
奄美大島のノロ関係資料	奄美市笠利町・名瀬、 宇検村、瀬戸内町	2003(平成15). 4. 22	有形民俗文化財	所在市町村
(追加指定)	大和村	2006(平成18). 4. 21	有形民俗文化財	所在市町村
(追加指定)	宇検村	2012(平成24). 4. 20	有形民俗文化財	所在市町村
イボイモリ	奄美大島(徳之島)	2003(平成15). 4. 22	天然記念物	所在市町村
イシカワガエル	奄美大島	2003(平成15). 4. 22	天然記念物	所在市町村
大和浜の群倉	大和村	2004(平成16). 4. 20	建造物	大和村教育委員会
オットンガエル	奄美大島・加計呂麻島	2005(平成17). 4. 19	天然記念物	所在市町村
節田マンカイ	奄美市笠利町節田	2008(平成20). 4. 22	無形民俗文化財	節田マンカイ保存会
請島のウケユリ自生地	瀬戸内町	2008(平成20). 4. 22	天然記念物	瀬戸内町教育委員会
佐仁の八月踊り	奄美市	2011(平成23). 4. 19	無形民俗文化財	佐仁八月踊り保存会
アマミハナサキガエル	奄美大島(徳之島)	2011(平成23). 4. 19	天然記念物	所在市町村

所在地：奄美群島に関するもののみ記載した。()は奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町が含まれない地域

(出典：平成30年度 奄美群島の概況(鹿児島県 大島支庁 総務企画部 総務企画課))

市町村指定

種類	奄美市	大和村	宇検村	瀬戸内町	龍郷町
有形文化財	13	0	3	28	4
無形文化財	0	0	0	0	1
民俗文化財	6	110	3	5	0
記念物	20	0	2	6	2
合計	39	110	8	39	7

(出典：平成30年度 奄美群島の概況(鹿児島県 大島支庁 総務企画部 総務企画課))

6 奄美の民謡(島唄)に現れる自然

カテゴリー	名称	備考	島唄名
海生生物	羽黒魚(シイラ)	「烏賊ぬ生餌見ち 油断すんな羽黒魚」	一切朝花
	烏賊(イカ)	(恋人を他人に取られるな)	うらとみ(八月踊り唄)
	くぶしゅ(小魚)	「生間の泊まり(港)に くぶしゅめ(季節によって来る小魚:遊女に例えた)が寄ってくる」	すばやど節
	蛸、海鼠	「エー蛸(タコ)は骨なし、海鼠(ナマコ)は身なし 会津殿様 アコリヤ 城がなし」	(踊り唄)天草
	亀	「朝潮満上りや 亀ぬ 亀ぬ潮時(亀の出てくる潮時)」「夜中さきなりば 二才衆た女童潮時」	(踊り唄)やんばる 朝潮満上り
	亀ぬ魚	「亀の魚」というのは今の感覚では不自然だが、「魚」は海にいる動物を広くいっていた。	朝顔節
	ふと(海獣の一種)	「喜界米ぬ飯や熟み美らさ芳しや うれが御添物や ふとぬ真肉」(おかずは ふとの真肉だ)	喜界や湾泊り
淡水生物	蛙	「捕ったら蛙ぐあ七ち 食ちゆて根引き」(蛙を七匹、それを食って婚礼だ)	子守唄
	蟹(がん)、さい(沼エビ)、さい手長・たなが	「蟹取りやぬ妻んきやぬ嬉しやろどう」「沼蝦取りやぬ妻んきやぬ嬉しやろどう」(金かぶ節) 「大和浜の降り口辺に餅米のご飯があるということだ。それのおかずには、茸、木耳、さい(沼エビ)、たなが(手長エビ)だ。」(雨なぐれ)	雨なぐれ、コウキ節、らんかん橋節、あんちゃんな節、金かぶ節
	昆虫など	「徳之島に向かって飛んでるきれいな蝶よ 一時待って蝶よ 愛しい人に伝言頼もう」 「夕べは不思議なことに、蜘蛛が舞下がった。今日も不思議なことに あなたにお会いして」	徳之島節
鳥	綾蝶、蜘蛛	「徳之島に向かって飛んでるきれいな蝶よ 一時待って蝶よ 愛しい人に伝言頼もう」 「夕べは不思議なことに、蜘蛛が舞下がった。今日も不思議なことに あなたにお会いして」	徳之島節
	蟻、蚊(がじゃん)	蟻:唄の前の唱言に出てくる「蟻も知らん虫も知らん」 蚊:「蚊ぬ沢山処や 前野蚊」	太鼓遊び、全島口説
	蛸	「蛸集めてど 勝り者成るたる ランプ屋なちゆて 油断するな」	いしん頂節
	烏・鴉	奄美にも鴉の鳴くのは人の死を予兆するという伝えがある	全島口説
	白鷺・白鳥 千鳥、浜千鳥	「船ぬ外艦に 白鷺ぬ居ちゆり 白鷺やあらぬ 姉妹神加那志(うなりかみかなし)」 (姉妹が神(白鷺・白鳥)となり船旅を守ってくれるという信仰があった) 「千鳥浜千鳥 何故汝や鳴きゆり 母面影ぬ」	ヨイスラ節、夕凧節
	鳩、唐鳩、あい鳩	「山ぬ鳥鳩や 羽すぶていちゆり 親居らぬ吾ぬや 肩ぬヨすぶでい」 「山ぬ木ぬ枝ぬ あい鳩やから鳩 口ぬきよしゃしゅで何がよ話ちゆり」	永良部の子守唄2 子守唄
	鶴	「若松ぬ下に 亀ぬ魚が遊び 鶴や羽垂れて 舞い美(ぎよ)らさ」 (若松の下に 亀の魚が遊び、鶴は羽を垂れて舞うのが美しい)	朝顔節
	鶯	(山の鶯は春になれば鳴く 私たちも時節がくればお会いしましょう 島の友人たちよ)	俊良主節
家畜等	赤ひげ	「赤ひげ居った 居った 赤ひげ一匹つければ 玄米ぬ三升や うきむんじゃ」 (赤ひげがいたぞ 赤ひげ一匹捕れば、玄米の三升、儲けものだ)	赤ひげ鳥
	山鴉・山鳥	磯端の松の木の辺に山鳥が子を生んでいるが親鳥は飛ぼうとし、子鳥は餌を食べようと鳴いている	請くま売女節
	牛	いびじの(海老角、海老のように鋭い角を持った牛)、とれうし(喧嘩牛、闘牛用の牛)が出てくる	全島口説(徳之島)
	山羊	「行けば行き離れ 戻ればぬ山羊や 千里駆け戻て 元ぬ山羊」(意味不詳)	(踊り唄)やんばる

カテゴリー	名 称	備 考	島唄名
植物など	あだん葉	「山原ぬ習い あだん葉ぬ筵 敷かば寄りみしよれ 首里ぬ主前」	(踊り唄) やんばる
	あさごろ、ゆずる	「山ぬ木ぬ軽さ あさぐるとうゆぐる」(あさごろ、ゆずる木の種類?)	糸満あかぶさ(夏目踊り)
	いしょがね	「いしょがね浜」実のなる植物の一種	しきしま口説
	芋	芋ぬ葉	ヨーカナ節
	うらじろ、ユズリ葉	元旦の朝、床の間に向かって見ると 裏白とユズリ葉で祝ってあって美しい	長朝花
	百合ぬ花	見たい愛しい親兄弟たちよ それよりも見たいものは2, 3月に咲く百合の花	俊良主節
	金かぶ	「道ぬ端ぬ金かぶぐわ来年もなれよ金かぶぐわ」(蜜柑の一種とも蕪類の一種とも言われる)	金かぶ節
	くさん竹	「くさん竹ぬ節や 間隔近きややすいが 其れいよりも近きやさや汝ん縁と吾ん縁」	徳ぬさみ岳
	くば・くばぬ葉	くばの葉(枇杷の葉)であるが、もちなし(その形状のことか)のきれいなこと。玉の団扇	くばぬ葉節
	笹草	「海ぬ笹草や 浦々に寄よい 此処愛しやあていど 此処に寄よい付ちやる」	海ぬ笹草
	地豆、生姜、竹藪、たーむじ、蘇鉄、芭蕉葉	たーむじ(芋の葉に似た葉を持つ食用植物)	全島口説(徳之島)
	椎	椎は成るな。阿室のちょうまち(女性名)のように骨を散らすよ(くるだんど節) ※椎はどんぐりが成り、かつて重要な食料とされた	くるだんど 昔くるだんど節
	蘇鉄	「西ノ口から白帆を巻き巻きやってくる。もう食べ物も大丈夫。蘇鉄の実から採ったでん粉の粥などもう捨ててしまいなさい。」(蘇鉄粥:かつての飢饉食)	豊年節
	ちば葉	「ちば葉ぬ芭蕉葉ぬ 其処なんあるが」 ちば葉(つばさ、植物名)	ちょうきく節
	とびらぎ	「山ぬ木ぬ臭さ とっぴいら木ぬ臭さ」 植物名 臭気が強い	糸満あかぶさ(夏目踊り)
	芭蕉・芭蕉葉	「こころ持てばかな 芭蕉ぬ葉ぬ広さ 松の葉の狭さ こころ持てなヨかな」	うらとみ(八月踊り唄)
	ゆだくらばな	「めーとく(人名) 田袋ぬめんちゃ加那 山躑躅花(ゆだくらばな)にちん惚れて・」	子守唄
	榕樹	「湯湾の榕樹(ガジュマル)のところに、鞍を掛けた立派な馬が立っている それに乗ろう・」	あんちゃんな節
	辣蕪(らっきょ)	(三京の山には、らっきょを作るものでないよ。ちょうきく(女性名)まんきく(男性名)のように、骨を散らして(死んで)しまうよ)」	ちょうきく節
	木耳・なば	大和浜の降り口辺に餅米のご飯があるということだ。それのおかずには、茸、木耳、さい(沼エビ)、たなが(手長エビ)だ。	コウキ節、雨なぐれ、あんちゃんな節

[出典:「奄美民謡総覧(※)」をもとに作成]

※奄美民謡総覧

出版社: 南方新社

監 修: 指宿 良彦

編 者: セントラル楽器奄美民謡企画部、指宿 正樹、指宿 邦彦、小川 学夫

7 奄美の歴史年表

統治	西 暦	和 暦	できごと等	
	1億年前		奄美は海底にある①	
	1500万年前		琉球弧が初めて陸地になる② 沖縄トラフの形成②	
旧石器時代	180～150万年前		第一陸繋期(台湾から南・中琉球まで)② 氷期と間氷期を4度ほど繰り返す②	
	20～12万年前		第二陸繋期(台湾から南・中琉球まで)②	
	3～1万年前		第三陸繋期(台湾から南琉球まで)②	
	2万5千年前ごろ		生活址などが発見されている(奄美市・喜子川遺跡)①	
	2万1千年前		最寒冷期、最大海面底期①	
	1万8千年前		最終氷期①	
縄文時代	1万年前ごろ		現在のような琉球列島の島の状態になる②	
	9,500年前		温暖化期、縄文海進①	
	約7,000～6,000年前		縄文海進と呼ばれる海面上昇に伴い砂丘が形成(古砂丘)② 弥生の小海退の影響により海岸砂丘が形成(新砂丘)② *奄美群島における現代の集落のほとんどは当該期以降に形成された新砂丘に立地している②	
弥生時代～古墳時代	西暦300年ごろ		この頃稲作伝来し、農業生活始まる③	
按司世	600	推古8年	この頃按司の発生①	
那覇世(琉球王朝)	1440年前後	永享12年前後	奄美大島が琉球王朝に支配される④	
	1604	慶長9年	野国総管、甘蔗をもたらす③	
大和世(薩摩藩)	1609	慶長16年	奄美群島、薩摩藩の直轄地となる②	
	1701	元禄14年	この頃大島代官、はげの木を1人につき5本ずつ年々植えさせ、黍見回りにはげのことも兼務させる③	
	1719	享保4年	幕府新田開発を奨励③	
	1872	明治5年10月	県、桑苗を配り養蚕を奨励する①	
鹿児島県	1875	明治8年	このころから石油使用始まる①	
	1880	明治13年	坊津の者、曾津高崎沖においてかつお漁業を試みる①	
	1880	明治13年	今年度からハブ撲殺費として3年間金400円ずつ交付、16年以降3年も同額交付③	
	1881	明治14年	請阿室集落の土地区画整理完成(奄美で最初の土地区画整理)①	
	1884	明治17年	村内に87台の製糖用水車が回っていた④	
	1885	明治18年7月	県道10線開通し18路線となる(名瀬港-支庁間を二等県道、名瀬-大和浜-宇検間、名瀬-金久-山間-古仁屋間を三等県道に指定)①	
	1896	明治29年8月	鹿児島-名瀬間に海底電話線敷設①	
	1897	明治30年	秋頃からカツオ漁業、鯉節製造始まる。特に西古見、管鈍、平田盛ん③	
	1898	明治31年	大島から蘇鉄葉を神戸に移出③	
	1900	明治33年	肝属郡前田孫吉、西古見でカツオ試漁、以後、カツオ漁盛んとなる③	
	1901	明治34年9月	全島ねずみ狩実施③	
	1905	明治38年	砂糖きび栽培が盛んになり栽培面積が1,597ヘクタールに達する④	
	1906	明治39年	茶種子の無償配布をし、栽培を試みる③	
	1908	明治41年2月	大阪商船、大阪-鹿児島-名瀬-古仁屋-徳之島-喜界航路を開く①	
	1910	明治43年	油井小島、俵小島で真珠養殖開始、大正6年初めて収穫③	
	1910	明治43年	植林奨励規則制定され、翌年から補助金交付③	
	1911	明治44年9月	大島電気株式会社開業⑥大島電気株式会社営業開始①	
	1912	明治45年4月	大島糖業試験場設置(現県農業試験場大島支場の前身)①	
	1912	大正元年10月	東洋捕鯨株式会社、東方村久根津に根拠地を置く(大正13年休業)①	
	1919	大正8年1月	名瀬金久-伊津部間に電話開通(奄美で最初の市内電話)①	
	1919	大正8年8月	住用水力発電所完成(名瀬・住用に供給、奄美で最初の水力発電所)①	
	1920	大正9年	奄美で最初の自動車が走る①	
	1921	大正10年3月	ルリカケス、アマミノクロウサギが天然記念物に指定される①	
	1921	大正10年	この年、赤木名-名瀬-住用間に乗合自動車運行①	
	1922	大正11年5月	県令でハブ駆除費補助規定を定める③	
	1933	昭和8年3月	大島郡で水稲早期栽培着手(風対策のため県農業試験場が開発)①	
	1941	昭和16年	元井綱信氏が垂水からぼんかんの苗を導入し700本植える。奄美群島でのぼんかん栽培の始まりとなる④	
	米軍	1946	昭和21年1月	連合軍最高司令部の覚書により、本土と分離される⑥
	鹿児島県	1953	昭和28年12月	奄美群島は日本に返還され、再び鹿児島県大島支庁が設置される⑥
		1953	昭和28年	終戦後の食糧難のために山腹まで開墾され甘蔗の切替畑栽培が行われる④
		1953	昭和28年	当分の間、奄美群島から奄美群島以外の地域への、ミカンコミバエ、アリモドクゾウムシ、アフリカマイマイの移動が禁止される④
		1954	昭和29年6月	奄美群島復興特別措置法制定(昭和29年法律第189号)⑥
1955		昭和30年9月	油井小島で真珠母貝「マベ貝」の増殖に成功①	
1955		昭和30年	岩崎産業大和製材工場操業②	
1957		昭和32年	本格的なLPガス導入開始⑥	
	1959	昭和34年9月	新住用水力発電所完成、11月運用開始(県内初、九州で2番目の高堰堤アーチダム)①	

統治	西 暦	和 暦	できごと等
鹿児島県	1961	昭和36年12月	瀬戸内漁協捕鯨事業認可、久根津に処理場開設①
	1961	昭和36年12月	笠利町に富国製糖奄美工場完成①
	1963	昭和38年7月	アマミノクロウサギが国の特別天然記念物に指定される①
	1964	昭和39年7月	奄美空港と鹿児島、徳之島、喜界島を結ぶ航空路線開設①
	1965	昭和40年	市集落到うなぎの養殖施設が完成する④
	1966	昭和41年	奄美の全島に電力が供給される④
	1967	昭和42年5月	名瀬市で都市ガス供給開始①
	1967	昭和42年	養殖漁業への第一歩として内海にクルマエビを30万尾放流する④
	1967	昭和42年	新しい禁漁区を設定し、伊勢えび等を保護する④
	1968	昭和43年3月	宇検村田検に奄美大島最初のチップ工場完成①
	1968	昭和43年	佐大熊埋立工事完了③
	1968	昭和43年11月	アカヒゲが国の天然記念物に指定される①
	1969	昭和44年5月	瀬戸内町でアフリカマイマイ航空防除試験①
	1969	昭和44年10月	蘇川浦底でクルマエビの養殖着手、稚魚15万尾放流①
	1969	昭和44年	佐大熊小浜埋立工事完成③
	1969	昭和44年	戸玉集落到チップ工場(協栄木材)を誘致し、パルプ・チップの生産を始める④
	1970	昭和45年5月	第三次土地区画整理事業完了③
	1970	昭和45年7月	奄美の自動車、1万台突破①
	1970	昭和45年11月	本場奄美大島純20万反突破①
	1971	昭和46年1月	金作原林道貫通落成式③
	1972	昭和47年2月	奄美大島のスーパー林道開通①
	1972	昭和47年2月	古仁屋地区に都市ガス供給始まる(瀬戸内ガス)①
	1972	昭和47年	大島中央林道開通式③
	1972	昭和47年	砂糖さびに代わり、ぼんかん・実えんどう・にんにく等への転作が農家同士の連携により進められる④
	1974	昭和49年1月	奄美群島国定公園を指定③
	1974	昭和49年4月	オニヒトデ駆除事業開始、ミカンコミバエ全都一斉防除着手①
	1975	昭和50年12月	名瀬市鳩浜埋立完成①
	1977	昭和52年1月	米丸操支庁長、与路島を「ハブ撲滅モデル地区」に指定①
	1977	昭和52年9月	「イノシシ」加計呂麻島に急増被害目立つ①
	1979	昭和54年5月	奄美大島、喜界島、徳之島でミカンコミバエ根絶、生果持ち出し解禁①
	1979	昭和54年12月	春日埋め立て完成(6,620平方メートル)①
	1980	昭和55年10月	節子養豚団地飼養開始①
	1981	昭和56年7月	国道58号線の全線舗装完成(名瀬-古仁屋間が30分短縮され1時間半となる)①
	1984	昭和59年	希少動植物保護のため住用鳥獣保護区と八津野鳥獣保護区が設定される④
	1985	昭和60年3月	芦瀬地先公有水面埋立事業(6.74ヘクタール)着工①
	1987	昭和62年6月	芦瀬埋立完成①
	1987	昭和62年	ウリミバエが根絶されたので、カボチャ等の島外への持ち出しが解禁となる④
	1988	昭和63年	新奄美空港が開港し、ジェット機が就航する④
	1989	平成元年	ウリミバエ撲滅宣言が出される④
	1989	平成元年	リュウキュウアユの稚魚2千尾を沖縄県名護市へ送る④
	1991	平成3年9月	宇検村湯湾干拓地の潮遊地埋立完成(住宅地・工場用地)①
	1991	平成3年	種苗放流として奄美で初めて内海と住用湾に台湾ガザミの稚ガニ6万匹を、市沖にトコブシを放流する④
	1992	平成4年	村漁協が育てたガザミ10万匹を放流する④
	1993	平成5年3月	松くい虫芝の山林で確認、大島支庁農林課発表①
	1993	平成5年	台湾ガザミの稚ガニ5万匹を内海、山間湾、市港に放流する④
	1998	平成10年9月	「奄美野鳥の会」ハミヤ島で「オオミズナギドリ」の繁殖確認①
	1998	平成10年9月	サンゴの白化現象、瀬戸内町を含む琉球列島全域に広がる①
	1999	平成11年1月	ヤンバルトサカヤスデ発生、奄美全域に拡大①
	2000	平成12年4月	奄美フォレストポリス全施設開園(4月15日)②
	2000	平成12年4月	奄美野生生物保護センター開所(4月26日)②
2000	平成12年7月	大島海峡で「オニヒトデ」異常発生(16日間で4,288匹駆除)①	
2000	平成12年10月	環境庁、奄美大島のマングローブ本格駆除開始①	
2001	平成13年7月	マングローブパーク開園④	
2006	平成18年5月	オニヒトデ買い取り、サンゴ保護で奄美初①	
2008	平成20年4月	大和ダム供用開始②	
2014	平成26年7月	格安航空会社(LCC)が奄美路線に就航⑥	
2015	平成27年12月	ミカンコミバエ種群の発生による規制対象品目の島外移動規制始まる⑥	
2016	平成28年7月	奄美大島におけるミカンコミバエ種群の緊急防除省令を廃止⑥	
2017	平成29年3月	奄美群島国立公園誕生⑥	
2018	平成30年3月	環境省、県、奄美大島5市町村によるノネコ管理計画策定⑥	

出典

- ①瀬戸内町誌 歴史編(瀬戸内誌歴史編編集委員会)
- ②大和村誌(大和村誌編集委員会)
- ③龍郷町誌 歴史編(龍郷町誌歴史編編集委員会)
- ④わきゃシマぬあゆみ 第1集(住用村誌編集委員会)
- ⑤名瀬市誌 上巻(名瀬市誌編集委員会, 1983)
- ⑥平成26年度～平成30年度奄美群島の概況(鹿児島県 大島支庁 総務企画部 総務企画課)

8 奄美大島における主な自然ふれあい関連施設

施設名	概要	関連ウェブサイト
奄美野生生物保護センター	奄美群島の生き物や生態系を保全することを目的に設立された環境省の施設です。希少な野生生物の生息・生育状況の把握や、マンブーアの捕獲をしており、野生生物保護に対する理解や関心を深めるために映像・展示等でわかりやすく解説しています。	奄美野生生物保護センター (のんびり奄美 ウェブサイト)
奄美自然観察の森	長雲山系を活用し、自然とふれあいながら自然の素晴らしさを体験・学習することができます。園内の森の館では身近にある自然をわかりやすく紹介するため展示やスライド、ビデオ上映などを行っています。	奄美自然観察の森 (のんびり奄美 ウェブサイト)
奄美フォレストポリス	ふれあいゾーン、水辺のゾーン、キャンプゾーン、溪流ゾーンの4つのゾーンからなる亜熱帯森林内の公園です。様々な施設が整っている観光スポットの一つで、各ゾーンごとに遊びながら自然とのふれあいや、野外観察などを楽しむことができます。	奄美フォレストポリス(奄美森林浴公園) (のんびり奄美ウェブサイト)
黒潮の森マングローブパーク	マングローブ原生林と、絶滅危惧種のリュウキュウアユの生態などを自然とふれあいながら紹介する公園施設です。館内では写真やシアターなどで生物たちについて知ることができます。また、マングローブ原生林内を探検することができるカヌー体験は大変人気があります。	黒潮の森マングローブパーク (のんびり奄美 ウェブサイト)
奄美市立奄美博物館	奄美特有の文化や歴史、奄美の自然状況などについて模型や道具などの豊富な資料を展示しています。奄美について詳しく知ることができます。	奄美博物館 (のんびり奄美 ウェブサイト)
奄美海洋展示館	「海と人との共生」をテーマに、奄美の人々との暮らしと海との深い関わりを知ることができる施設です。奄美近海のいろいろな生物や昔ながらの伝統漁法(イザリ漁)などを展示しています。	奄美海洋展示館 (奄美市 ウェブサイト)
瀬戸内町立図書館・郷土館	国指定重要民俗文化財の諸鈍シバヤや油井豊年踊り、ノロの祭具などの資料を展示しているほか、瀬戸内町の歴史や文化、伝統芸能についても写真や映像などでわかりやすく学ぶことができます。	瀬戸内町立図書館・郷土館 (のんびり奄美 ウェブサイト)
本場奄美大島泥染紬公園	奄美大島の伝統産業である「本場奄美大島紬」。絹糸を泥で染めるのは、この大島紬ならではの手法です。本場奄美大島紬泥染公園は、この泥染を体験できる場所として利用されています。一般の観光客の方も、気軽にTシャツやハンカチなどの染め物体験ができます。	泥染公園 (奄美市 ウェブサイト)
鹿児島県立奄美少年自然の家	奄美の豊かな自然と文化を生かした体験活動を通して青少年の健全育成を図るとともに、生涯学習の拠点施設として地域と一体となった運営に努めています。	奄美少年自然の家 (鹿児島県 ウェブサイト)
生涯学習センター「元気の出る館」	倉木崎海底遺跡の遺物及びノロ関係資料等の展示を行っています。	生涯学習センター「元気の出る館」 (宇検村 ウェブサイト)
あやまる岬	奄美市笠利の北東部に位置している太平洋につきだした岬です。こんもりと丸い地形が綾にありなす「まり」に似ていることからその名がついたと言われています。	あやまる岬 (のんびり奄美 ウェブサイト)
油井岳展望台	奄美大島と加計呂麻島の間横たわる美しいリアス海岸と大島海峡を一望できます。加計呂麻島、請島、与路島に加え、徳之島まで見渡せることがあります。	油井岳展望台 (のんびり奄美 ウェブサイト)

[出典：各種資料をもとに作成]

9 奄美大島生物多様性地域戦略 策定から改訂までの経過

策定時(2013年～2015年(平成25年～平成27年))

(1) 奄美大島生物多様性地域戦略策定運用協議会

開催年月日		概要	会場
2013年(平成25年)	10月10日	設置準備会、第1回協議会 (事業計画、予算承認)	奄美市役所 4階 会議室
2014年(平成26年)	2月26日	第2回協議会 (事業経過確認)	奄美市 中央公民館

(2) 奄美大島生物多様性地域戦略策定に係る専門委員会

開催年月日		概要
2013年(平成25年)	11月 7日	策定方針、策定手順等の検討
2014年(平成26年)	2月 7日	骨子案と重点施策及び行動計画の考え方検討
	8月21日	基本的事項と重点施策及び行動計画内容検討
	10月20日	戦略原案の確認

(3) 地域意見交換会

(第1回目:大切にしたい島の宝物、未来の奄美の姿についてのイメージ作り)

開催年月日		地域	会場	参加者
2014年(平成26年)	1月15日	龍郷町	役場会議室	14名
	1月16日	大和村	役場会議室	12名
	1月17日	宇検村	役場会議室	9名
	1月20日	奄美市	奄美振興会館	10名
	1月22日	瀬戸内町	郷土館	12名

合計57名

(第2回目:地域戦略の行動計画に必要なものについての意見交換)

開催年月日		地域	会場	参加者
2014年(平成26年)	8月26日	龍郷町	役場会議室	5名
	8月27日	大和村	役場会議室	9名
	8月28日	宇検村	役場会議室	8名
	8月29日	瀬戸内町	郷土館	13名
	9月 2日	奄美市	奄美市中央公民館	3名

合計38名

(4) 地域住民等意見聞き取り

(第1回目:大切にしたい島の宝物、未来の奄美についての意見聴取)

開催年月日		地域	参加者
2014年(平成26年)	1月15日	龍郷町	4名
	1月16日・19日	大和村	4名
	1月17日	宇検村	4名他
	1月20日・21日	奄美市	7名
	1月22日・23日	瀬戸内町	5名

合計24名

(第2回目:地域戦略の行動計画・重点施策についての意見聴取)

開催年月日		地域	参加者
2014年(平成26年)	8月28日	大和村	4名
	8月29日	龍郷町	4名
	8月29日	宇検村	4名
	9月 1日	瀬戸内町	4名
	9月 2日～4日	奄美市	5名

合計21名

(5) 市町村 庁内検討会

(第1回：素案内容検討)

開催年月日		市町村名
2014年(平成26年)	7月23日	奄美市
	7月24日	大和村
	7月24日	宇検村
	7月25日	瀬戸内町
	7月25日	龍郷町

(第2回：原案内容検討)

開催年月日	市町村名
2014年(平成26年) 12月19日	奄美市

(6) パブリックコメント

意見提出者 6名
意見の件数 101件

意見反映の検討結果

A：意見の趣旨などを反映し、案に盛り込むもの	62件
B：意見の趣旨などは、案に盛り込み済みのもの	6件
C：案に盛り込まないもの	27件
D：具体的な事業の実施にあたり参考にするもの	20件
E：その他質問・感想・要望など	0件

意見反映の検討結果については、複数の区分での取扱となるご意見があったため、意見の件数は101件ですが、意見反映の検討結果の合計は115件となりました。

改訂時(2019年～2020年(平成31年～令和2年))

(1) 奄美大島生物多様性地域戦略改訂に係る専門委員会

開催年月日	概要
2019年(令和元年) 11月24日	中間評価案及び改訂骨子案の検討
2020年(令和2年) 2月4日	改訂案の検討及び専門委員会付帯意見等の提示

10 関係者名簿

平成25年度・26年度奄美大島生物多様性地域戦略策定に係る専門委員会委員

氏名	所属	備考
興 克樹	奄美海洋生物研究会 会長	
岡野 隆宏	元 鹿児島大学 特任准教授、現 環境省	H25年度
小栗 有子	鹿児島大学 生涯学習教育研究センター 准教授	H26年度
小野寺 浩	東京大学 特任教授	◎
喜島 浩介	奄美群島エコツアーガイド連絡協議会 会長	
四宮 明彦	元 鹿児島大学 教授	
清正 斉	NPO法人 奄美野鳥の会	
常田 守	NPO法人 環境ネットワーク奄美 副代表	
中山 清美	元 奄美市立奄美博物館 館長	○
服部 正策	東京大学 医科学研究所奄美病害動物研究施設 特任研究員	
馬場 繁幸	元 琉球大学 教授、NPO法人 国際マングローブ生態系協会	
濱田 太	写真家	
福田 晴夫	元 鹿児島県立博物館 館長	
山下 弘	奄美市盗採防止パトロール員、植物写真家	
山田 文雄	独立行政法人 森林総合研究所 上席研究員	
横田 昌嗣	琉球大学 理学部 教授	

◎委員長、○副委員長

令和元年度奄美大島生物多様性地域戦略改訂に係る専門委員会委員

氏名	所属	備考
岩田 治郎	前 一般社団法人 地球温暖化防止全国ネット 専務理事	
小野寺 浩	鹿児島大学 客員教授	◎
服部 正策	東京大学 医科学研究所奄美病害動物研究施設 特任研究員	
本田 勝規	独立行政法人 奄美群島振興開発基金 理事長	

◎委員長

11 関連事業

(1) 学習会・自然体験会

開催年月日		会場	内容
2013年 (平成25年)	11月 5日	奄美市 奄美振興会館	学習会 奄美の魅力を感じる夜語り会～先生たちと話してみよう～
	11月 6日	宇検村 元気の出る館	学習会 奄美の魅力を感じる夜語り会～先生たちと話してみよう～
2014年 (平成26年)	2月 8日	奄美市 役勝エコロード	奄美大島の自然の豊かさを感じる自然観察会
		瀬戸内町 郷土館	リュウキュウアユ・アマミノクロウサギ・マングローブ学習会
		宇検村 元気の出る館	リュウキュウアユ・アマミノクロウサギ・マングローブ学習会
		大和村 フォレストポリス	奄美大島の自然の豊かさを感じる自然観察会
	2月 9日	龍郷町 自然観察の森	奄美大島の自然の豊かさを感じる自然観察会
	8月19日	龍郷町 自然観察の森	奄美大島の自然の豊かさを感じる自然観察会
	8月20日	奄美市 マングローブパーク	奄美大島の貴重な自然 リュウキュウアユとマングローブの観察
		瀬戸内町 高知山	奄美大島の自然の豊かさを感じる自然観察会
宇検村 河内川流域		リュウキュウアユの生涯を体感する自然観察会	
大和村 フォレストポリス		奄美大島の自然の豊かさを感じる自然観察会	

(2) 環境保全アクションイベント

開催年月日		会場	内容	備考
2014年 (平成26年)	10月18日	龍郷町 自然観察の森	ビオトープ造りに向けた生き物の移動作戦	
	10月19日	奄美市 マングローブパーク	奄美大島の貴重な魚 リュウキュウアユ保全活動(産卵床作り)	
		瀬戸内町 高知山	外来植物(アメリカハマグルマ) 駆除	
		宇検村 湯湾	マングローブの再生に向けたメヒルギの試験植栽	台風で2015年(平成27年)2月22日に延期
		大和村 フォレストポリス	外来植物(アメリカハマグルマ) 駆除	台風で2015年(平成27年)1月31日に延期

(3) 奄美大島生物多様性地域戦略原案広報イベント

開催年月日		会場	内容
2014年 (平成26年)	2月21日	奄美市AiAiひろば	<ul style="list-style-type: none"> 地域戦略解説 パネルディスカッションにより生物多様性の保全と持続可能な利用について私達が関われることを協議 会場との意見交換

裏表紙写真(奄美大島の自然と人の関わり)

三太郎古道 奄美市	マリンレジャー 大和村
龍郷町秋名の水田 龍郷町	
ケンムンガジュマル 自然環境研究センター	自然からの恵みを郷土料理に 泉 和子

上段：内 容
下段：撮影者

出典の表記方法についての注解

- ・書籍については、原則として書名及び著編者名を記載しました。ただし、同名のものが複数ある場合には出版年も併せて記載しました。
- ・複数年にわたり継続して出版されている書籍については、書名、著編者名は最新のものを記載しました。
- ・インターネット上の資料については、ウェブページの名称及びウェブサイトの管理者名を記載しました。

**奄美大島生物多様性地域戦略
(2015-2024)**

～自然と共に生きる奄美のしま創りプラン～

2015年(平成27年)3月 策定

2020年(令和2年)3月 改訂・発行

発行 奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町

制作・編集 一般財団法人 自然環境研究センター

奄美大島自然保護協議会

事務局：奄美市 総務部 プロジェクト推進課 世界自然遺産推進室

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25-8

電 話：0997-52-1111

ファックス：0997-52-1001



地球のいのち、つないでいこう

奄美大島生物多様性地域戦略（2015－2024）